

第2編

基本計画

第七次天童市総合計画

施策の体系

基本構想

基本計画

第1章

健康と健やかな成長を
支え合うまちづくり

第1節 あたたく支え合う福祉の充実

第1項 地域福祉

第2項 高齢者福祉

第3項 障がい者福祉

第2節 安心して子育てできる環境の充実

第1項 子ども・子育て支援

第3節 健やかな心と体を支える保健と医療の充実

第1項 健康づくり

第2項 母子保健

第3項 地域医療

第4節 将来にわたり安心できる社会保障の確保

第1項 公的医療保険・国民年金

第2項 低所得者福祉

第2章

産業の活力と
魅力あふれる
まちづくり

第1節 競争力のある農林業の振興

第1項 農林業

第2節 持続・成長する工業の振興

第1項 工業

第2項 企業誘致・産業創出

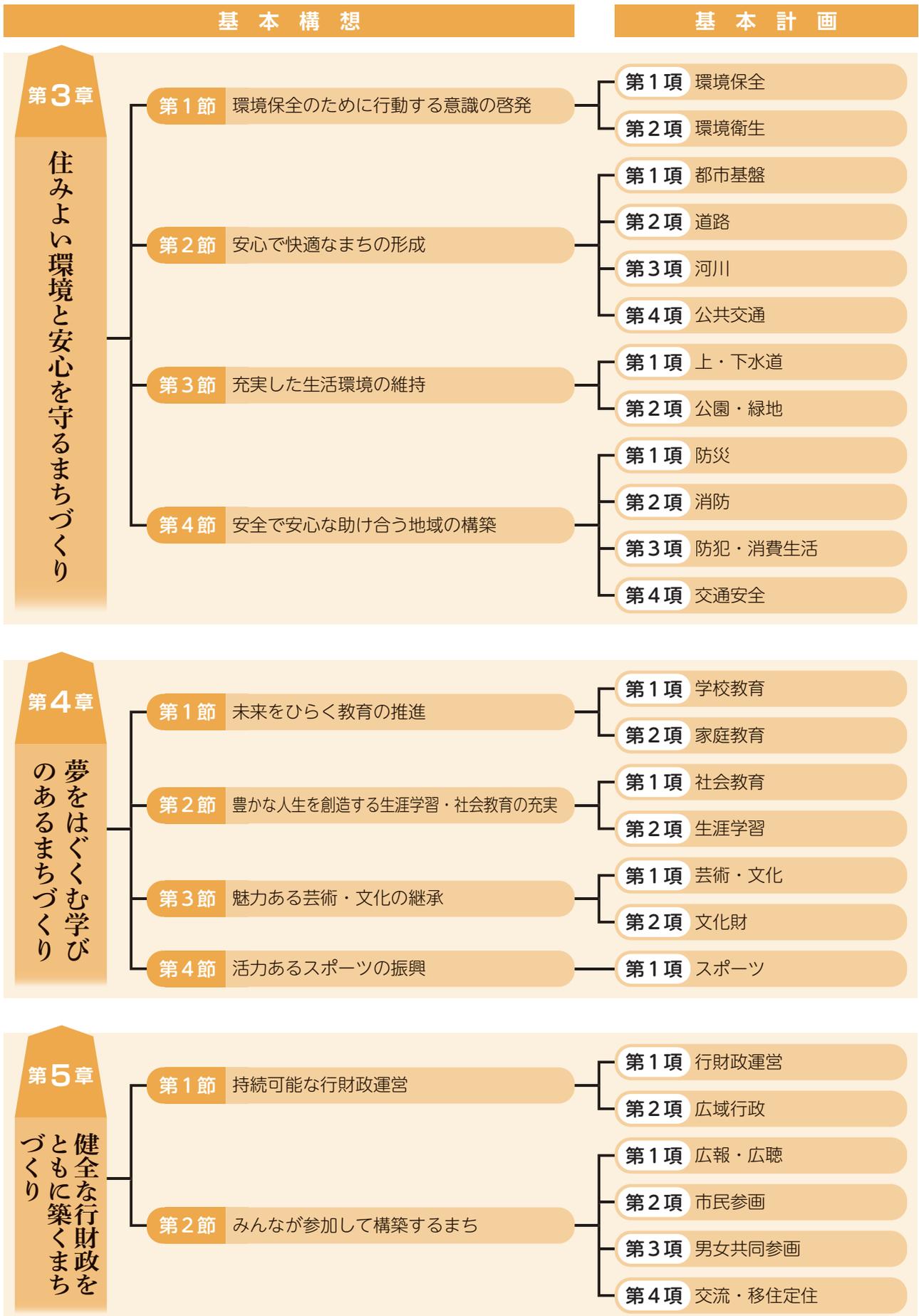
第3節 観光の振興とにぎわいのある商業の促進

第1項 観光

第2項 商業

第4節 雇用の創出と労働環境の充実

第1項 雇用・労働環境



施策の体系

未来創生プロジェクト

本市では、人口減少や地域経済縮小などの克服に向け、まちの魅力と交流の拡大、子育て世帯を中心にした支援、産業の活力向上を大きな柱として、天童市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を平成27(2015)年度に策定しました。

第七次天童市総合計画においても、人口減少や少子高齢化に伴う様々な課題の克服は大きなテーマの一つであり、総合戦略に継続して取り組み、その着実な推進を図る必要があります。

さらに、将来都市像の実現と人口目標の達成には、その他の関連する事業についても、総合戦略と一体的に連携して取り組み、相乗効果を発揮していくことが求められます。

これらのことから、持続可能な未来に続く架け橋となるよう、総合戦略に掲げる事業も含め各分野の事業を7つのプロジェクトに編成し、重点的・横断的に取り組むプロジェクトとして「未来創生プロジェクト」を設定するものです。

1 子育て応援プロジェクト

2 教育・学習向上プロジェクト

3 移住定住・結婚支援プロジェクト

4 防災・安全強化プロジェクト

5 観光・交流充実プロジェクト

6 産業振興・雇用対策プロジェクト

7 生活安心充実プロジェクト

1

子育て応援 プロジェクト

未来創生
プロジェクト

今後さらなる少子化が懸念される中、長期的な観点から、出生率の低下は全国的な課題であり、その回復は国においても重要な施策となっています。また、少子化の社会にあって、子育てしやすい環境は、まちの大きな魅力になります。

本市では、これまで重点施策として子育て支援に取り組んできました。これからも、安心して子どもを生み育てられるまちを目指し、子育てに係る環境整備や経済的な負担軽減、親子の健康増進、家庭と仕事の両立をはじめとする様々な施策を継続するとともに、より一層充実させながら子育て世代を支援します。

主な事業

- 高校3年生(18歳)までの医療費無料化事業
- 第3子以降保育料無料化事業
- 認可保育所・認定こども園等整備事業
- 児童館の認定こども園化事業
- 放課後児童クラブ整備事業
- 保育人材確保事業
- 子育て未来館げんキッズ地域連携事業
- 児童発達支援施設整備支援事業
- 母子保健コーディネーター事業
- 中学生ピロリ抗体検査・除菌事業
- 第3子以降学校給食費無料化事業



教育・学習向上 プロジェクト

子どもの学力を向上させることは、将来の可能性を広げることにつながります。

未来を担う子どもの夢を実現させ、社会での活躍に向け、質の高い教育により個人の能力を伸ばすとともに、児童生徒一人ひとりが生き生きと学校生活を送れるように、学校教育環境の充実や教員の指導力の向上、特色ある学校づくりを推進します。また、学力の底上げに向けた支援に取り組むなど、教育に係る不安の解消に努めつつ、保護者の負担軽減を図りながら、全ての子どもの学びの力の成長を目指します。

主な事業

- ALTによる小中学校英語教育充実事業
- 実用英語技能検定受験推進事業
- 小学校空調設備改修事業
- 学校環境改善事業
- ICT教育環境整備推進事業
- 低所得世帯等の児童生徒に対する学習支援事業
- 中学校における自主学習会開催事業
- 特別支援学校の送迎支援事業



移住定住・結婚支援 プロジェクト

本市はこれまで、継続した土地区画整理等により優良な宅地を提供し、移り住む人を確保することで、人口の増加等の発展を遂げてきました。

均衡のとれた宅地の開発と住宅取得の支援、積極的なPR活動などに取り組み、幅広い年齢層の移住・定住を進めるとともに、大学等を卒業する年齢層の本市回帰を促します。また、結婚に係る経済的不安の軽減や男女の出会いの機会の創出など、結婚したい人の希望をかなえられるよう結婚活動を支援する取組を積極的に展開し、住んでみたい、住み続けたい、戻ってきたいと思えるまちづくりを目指します。

主な事業

- 芳賀土地区画整理事業
- 田園居住地整備事業
- 定住促進・子育て世帯支援事業
- 空き家バンク登録促進事業
- 空き家移住推進事業
- 奨学金返還支援事業
- 結婚活動支援事業
- むらやま広域婚活サポート事業
- 結婚新生活支援事業

4

防災・安全強化 プロジェクト

近年、地震や豪雨といった災害の全国的な発生のほか、近隣国の軍事行動などによって、生命や財産が脅かされることが危惧されます。また、都市化の進展による犯罪や交通事故の増加も懸念されることから、防災・安全に対する市民の関心が高まっています。

災害や事故等は未然に防ぐことはもちろんのこと、発生した場合でも的確で速やかな対応ができることは、魅力的なまちを目指すうえで重要な要素の一つでもあることから、災害や有事への備えに万全を期すための取組を強化します。また、日常生活における交通安全や防犯を進め、安全で安心なまちを目指します。

主な事業

- 雨水対策整備事業
- 同報系防災行政無線・戸別受信機整備事業
- 消防車両更新整備事業
- 消防団機能強化事業
- 安全・安心なまちづくり推進事業
- 公衆街路灯設置事業

未来創生
プロジェクト



観光・交流充実 プロジェクト

交流人口を増やしていくことは、まちの活気を高め、魅力的なまちづくりにつながるものです。

本市には、将棋駒や天童温泉、観光果樹園、年間を通じた様々なまつり、文化財、プロスポーツのホームスタジアムなど、多種多様な観光資源があります。

これらの恵まれた観光資源のほか、埋もれている観光資源の掘り起こしにも努め、これらを有効に活用するとともに、インバウンドへの対応を含めたハード・ソフトの両面からの特色と魅力ある観光のまちづくりを推進します。加えて、他自治体との広域的な連携を強化しながら、国内外への積極的な情報発信や広報を行い、年間を通して誘客を図り、交流の拡大を目指します。また、人や物の流通の基盤となる幹線道路等について整備を進めるほか、高速交通の利便性向上を図ることで、交流を促進します。

主な事業

- インバウンド推進事業
- 誘客促進交通費支援事業
- 日本一の将棋のまちプロモーション事業
- スマートインターチェンジの整備促進事業
- 市道天童東根線の整備事業
- 新たな天童の顔づくり事業
- プロスポーツホームタウン推進事業
- 天童ラ・フランスマラソン開催事業
- 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン交流事業
- モンテディオ山形新スタジアム誘致事業



産業振興・雇用対策 プロジェクト

地元の経済が活性化することは、人や物の流れを大きくし、雇用のみならず、移住・定住や、さらには結婚、出産などにおいても好影響をもたらします。

農業、工業、商業、それぞれの産業を活性化するとともに、観光との連携による相乗効果によりさらなる振興を図り、持続性のある活気に満ちた地域経済の確立を目指すほか、起業等が行いやすい環境を整備するなど、活性化に向けた取組や人材の育成・確保を支援します。

雇用の確保に向けては、優れた交通アクセスや災害の少なさなどの本市の利点を生かした工業団地の整備に取り組むとともに、優良企業の誘致を進めることで、魅力的な仕事と雇用の創出を図ります。また、ふるさと納税が持つ地域経済の活性化とアピール性という側面を生かし、地元特産品のブランド確立等を目指します。

主な事業

- 農業後継者等支援事業
- 農業経営所得等安定対策事業
- 特産果実消費宣伝事業
- 農作物被害対策事業
- 天童将棋駒産業振興事業
- 新たな工業団地整備事業
- 商業振興資金利子補給・商工業金融対策補助事業
- 中心市街地活性化対策事業
- 山形労働局との連携による雇用対策事業
- 雇用促進助成事業
- ふるさと納税推進事業



7

生活安心充実 プロジェクト

未来創生
プロジェクト

地域における団体への加入や活動への参加者の減少に見られるように、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。地域の連帯感や助け合いの精神は、環境衛生や防災、防犯など、様々な分野において地域での暮らしを支える基礎となるものであり、特に高齢化が進行する社会にあっては、あたたかく住みよいまちづくりに欠かすことのできないものです。

そのため、人と人のつながりを大切にした社会教育活動や地域活動の促進に向けた支援を継続するとともに、施設整備も含めた介護の充実など、常に安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。また、住む人にやさしく暮らしやすいまちを目指し、買い物や通院などの日常生活における移動の利便性を一層向上させるとともに、生活に関わる必要な情報を誰もが分かりやすく入手しやすい環境を整えるなど、まちの魅力を高めます。

主な事業

- 高齢者健康福祉施設整備事業
- 地域包括ケアシステム構築事業
- 地域の居場所づくり事業
- 認知症対策事業
- 天童市民病院の訪問診療・訪問看護事業
- 市営バス運行事業
- 予約制乗合タクシー運行事業
- 地域づくり促進対策事業
- 市立公民館改築事業



基本計画 第1章

健康と健やかな成長を 支え合うまちづくり

第七次天童市総合計画

第1節 あたたく支え合う福祉の充実

- 第1項 地域福祉
- 第2項 高齢者福祉
- 第3項 障がい者福祉

第2節 安心して子育てできる環境の充実

- 第1項 子ども・子育て支援

第3節 健やかな心と体を支える保健と医療の充実

- 第1項 健康づくり
- 第2項 母子保健
- 第3項 地域医療

第4節 将来にわたり安心できる社会保障の確保

- 第1項 公的医療保険・国民年金
- 第2項 低所得者福祉

地域福祉

施策の体系

地域福祉

- 1 とともに支え合う地域福祉の推進
- 2 高齢者健康福祉施設の整備
- 3 民生委員・児童委員と福祉推進員の活動の充実
- 4 社会福祉協議会などの機能の強化
- 5 総合福祉センターの利活用の促進

基本方針

少子高齢化、核家族化などにより、高齢者世帯の増加や老老介護、子育てと介護のダブルケア、不安や孤立感を抱えた育児など、様々な課題が生じています。

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域において安心して暮らしていくために、地域における支え合いが重要になっています。誰もが地域福祉の支え合いの担い手として主体的に参加し、活動することができるよう、互いに人権を尊重しながら地域のコミュニティ機能を充実させる仕組みづくりや普及・啓発活動を進めます。

誰もが生活しやすいよう、ユニバーサルデザイン^{注1}に配慮した地域の環境整備を進めます。

施策

1 とともに支え合う地域福祉の推進

とともに支え合い、助け合う地域社会をつくるため、地域の多様な生活課題に対応し、行政、福祉関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO^{注2}、事業所などが連携して高齢者や子育て世代の居場所づくり、見守りのネットワークづくりなど、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

地域福祉の機運を高めるため、各種講座やイベント、ボランティア、体験を通じた普及・啓発活動を積極的に行います。

建物や設備だけでなく、パンフレットやホームページなど様々な暮らしの中に幅広くユニバーサルデザインの普及を進めます。

注1 ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障がいの有無や程度にかかわらず、誰にでも使いやすいように製品などをデザインすること。様々な商品やサービス、ファッション、建物、設備、交通機関、まちづくりなど、あらゆる分野に適用する。

注2 NPO：ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人（特定非営利活動法人）という。

2 高齢者健康福祉施設の整備

老人保養センターかまた荘、市民いこいの家ふれあい荘と公衆浴場は、建物の老朽化や耐震性などの課題を踏まえ、高齢者の生きがいや居場所づくり、健康づくりの機能を高めながら、年齢や障がいの有無を問わず気軽に利用できる浴場の機能を有した高齢者健康福祉施設として新たに整備します。

3 民生委員・児童委員と福祉推進員の活動の充実

民生委員・児童委員と福祉推進員は、地域住民の様々な相談に応じ、必要なサービスにつなげることや福祉サービスに関する情報を適切に提供するなどの役割を担っています。相談・援助活動を充実するため、必要な知識・技術を学ぶ研修体制の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、市民の理解を広めるため、積極的に啓発活動を行います。

4 社会福祉協議会などの機能の強化

天童市社会福祉協議会は、市民が地域において安心して生活することができる地域福祉を推進するため、福祉サービス、ボランティアセンター、高齢者や子育て中の親子が集うサロン活動など、市民のニーズに応じた様々な福祉活動を行っています。ともに支え合う地域福祉を推進する中核として、組織の機能強化に対する支援を行い、行政、市民、関係機関などが連携した福祉ネットワークを生かし、地域に根ざした福祉活動を進めます。

各地域の地域社会福祉協議会の福祉推進員活動、いきいきサロン活動など、地域の特性や福祉課題に対応した活動を支援します。

5 総合福祉センターの利活用の促進

総合福祉センターは、福祉活動の拠点であることから、福祉団体やボランティア団体などの自主的な活動の場所のほか、福祉に関する研修や情報交換を行う場所としての利活用を促進することにより、福祉に対する市民の意識の向上を図ります。



主な指標

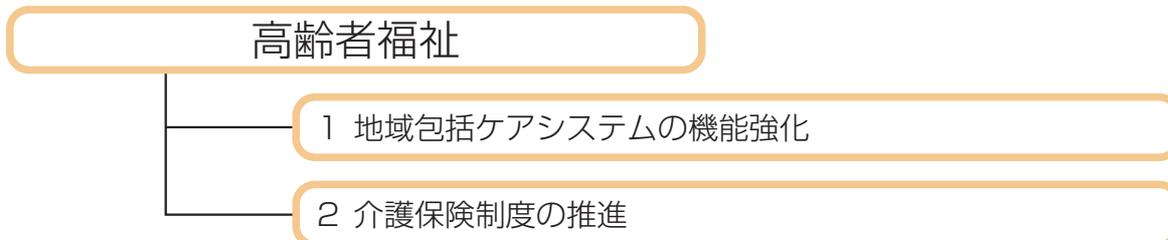
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|---------------|----|-----------------|-----------------|-------------------------|
| 高齢者健康福祉施設利用者数 | 人 | 98,346 | 160,000 | H28は、かまた荘とふれあい荘の利用者数の合計 |
| 総合福祉センター利用者数 | 人 | 55,551 | 58,000 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|--------------------------|------|
| 地域福祉に関する啓発、広報等事業 | 市 |
| 福祉バスの運行事業 | 市 |
| 高齢者健康福祉施設整備事業 | 市 |
| 民生委員・児童委員と福祉推進員の活動充実支援事業 | 市 |
| 社会福祉協議会の活動支援事業 | 市 |

高齢者福祉

施策の体系



基本方針

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活するため、地域全体で連携し、医療・介護・日常生活などを包括的に支援する地域包括ケアシステム^{注1}を強化します。

高齢者の心身の状況に応じた介護予防事業に取り組み、できるだけ要介護の状態にならないでいつまでも地域で暮らせる体制づくりを進めます。

医療や介護が必要な状態となっても、安心して生活ができるよう、公平で適正な介護保険制度を推進します。

施策

1 地域包括ケアシステムの機能強化

(1) 高齢者の生活支援事業の推進

高齢者が地域社会に参加し、元気で生きがいを持った生活を送るため、老人クラブ活動や居場所づくり、地域で高齢者の生活を助け合う取組などを積極的に支援します。

高齢者世帯の日常生活の支援を行うため、食の自立支援や見守り体制の整備を行うとともに、掃除や買い物、ごみ出し、除雪などの生活支援事業を行います。

(2) 介護予防事業の推進

できるだけ介護が必要な状態にならないように、介護事業所などの実施する介護予防サービスの利用や、地域で実施する介護予防活動、地域行事への参加など、移動手段も含めて、地域でいつまでも暮らせるような仕組みづくりを進めます。

高齢者が健康で活動的な日常生活を送るために、筋力の維持や口腔ケア、栄養バランスを考慮した食事の摂取を支援するなど、効果的な介護予防事業を実施します。

(3) 医療と介護の連携推進

病気などで医療・介護が必要な状態となったときに、在宅で医療・介護を受けられるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会や地域包括支援センター・介護事業所などと連携を図り、在宅での医療と介護を支援する体制の構築を目指します。

(4) 認知症対策の推進

高齢化とともに増加している認知症を正しく理解し支援を広める認知症サポーター養成講座や気

注1 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられることができる、暮らしを支えるネットワークのこと。

軽に交流や相談ができる認知症カフェの開催を継続して実施します。また、認知症予防のための講座や認知症を発症した方が早期に医療機関を受診できる環境整備に取り組むとともに、発症後も安心した生活が送れるよう支援を行います。

2 介護保険制度の推進

(1) 運営体制の充実

要介護者が必要なときに適切なサービスを受けられるよう、介護認定業務などを充実し、公平・公正・適正な介護保険事業を推進するとともに、適正な受益と負担を原則とした健全な財政運営を行います。

(2) 介護サービスの質の向上

高齢者の状態に応じて必要な介護サービスが受けられるよう、介護事業所の人材確保や適正な施設の整備などを支援します。

福祉や医療など、多職種協働の自立支援型地域ケア会議により適切なケアプランの検討を行い、介護保険利用者の自立支援やケアマネジャーの資質向上、介護サービス事業所におけるサービス向上を図ります。

介護相談員による介護施設などへの訪問を行い、利用者や家族の声を生かした介護サービスの改善を促し、介護サービスの質の向上と適正な介護サービスを目指します。

低所得者に対しては、必要な介護サービスが受けられるよう、介護保険料や利用者負担額の軽減に取り組みます。



主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|----------------|----|-----------------|-----------------|-------------------|
| 介護予防事業利用者数 | 人 | 1,570 | 2,400 | 延人数 |
| 地域の居場所づくり設置か所数 | か所 | 2 | 30 | |
| いきいきサロン21事業実施数 | か所 | 58 | 43 | 地域の居場所づくりへの移行を目指す |
| 認知症サポーター数 | 人 | 4,668 | 13,000 | 平成20年からの累計 |
| 75歳以上介護認定率 | % | 25.8 | 26.0 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|-----------------|------|
| 地域包括ケアシステム構築事業 | 市 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 市 |
| 地域の居場所づくり事業 | 市 |
| 地域包括支援センター運営事業 | 市 |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | 市 |
| 認知症対策事業 | 市 |
| 介護保険給付事業 | 市 |
| 介護保険適正化事業 | 市 |
| 介護基盤整備事業 | 県・市 |

障がい者福祉

施策の体系

障がい者福祉

- 1 地域における生活支援の充実
- 2 雇用・就労支援の強化と社会参加の促進
- 3 安心して暮らせる環境づくりの推進
- 4 心のバリアフリーの促進

基本方針

障がい者が安心して生きがいを持って生活するために、障がいに対する正しい知識や理解を広め、差別や偏見がなくお互いの心に寄り添って支え合い、ともに生きる社会の実現を目指します。

障がい者が住み慣れた地域で日常生活を送るため、一人ひとりに合った支援を行うとともに、社会参加を促し、地域全体で支援する体制の整備を進めます。

施策

1 地域における生活支援の充実

障がい者や難病などにより生活に支障がある人が地域で生活を営むことができるよう、ヘルパー派遣による介護や家事援助、移動支援、福祉用具の給付、手話奉仕員派遣など、障がいの特性やニーズに応じた障がい福祉サービスの提供や必要な情報の周知を行います。

障がい福祉サービス事業所や民生委員・児童委員などとの連携により、適切な福祉サービスが提供できるよう相談支援体制の充実を図ります。

保健・医療体制を充実し、疾病の重症化による障がいの予防を図るとともに、障がいに応じた適切な医療が受けられる体制づくりや医療費の負担軽減を図ります。

保健、福祉、医療及び学校教育などの連携を強化し障がいの早期発見と早期療育に努めるとともに、特別支援教育の充実を図り、一人ひとりの特性に合わせた切れ目のない療育支援を行います。

障がい児の発達支援や放課後等デイサービスを提供するため、児童発達支援施設整備を支援します。

2 雇用・就労支援の強化と社会参加の促進

それぞれの能力を生かして就労する機会の拡大と定着を図るため、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、障がい福祉サービス事業所などと連携し、企業などへの就職を支援する就労移行支援や福祉的な支援を受けながら就労する就労継続支援の充実を図ります。

一人ひとりの特性を生かして豊かに生きることができるよう、スポーツやサークル活動などの各種団体と協働し、スポーツや芸術活動、生涯学習などに参加し楽しむことができる環境づくりを進めます。

3 安心して暮らせる環境づくりの推進

障がい者が地域で安心して暮らすために、住宅改修費の一部助成により住みやすい住環境の整備を進めるとともに、公共施設などのバリアフリー化による環境整備を進めます。

障がい者が必要な支援を受けながら地域で生活できるよう、グループホームなどの整備を支援します。

4 心のバリアフリーの促進

障がいについての啓発活動や生涯学習の充実を図り、正しい知識と理解を広めます。

地域で安心した生活ができるよう、障がい者の意思を尊重し、一人ひとりの特性や場面に応じて必要な支援をする合理的配慮を推進します。また、障がいを理由とする差別・偏見の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護を推進します。



主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|--------------------------|----|-----------------|-----------------|-------------------|
| 福祉タクシー利用助成・福祉給油費助成事業利用者数 | 人 | 782 | 960 | |
| 児童発達支援センターの事業所数 | か所 | — | 1 | |
| 特別支援学校送迎支援事業利用件数 | 件 | 745 | 880 | タクシー利用助成及び就学支援費支給 |
| グループホームの事業所数 | か所 | 4 | 6 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|----------------------|------|
| 地域生活支援事業 | 市 |
| 障がい者自立支援給付事業 | 市 |
| 障がい児通所支援給付事業 | 市 |
| 児童発達支援施設整備支援事業 | 市 |
| 福祉タクシー利用助成・福祉給油費助成事業 | 市 |
| 特別支援学校送迎支援事業 | 市 |
| 手話教室・手話奉仕員派遣事業 | 市 |

子ども・子育て支援

施策の体系

子ども・子育て支援

1 子育て中の家庭への支援

2 子育てと仕事の両立支援

3 子どもの健全な育成を支える環境整備

基本方針

一つひとつの家庭が育児に関する様々な困難や不安を克服しながら、子育ての喜びを実感し、心豊かな子どもを育てることができるよう、家庭・学校・地域・各種団体・行政が連携して子どもの成長を見守り支え合う、子育て支援社会の形成を目指します。

子育て世代が仕事と子育てを両立させながら、本市の将来を担う子どもを安心して生み育てることができるよう、市内の保育の受け皿の整備と保育環境の充実を進めます。

施策

1 子育て中の家庭への支援

(1) 相談機能の充実

児童家庭相談の窓口と関係機関との連携を強化しながら、子育て期の保護者に対して適切な助言を提供することができるよう相談体制を充実し、育児不安や孤立感の解消を図ります。

(2) 経済的負担の軽減

子どもの医療費無料化やひとり親家庭の医療費支援などに取り組み、子育て中の家庭の経済的負担の軽減を図ります。

第3子以降の保育料無料化、幼稚園や届出保育施設等^{注1}を利用する多子世帯の保育料軽減などに取り組みとともに、放課後児童クラブを利用する家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 多様な家庭への支援

双子以上の子を養育する家庭へのホームヘルパー派遣、子どもの養育に課題のある家庭への養育支援など、子どもや家庭の状況に応じた支援を推進します。

貧困により子どもの将来が左右されることのないよう、県や関係機関と連携を図りながら、家庭の状況に応じた経済的支援や就労支援、ひとり親家庭などに対する子どもの学習支援など、子どもの貧困対策を総合的に進めます。

家庭での保育が一時的に困難になった場合に地域で相互に子育てを援助することを目的としたファミリー・サポート・センターの活動を支援するとともに、登録会員の確保を図ります。

注1 届出保育施設等：保育を目的とする施設で県の認可を受けていない施設（いわゆる認可外施設）のこと。設置には届出が義務付けられている。

2 子育てと仕事の両立支援

(1) 就学前児童の教育・保育施設の整備

働き方や家庭環境の多様化に伴う保育ニーズの高まりを受け、民間活力による認可保育所や認定こども園、小規模保育事業所などの開設を促進するとともに、認証保育所^{注2}を始めとする届出保育施設等への支援を継続し、就学前児童に対する教育・保育の受け皿を確保します。

市立保育園は、安全な保育環境を保つため、計画的な施設の維持・管理に努めます。

児童館は、地域の特色を考慮しながら民間活力の導入により、増大する保育ニーズにも対応し得る認定こども園への移行を図ります。

(2) 放課後児童クラブの充実

放課後児童に安全・安心な生活の場を提供するため、放課後児童支援員の確保や保育の質の向上を図るとともに、各放課後児童クラブを利用する児童数の推移を踏まえながら、適切な環境整備に努めます。

(3) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育、休日保育などの充実に民間活力を生かしながら取り組みます。施設職員研修などを通して、保育の質の向上を図るとともに、民間保育施設への保育士の就業を支援し、市内の保育サービスの充実を図ります。

3 子どもの健全な育成を支える環境整備

(1) 子育て環境づくりの推進

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう、市民・企業・行政の協働により全市を挙げて子育て支援の取組を展開し、安心して子どもを生み育てることのできるまちづくりを進めます。

(2) 児童虐待への対応

児童相談所などへの虐待通告・相談件数が増加し、解決が困難な事例や長期化する事例も多いため、児童虐待の早期発見や未然防止のため、関係機関からの情報を的確にとらえながら、児童相談所や学校、保育園などと連携して、子どもの養育に課題を抱えた家庭に応じた児童家庭支援を進めます。

(3) 子育て支援施設の充実

市子育て未来館げんキッズやわらべ館では、親子のふれあいの場や子どもの遊びの場、親同士・子ども同士の交流の場を提供するとともに、子育て相談や子育て情報の提供を行います。

げんキッズでは魅力あるイベントの開催や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図るとともに、わらべ館では乳幼児や妊娠中の母親なども含めた保護者が安心できる居場所として環境整備と子育て講座や相談機能の充実を図ります。

(4) 地域子育て支援体制の強化

子育て中の保護者の仲間づくりや居場所づくりの場となる各地域での子育てサロン活動を支援するとともに、様々な子育てサークルのネットワークづくりを進めます。



注2 認証保育所：届出保育施設等のうち、保育従事者の3分の2以上が有資格者であることなど、市が定めた基準を満たし、認証を与えられた保育施設のこと。

主な指標

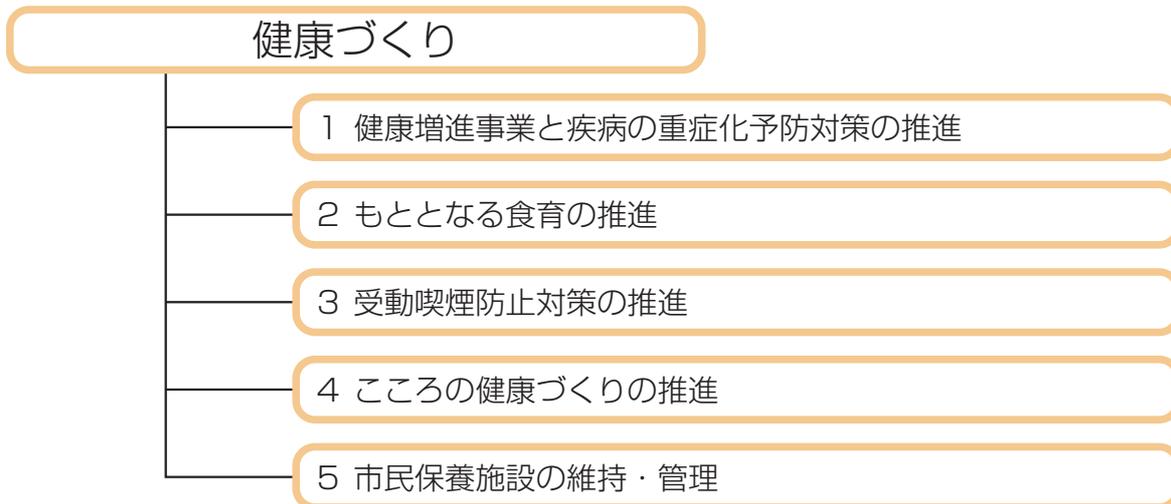
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|----------------------|----|-----------------|-----------------|------------------|
| 保育所、認定こども園等保育定員数 | 人 | 2,420 | 2,850 | |
| 保育園などの待機児童数 | 人 | 0 | 0 | |
| 病後児保育利用者数 | 人 | 88 | 120 | 年間延人数 |
| 放課後児童クラブ受入可能児童数 | 人 | 980 | 1,240 | |
| 放課後児童クラブ利用率 | % | 29.6 | 40.0 | |
| ファミリー・サポート・センター登録会員数 | 人 | 891 | 900 | 登録会員数（利用会員と援助会員） |
| ファミリー・サポート・センター活動数 | 件 | 741 | 750 | |
| 子育て未来館げんキッズ利用者数 | 人 | 292,548 | 330,000 | 年間延人数 |
| わらべ館利用者数 | 人 | 19,473 | 21,000 | 年間延人数 |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|-----------------------------|------|
| 高校3年生（18歳）までの医療費無料化事業 | 市 |
| ひとり親家庭医療費支援事業 | 市 |
| 第3子以降保育料無料化事業 | 市 |
| 多子世帯に係る幼稚園・届出保育施設等利用料負担軽減事業 | 市 |
| ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業 | 市 |
| 認可保育所・認定こども園等整備事業 | 市・民間 |
| 届出保育施設等運営支援事業 | 市 |
| 児童館の認定こども園化事業 | 市・民間 |
| 放課後児童クラブ整備事業 | 市 |
| 放課後児童健全育成事業 | 市・団体 |
| 一時預かり事業 | 市・民間 |
| 病児・病後児保育事業 | 市・民間 |
| 休日保育事業 | 市・民間 |
| 保育人材確保事業 | 市 |
| 子育て未来館げんキッズ地域連携事業 | 市・団体 |
| 地域子育て支援活動（子育てサロン）支援事業 | 団体 |

健康づくり

施策の体系



基本方針

生活習慣病を患う人の増加や、高齢化の急速な進行により、医療や介護のために家族の負担が増加することが懸念されています。また、現代社会はストレス過多の社会であり、価値観の多様化、核家族化の進行、地域の絆の希薄化などの社会の変化と相まって、誰もがこころの健康を損なう可能性があります。

いつまでも健やかに生活できるよう、健康を増進し、発病を予防する一次予防を重視した健康づくり事業を充実するとともに、疾病の重症化予防の推進を図り、健康に悪影響を与える受動喫煙^{注1}防止対策についても取組を強化します。

一人ひとりが主体的に自身の健康づくりができるよう環境を整備し、健康で心豊かに生活できる社会を目指します。

施策

1 健康増進事業と疾病の重症化予防対策の推進

食生活や運動習慣を見直し、生活習慣病の予防に重点をおいた健康づくりを推進するため、市民自らが楽しみながら健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくり事業や健康教育、健康相談の充実を図ります。

疾病を早期発見し、健康を保持するため、健康診査や各種がん検診の受診率の向上を図ります。

健康診査の結果を活用して、糖尿病や慢性腎臓病など重症化するリスクの高い疾病を抱える市民に対し、関係機関と連携を図りながら適切な受診勧奨や保健指導を行うことにより、身体機能の低下や疾病の重症化などの予防を図ります。

注1 受動喫煙：自分の意思とは関係なく周囲のたばこの煙を吸わされること。

2 もととなる食育の推進

食は、生涯にわたり、心身の健康の基礎となるものです。健全な食生活の実践による健康の維持・増進と豊かな人間性をはぐくむため、関係機関と連携しながら、各年代に合わせた支援体制を充実します。

幼少期は、食習慣の基礎を形成する重要な時期であるため、乳幼児期から規則正しい生活リズムの形成を図ります。

学齢期は、生活リズムが定着するよう、早寝早起き朝ごはん運動を推進し、保護者へ食育に関する知識の普及と家庭における食育を促します。

青年期と壮年期は、生活習慣病の予防や健康維持・増進のため、自ら適切に判断できる知識の普及を図り、栄養面を含めた生活習慣と疾病の関連をテーマにした健康教室を実施します。

高齢期は、料理教室や介護予防教室を開催し、低栄養の予防に努めます。

子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の啓発を図るため、食生活改善推進員の育成とボランティア活動を支援し、家庭と地域における食による健康づくりを推進します。

3 受動喫煙防止対策の推進

たばこの煙や受動喫煙の悪影響について正しい知識を広め、特に子どもや妊産婦を受動喫煙の悪影響から守るため、関係機関と連携を図りながら、受動喫煙防止及び未成年者の喫煙防止に関する啓発活動を強化します。

4 こころの健康づくりの推進

こころの健康づくりや自殺予防対策として、各種健康相談、健康教室に加え、インターネット世代の若者や勤労者層に向けたこころの健康の普及・啓発と相談窓口の広報を図ります。併せて多くの人がゲートキーパー^{注2}の役割を担えるよう、人材育成を図ります。また、こころの健康推進連絡会議の開催などにより、関係機関と連携を図り、こころの健康づくりの普及・啓発に努めます。

5 市民保養施設の維持・管理

天童最上川温泉ゆぴあは、市内外を問わず多くの方から利用されています。今後も快適で安全に利用できるよう、駐車場の拡張や新源泉掘削を含めた施設・設備の適切な管理と機能の維持に努め、健康増進や交流・癒しの場としての魅力向上を図ります。



注2 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づく、声をかける、話を聞く、必要な支援につなげる、見守ることなど）ができる人のこと。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|----------------------------|----|-----------------|-----------------|----------------|
| 特定健康診査 ^{注3} 受診率 | % | 46.0 | 60.0 | |
| 乳がん検診受診者数 | 人 | 2,815 | 3,200 | |
| 胃がん検診受診率 | % | 38.3 | 50.0 | |
| Smart健診 ^{注4} 受診者数 | 人 | 186 | 300 | |
| 幼児の朝食摂取率 | % | 95.1 | 100.0 | 1歳6か月児健診 |
| 受動喫煙防止啓発活動回数 | 回 | 20 | 40 | 年間延回数 |
| こころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座受講者数 | 人 | 28 | 200 | 平成28年度からの累計延人数 |
| ゆぴあ入館者数 | 人 | 454,815 | 502,000 | |

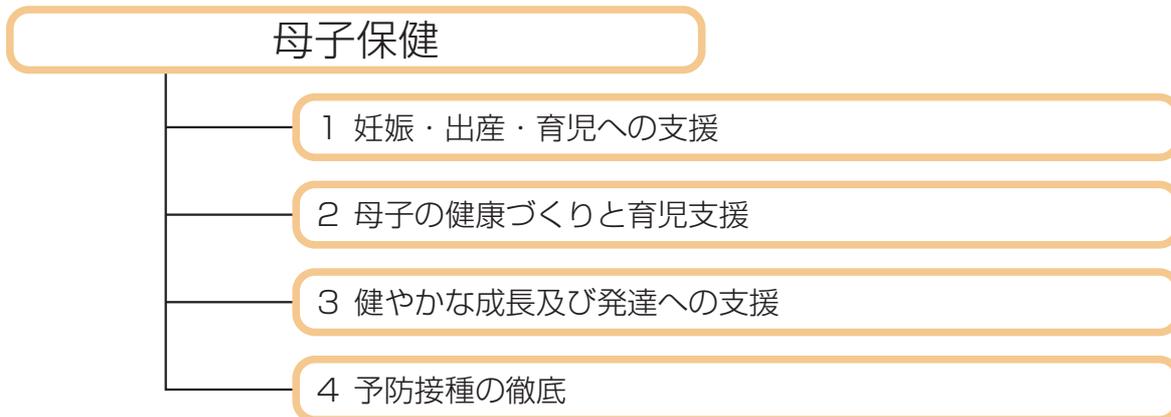
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|------------------|------|
| 健康教育事業 | 市 |
| Tendo すこやか My進事業 | 市 |
| 健康診査事業 | 市 |
| 天童市ピンクリボン推進事業 | 市 |
| 中学生ピロリ除菌事業 | 市 |
| 健康相談事業 | 市 |
| 訪問指導事業 | 市 |
| 食生活改善推進員養成講習会事業 | 市 |
| 食生活改善地区組織育成事業 | 市 |
| 食育推進事業 | 市 |
| 精神保健福祉対策事業 | 市 |
| ゆぴあ駐車場拡張整備事業 | 市 |
| ゆぴあ新源泉掘削事業 | 市 |

注3 特定健康診査：糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40歳から74歳までを対象として実施される健康診査のこと。
 注4 Smart健診：若年層の健康に関する意識を高め健康の保持及び増進を図るとともに、特定健診及びがん検診への円滑な移行を促すことを目的として、20歳から39歳までを対象に特定健診と同様の検査項目で実施する健診のこと。

母子保健

施策の体系



基本方針

妊娠・出産・育児期には、様々な不安や悩みを抱える場合も少なくありません。妊娠から出産、育児を通して、親と子の健康づくりや育児教室など切れ目のないきめ細かな支援体制を充実し、安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めます。

子どもの生活リズムやスキンシップを大切にしながら育児の支援を図り、健やかな成長発達への支援を行います。

施策

1 妊娠・出産・育児への支援

安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠期から育児期にわたり切れ目のない支援を行うため、母子保健コーディネーターによる、妊婦や乳児の健康管理と育児についての情報提供や健康相談を充実します。また、妊娠中から育児や産後の不安を抱えている方に対して、助産師などによる健康相談の充実や産後ケアの周知・体制強化を行います。

妊婦健康診査や特定不妊治療について経済的負担の軽減を図ります。

2 母子の健康づくりと育児支援

(1) 健康相談や育児教室の充実

乳児家庭全戸訪問や健康相談、育児教室を開催し、母親の悩みに寄り沿った育児情報の提供を行い、親子の触れ合いを通して養育力の形成を促進します。

(2) 乳幼児健診の充実

子どもの健やかな成長を支援するため、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象にした乳幼児健康診査を実施します。

乳幼児期の歯磨きやフッ素利用などの歯科保健指導をさらに推進します。

(3) 思春期の保健対策

児童生徒に乳幼児と触れ合う体験学習の機会を提供し、生命の尊厳を学びながら将来の母性・父

性をはぐくみます。地域や学校保健と連携して、思春期の心の健康に関する相談や講座を行います。

3 健やかな成長及び発達への支援

乳幼児健康診査や発達支援相談において、発育や発達の気になる子どもについて、早期の対応がとれるよう臨床心理士や保健師、発達支援専門員などを配置して発達にかかわる相談体制を充実します。また、保育施設や学校などの関係機関と連携し、健やかな成長と発達のため幼少期から就学期を通じた継続した支援を行います。

4 予防接種の徹底

感染するおそれのある疾病の発生やまん延の防止のため、乳幼児や児童生徒を対象に、予防接種法に基づく予防接種を実施するとともに、予防接種法に基づかない任意接種の対象疾病のワクチン接種についても経済的支援を行い、接種率の向上を図ります。併せて、予防接種の必要性や副反応、接種時期の情報を分かりやすく提供します。

主な指標

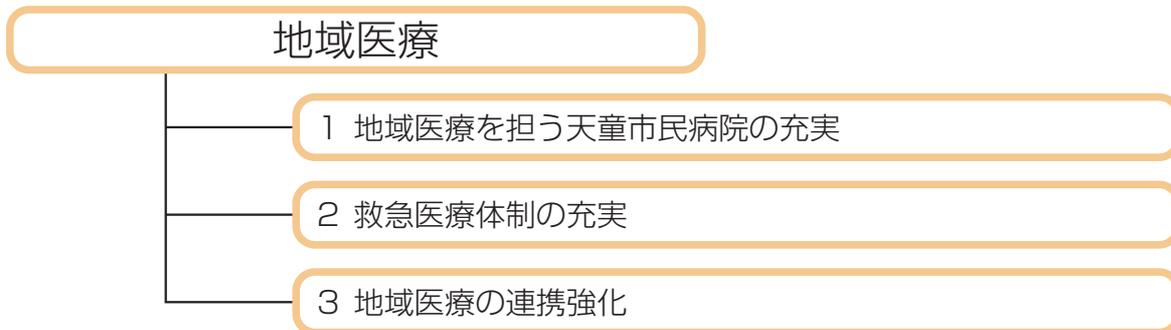
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|--------------------|----|-----------------|-----------------|-------------------------|
| 妊婦健康診査受診率 | % | 97.2 | 100.0 | |
| 乳幼児健診受診率 | % | 99.3 | 100.0 | 4か月児・1歳6か月児・3歳児健診受診率の平均 |
| 予防接種率 | % | 93.7 | 100.0 | 定期の予防接種 |
| ロタウイルス予防接種率 | % | 89.0 | 92.0 | 任意の予防接種 |
| 中学3年生のインフルエンザ予防接種率 | % | 72.1 | 95.0 | 任意の予防接種 |
| 出生数 | 人 | 534 | 500 | |
| 母子保健コーディネーター相談数 | 人 | 1,125 | 2,200 | 年度ごと延人数 |
| 発達支援相談等相談数 | 人 | 214 | 320 | 年度ごと延人数 |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|----------------|------|
| 母子保健コーディネーター事業 | 市 |
| 妊婦健康診査事業 | 市 |
| 特定不妊治療費助成事業 | 市 |
| 健康相談事業 | 市 |
| 乳幼児健康診査事業 | 市 |
| 子育て発達支援事業 | 市 |
| 定期予防接種事業 | 市 |
| 任意予防接種助成事業 | 市 |

地域医療

施策の体系



基本方針

地域において医療と介護を総合的に受けることができるよう、地域医療に対するニーズは高まっています。

天童市民病院は、地域に根ざした病院として、近隣の医療機関、介護施設などとの役割分担と連携を図りながら、必要な医療を提供します。

医療機関などの連携強化や支援を行い、救急医療体制や地域医療体制を充実します。

施策

1 地域医療を担う天童市民病院の充実

市民から親しまれる病院として、患者相談窓口の設置や病院ボランティアガイドの配置などを行い、患者の立場に立った丁寧な医療サービスの提供、相談体制の充実を図ります。

高齢化の進行に伴い在宅療養サービスの必要性が増加していることから、患者の在宅生活の支援に向けて訪問診療と訪問看護を実施します。

医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品^{注1}の利用を推進します。また、医師を始めとする必要な医療スタッフを適切に配置するなど医療体制を整備し、安定的かつ持続可能な病院経営を目指します。

2 救急医療体制の充実

休日当番医制の継続と天童市民病院を含めた救急告示病院による救急医療体制の充実を図ります。

急病時の医療機関への受診や家庭での対処方法についてアドバイスを行う県の救急電話相談や休日及び夜間における山形市休日夜間診療所など、利用可能な広域連携による診療



注1 ジェネリック医薬品：製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬のこと。後発医薬品。

体制について周知を行います。

突然の心停止における救命措置のため、各公共施設などにAED（自動体外式除細動器）を設置して安全な維持・管理に努めるとともに、利用方法や設置場所の普及・啓発のため、救急講習会を開催します。

3 地域医療の連携強化

医師会を始めとする医療関係団体や地域の医療機関との連携強化、隣接する三次医療機関^{注2}との広域化を推進し、市民が地域で安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療の体制強化を進めます。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-------------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 市有施設におけるAEDの設置台数 | 台 | 59 | 65 | |
| 天童市民病院におけるジェネリック医薬品の利用率 | % | 57.4 | 80.0 | |
| 天童市民病院の健診等延人数 | 人 | 6,547 | 7,500 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|-----------------------|------|
| 在宅医療推進事業 | 市 |
| 天童市民病院の訪問診療・訪問看護事業 | 市 |
| 天童市民病院健診・人間ドック推進事業 | 市 |
| 天童市民病院ジェネリック医薬品利用促進事業 | 市 |
| 天童市民病院患者相談窓口の設置事業 | 市 |
| 天童市民病院ボランティアガイドの配置事業 | 市 |
| 天童市民病院地域医療学習推進事業 | 市 |
| 天童市民病院医師確保対策事業 | 市 |
| 天童市民病院経営戦略策定事業 | 市 |
| 休日当番医事業 | 市・団体 |
| AEDの設置・管理事業 | 市 |
| 救急講習会開催事業 | 市 |

注2 三次医療機関：高度で特殊な医療を提供する病院のこと。

第1項

公的医療保険・国民年金

施策の体系

公的医療保険・国民年金

1 公的医療保険の健全運営

2 国民年金への取組の推進

基本方針

国民健康保険制度は、病気やけがに備え互いに支え合う国民皆保険の基盤として、医療と健康の保持・増進のために重要な役割を担っています。

将来にわたり安定的で持続可能な国民健康保険制度にするため、県単位による広域運営への移行に円滑に対応し、県とともに国民健康保険の適正で健全な運営を推進します。

後期高齢者医療制度については、山形県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の適切な運営に努めます。

国民年金制度は、安心して自立した老後を暮らすための社会的な仕組みとして、その役割を果たしています。関係機関との連携により、相談体制の充実に努めます。

施策

1 公的医療保険の健全運営

(1) 医療費などの適正化対策の充実

被保険者の資格取得や喪失の確認、要件審査などに努め、資格要件を適正に管理します。

医療費の適正化対策として、医療費明細の通知による周知や重複受診などの傾向にある被保険者に対する指導により適正受診を促すとともに、ジェネリック医薬品の普及を進めます。

交通事故などの第三者行為に起因する医療費などについて、適切な求償事務に努めます。

(2) 保険税収納率の向上

健全な国民健康保険制度運営の基盤となる保険税について、滞納者への納税指導・個別相談、居所不明者の調査に努めるとともに、口座振替などの便利な納付方法の普及により収納率の向上に努めます。

(3) 保健事業の推進

医療保険者に義務付けられた特定健康診査^{注1}事業の円滑な実施と受診率の向上を図ります。また、データヘルス計画^{注2}を策定し、生活習慣病などの発症や重症化の予防を始めとする被保険者の健康づくりを進めます。

注1 特定健康診査：糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40歳から74歳までを対象として実施される健康診査のこと。

注2 データヘルス計画：特定健康診査やレセプト（診療報酬明細書）などから得られるデータの分析に基づく効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための事業計画のこと。

(4) 広報活動の強化

国民健康保険制度の加入や脱退、納付する保険税や受けられる給付など、制度についての積極的な情報の提供に努め、理解を広めます。

2 国民年金への取組の推進

日本年金機構との連携により、老後や障がいが生じた場合の生活を支える国民年金の加入や保険料、将来の支給見込みなどの年金制度について周知・広報を行い、制度の理解と加入促進を図ります。

各種年金請求を始め、失業や災害などで経済的に困難が生じた場合の保険料の免除・猶予制度に関する申請の身近な窓口として、きめ細かな相談業務の充実に努めます。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 特定健康診査受診率 | % | 46.0 | 60.0 | |
| 国民健康保険税収納率 | % | 92.02 | 93.01 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|-----------------------------|------|
| 国民健康保険事業（保険給付事業、保健事業、一時金など） | 県・市 |
| 医療費適正化事業 | 市 |
| 保険税収納率向上対策事業 | 市 |
| 国民年金関連事業（受付、情報提供、周知広報、相談など） | 市 |



低所得者福祉

施策の体系

低所得者福祉

- 1 生活困窮者の自立支援事業の充実
- 2 生活保護制度の適正な実施
- 3 自立への支援

基本方針

生活に困窮している低所得者については、経済的な問題だけでなく、心身の病気や家族の問題、血縁・地縁関係の希薄化など複合的な問題を抱えている状況があります。生活困窮者自立支援制度を充実し、相談者の状況に合った自立支援を行います。

保護が必要な人には、適切に生活保護制度を適用し支援を行います。

施策

1 生活困窮者の自立支援事業の充実

生活困窮者の相談窓口を充実させるとともに、困窮状況に合わせた支援プランを作成し、継続的な支援を行います。また、生活困窮者の自立を支援するために、離職により住居を失うおそれのある人への家賃相当額の支給や貧困の連鎖を断ち切るため生活困窮者の子どもの学習支援などを実施します。

2 生活保護制度の適正な実施

生活保護制度以外の公的制度や資産、能力、親族からの援助などの活用をしても生活が困窮する場合、生活保護制度に基づき健康で文化的な最低限度の生活を保障し、要保護世帯の適正な保護を行います。要保護世帯に対するケースワーカーの定期的な訪問や民生委員・児童委員や医療機関などの関係機関と連携を行い、状況に応じて自立した生活ができるよう支援を行います。

3 自立への支援

就労支援員を配置してハローワーク（公共職業安定所）と連携した就労支援事業を積極的に進め、生活保護世帯と生活困窮者の生活について安定と自立を促します。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|------------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 生活困窮者自立相談支援プラン作成 件数 | 件 | 31 | 50 | |
| 住居確保給付金支給世帯数 | 世帯 | 5 | 10 | |
| ハローワークへの支援要請者数 | 人 | 8 | 15 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|--------------------|------|
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 市 |
| 住居確保給付金給付事業 | 市 |
| 生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業 | 市 |
| 生活保護受給者等就労自立促進事業 | 市 |

基本計画 第2章

産業の活力と 魅力あふれるまちづくり

第七次天童市総合計画

第1節 競争力のある農林業の振興

第1項 農林業

第2節 持続・成長する工業の振興

第1項 工業

第2項 企業誘致・産業創出

第3節 観光の振興とにぎわいのある商業の促進

第1項 観光

第2項 商業

第4節 雇用の創出と労働環境の充実

第1項 雇用・労働環境

農林業

施策の体系

農林業

- 1 安全な農畜産物の安定的な生産と消費拡大
- 2 水田農業経営の確立
- 3 農業の担い手の育成
- 4 農業の多面的機能の維持向上
- 5 鳥獣被害対策
- 6 農地の面的集積と経営基盤の強化
- 7 農業生産基盤の整備
- 8 地籍調査の推進
- 9 森林の維持・振興

基本方針

農業は、食料を供給する役割だけではなく、豊かで美しい農村環境の維持や文化の伝承など、公益的で多面的な役割を担っており、将来にわたり持続可能な地域社会づくりを進める上で、基幹産業の一つである農業の活性化は欠かせないものとなっています。しかし、農業を取り巻く環境は、高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、地域間競争などの様々な課題に直面し、これまで以上に厳しさを増しています。

このような中、本市の農業について、多様な担い手の確保と育成を図るとともに、生産プロセスにおける安全管理やブランド力の高い農畜産物の生産を支援し、競争力の強化を図ります。また、担い手への農地の集積と集約化の促進や意欲ある担い手の創意工夫を支援するなど、生産基盤の強化による農業所得の向上と職業としての魅力を高め、農業の持続的な発展を目指します。

また、深刻化する野生鳥獣による農作物被害を抑制するため、計画的な防止対策に取り組むとともに、林業については、森林の有する水資源のかん養機能や災害防止機能を維持するため、関係機関と連携しながら、適正な森林保全に努めます。

施策

1 安全な農畜産物の安定的な生産と消費拡大

(1) 農畜産物の安定的な生産

農家の技術力や経営力を高めるなど、望ましい農業構造の確立を図るため、農畜産物ごとに品質、コストなど、生産面における経営の安定化と効率化を促進するとともに、労働力の確保に努めます。農畜産物全般において、マーケットイン^{注1}に基づく優良品種の導入や安定生産の促進、6次産業化^{注2}、先端技術の活用などによる高付加価値化を促し、本市の特性を生かした魅力的で質の高い天童ブランドとしての確立を目指します。

(2) 稲作の振興

消費者ニーズに対応した付加価値の高い米の生産を促進するため、有機栽培米や特別栽培米^{注3}など安全安心な米づくりを支援します。高品質かつ良食味米の安定生産を支援するとともに、直播栽培や不耕起栽培など省力・低コスト生産技術の導入と普及に努めます。

(3) 果樹の振興

優良品種の導入や生産基盤施設などの整備を支援し、安定的な高品質果実の生産と競争力の強化、経営の安定化を促進します。

(4) 野菜の振興

本市の気候や風土に合った品目の栽培や施設栽培による収益性の高い生産基盤の確立を促し、安定生産の確保と経営基盤の効率化を図ります。

(5) 花きの振興

栽培技術の向上や生産組織の育成を支援し、生産基盤の強化とブランド化による産地づくりを目指します。

(6) 畜産の振興

優良種の導入や確保のための取組を支援するとともに、先端技術などの導入による経営の効率化と品質向上を促します。市内外における消費宣伝活動を支援し、ブランド化を促進します。耕種農家^{注4}と連携し、土づくりや飼料作物の生産を促進します。

(7) 農畜産物の安全性の確保と消費拡大

安全で安心な農畜産物を提供するため、生産プロセスにおける徹底した安全管理と積極的な情報発信に努め、食の安全性確保と消費拡大を促進します。首都圏などにおける宣伝活動を行い、需要の拡大や知名度の向上、競争力の強化に努めます。新品種のブランド化の促進や学校給食への良質米の提供など、米の消費拡大に取り組みます。

地産地消を推進するため、農業体験や啓発活動などを通し、本市で生産された安全な農畜産物の積極的な消費を促します。

2 水田農業経営の確立

水田農業の持続的な振興のため、麦や大豆、飼料作物などへの転換や団地化、果樹や野菜などの高収益作物への誘導を進め、安定した経営基盤の確立を図ります。農業機械・施設などの効率的な利用や、経営規模の拡大による生産コストの低減を促し、収益性の高い農業経営を目指します。

需要に応じた適切な生産を促進するため、県や関係機関と連携しながら生産調整への誘導を図ると

注1 マーケットイン：消費者の需要に応じて農畜産物を生産・供給するという考え。

注2 6次産業化：農林漁業者が自ら連携して加工（2次産業）、流通や販売（3次産業）にも取り組み、経営の多角化を図ること。

注3 特別栽培米：国が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従い、その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、もしくは化学肥料窒素成分量が50%以下で栽培された米。

注4 耕種農家：農地を耕して、種をまいて、植物を育てる農家。

ともに、需給動向などについて適切な情報提供を行い、米価の安定に努めます。

3 農業の担い手の育成

農業者の高齢化と減少傾向を踏まえ、関係機関と連携して新規就農支援に関する情報提供や相談活動を積極的に行うとともに、生産技術や農業経営に関する指導を行い、新規就農者の確保と育成を図ります。認定農業者を中心とする担い手が安定した経営を展開できるよう、農業機械の導入や農業経営の法人化を支援するなど、農業経営基盤の強化に取り組みます。

女性農業者の経営参画を促すとともに、担い手が地域社会で活躍しやすい環境づくりを進め、職業としての魅力向上に努めます。

4 農業の多面的機能の維持向上

農業や農村の持つ多面的な機能を維持するため、市民に対する情報発信や普及活動を支援します。

農業生産条件の不利な中山間地域においては、遊休農地の増加などによる多面的機能の低下が懸念されるため、条件に適合する特色ある農産物などの生産や地域の取組を支援し、中山間地域の活性化を図ります。

5 鳥獣被害対策

野生鳥獣による農作物被害が深刻化しているため、電気柵の設置や追払いを行うなど、計画的な防止対策に取り組みます。鳥獣被害対策に携わる新たな担い手の確保と育成を図ります。

6 農地の面的集積と経営基盤の強化

担い手への農地の集積と集約化を促進するため、農地中間管理事業^{注5}などを活用した利用権^{注6}設定や農作業の受委託の円滑化を図り、効率的で安定的な農業経営の確立を目指します。優良農地の保全と農地の効率的な活用を促進するため、遊休農地の発生防止と解消に努めます。



注5 農地中間管理事業：分散した農地を集約化する必要がある場合など、農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける事業。

注6 利用権：農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃借権・使用貸借権などのこと。

7 農業生産基盤の整備

農道については、計画的な整備を進め、農作業の効率化と農作物の品質向上を図ります。水田については、ほ場整備などの推進により、経営規模の拡大と生産性の向上を目指します。農業水利施設を始めとする農業生産基盤の計画的な維持と適切な管理を促進します。

8 地籍調査の推進

土地の位置や形状などについて正確な情報を記録するため、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査し、地籍の明確化を図ります。

9 森林の維持・振興

木材産業の低迷や林業の担い手不足から林業離れが進み、荒廃のおそれがある森林が増えていることから、林地台帳の整備を進めるとともに、国や県、天童市森林組合などの関係機関と連携し、荒廃防止に向けた森林資源の適正な整備と維持・保全に努めます。

主な指標

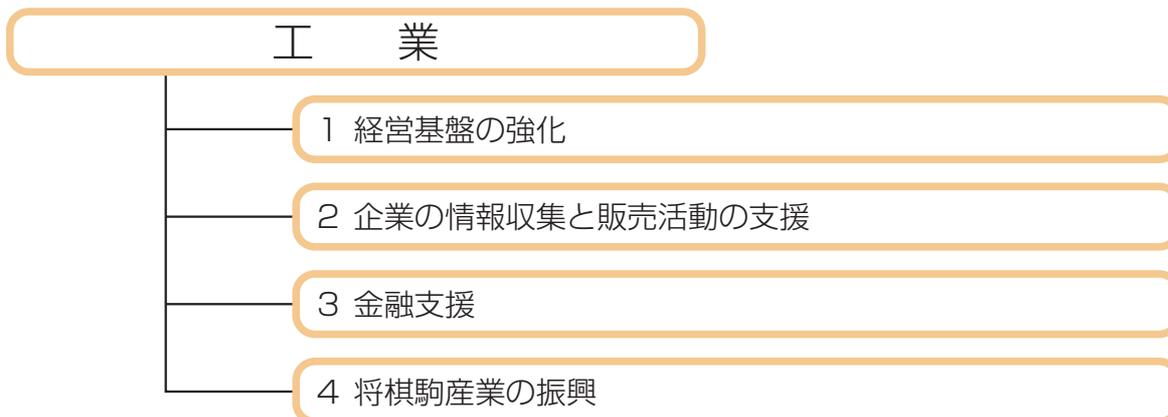
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|----|
| 農家戸数 | 戸 | 2,467 | 1,850 | |
| 農業就業人口 | 人 | 3,459 | 2,850 | |
| 認定農業者数 | 人 | 287 | 250 | |
| 担い手への農地集積率 | % | 44.5 | 56.0 | |
| 農作物有害鳥獣被害額 | 万円 | 5,872 | 5,300 | |
| 松くい虫被害材積 | m ³ | 707 | 610 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|---------------|--------|
| 農業後継者等支援事業 | 市 |
| 農業経営所得等安定対策事業 | 県・市 |
| 特産果実消費宣伝事業 | 市・団体 |
| 農作物被害対策事業 | 市・団体 |
| 人・農地プラン推進事業 | 県・市・団体 |
| 認定農業者農地流動化事業 | 市 |
| 遊休農地解消対策事業 | 市 |
| 森林病虫害防除事業 | 市 |

工業

施策の体系



基本方針

少子高齢化と人口減少による生産力の低下や市場の縮小が見込まれる状況の中、企業間競争や多様化する市場ニーズへの対応など、工業を取り巻く経済環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした中、持続的な工業の振興を図るため、優れた人材の確保と育成に努めるとともに、事業者の経営基盤の強化と販売活動を促進する必要があります。地域経済の活性化と魅力ある就労の場の創出を目指し、活発な企業間交流による取引拡大やブランド化による製品の付加価値の向上を図ります。

伝統産業である天童将棋駒の振興と後世への継承のため、工人の後継者育成を支援し、将棋駒の需要拡大に努めます。

施策

1 経営基盤の強化

(1) 知的財産の活用

知的財産^{注1}の重要性について啓発するとともに、知的財産の活用による付加価値の高い製品開発や技術の創出を支援し、企業の新たな分野への事業展開を促進します。

(2) 人材の確保と育成

産業構造や就業構造の変化を的確に捉えながら、企業が求める人材の把握と確保に努めます。大学や高度技術研究開発センターなどとの連携を強化し、地域産業を担う専門的な知識や技術、技能を身につけた優れた人材の育成を促します。

2 企業の情報収集と販売活動の促進

企業に関する情報の収集に努めるとともに、市内外への情報発信による天童ブランドとしての付加価値の向上を図り、企業の販売活動を促進します。

注1 知的財産：人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創造物など、財産的な価値を持つもの。

3 金融支援

持続的な工業の振興と企業経営の健全化を図るため、融資制度や信用保証制度を周知し、積極的な制度の活用による経営基盤の強化と資金調達の円滑化を支援します。

4 将棋駒産業の振興

歴史と伝統のある天童将棋駒は、国の伝統的工芸品に指定されており、産業、経済、文化、教育などのあらゆる面で市勢発展の重要な役割を果たしています。将棋駒の技術を後世に継承するため、天童商工会議所や山形県将棋駒協同組合と連携し、後継者育成講座の開催による工人の育成や、実演を通じた将棋駒生産の技術向上を支援します。

将棋駒の需要拡大を目指し、市内外の展示会や物産展などにおいて積極的な製品の宣伝を行い、天童将棋駒の知名度の一層の向上を図ります。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|----------|-----|-----------------|-----------------|----|
| 製造品出荷額 | 億円 | (H26) 1,820 | 2,020 | |
| 製造業の事業所数 | 事業所 | (H26) 143 | 150 | |
| 製造業の従業者数 | 人 | (H26) 7,181 | 7,900 | |
| 将棋駒事業所数 | 事業所 | 14 | 15 | |
| 将棋駒従業者数 | 人 | 40 | 46 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|------------------------|------|
| 商業振興資金利子補給・商工業金融対策補助事業 | 市・団体 |
| 中小企業経営支援事業 | 市・団体 |
| 天童将棋駒産業振興事業 | 市・団体 |
| 天童将棋駒伝統的工芸品指定推進事業 | 市・団体 |



企業誘致・産業創出

施策の体系

企業誘致・産業創出

1 企業誘致の推進

2 産業の創出

基本方針

本市の恵まれた地理的環境と充実した高速交通網の強みを生かし、将来へ向けた持続性のある地域経済の発展を実現するため、新たな工業団地を整備します。

工業団地への積極的な企業誘致により、若い世代の安定した雇用を創出するとともに、魅力ある就労の場を確保し、移住・定住の促進につなげていきます。

新たな産業の創出と製品開発を促し、地域経済の活性化と競争力の強化を目指します。

既存工場を工業団地などの適地に誘導し、工場立地の適正化を図ります。

施策

1 企業誘致の推進

(1) 新たな工業団地の整備

活気に満ちた産業の振興と、持続的な地域経済の発展を目指し、地域の特性や優位性を生かした新たな工業団地の整備を計画的に進めます。

(2) 企業誘致の推進

若い世代の安定した雇用を創出し、仕事と家庭の調和のとれた魅力的な労働環境を確保するため、成長期待分野に関連する企業や優良企業を誘致します。既存企業との連携を構築できる企業の誘致により、工業の振興と地域経済の活性化を図ります。

融資制度や補助制度について積極的な情報提供を行うとともに、県や関係団体とも連携しながら企業ニーズを的確に把握し、積極的な誘致活動を展開します。

(3) 既存工場の工業適地への誘導

既存工場の立地について、緑地や公園が確保され、周辺環境との調和が図られている工業団地などの適地に誘導するとともに、生産施設の規模や操業環境の改善を促進し、工場立地の適正化に努めます。



2 産業の創出

企業相互間や産学官金^{注1}の連携、オープンイノベーション^{注2}の推進、IoT^{注3}、AI^{注4}などの活用により、技術や製品開発の革新による競争力強化を促すとともに、新たな産業の創出を促進します。持続的な地域経済の活性化と安定的な雇用提供を図るため、本市の特性や地域資源を生かした企業の事業展開や研究開発を支援します。

新たな企業立地の効果を地域産業の活性化につなげるため、異業種交流プラザ^{注5}などによる企業間交流を積極的に支援します。持続的な工業の振興を目指し、企業相互間の取引拡大や技術革新による経営基盤の強化を促進します。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|----------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 荒谷西工業団地従業者数 | 人 | 609 | 750 | |
| 荒谷西工業団地製造品出荷額 | 億円 | 170 | 210 | |
| 荒谷西工業団地分譲率 | % | 94.7 | 100.0 | |
| 天童インター産業団地従業者数 | 人 | 75 | 300 | |
| 新たな工業団地分譲率 | % | — | 100.0 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|-------------|------|
| 新たな工業団地整備事業 | 市 |
| 企業誘致推進事業 | 市 |

注1 産学官金：産業界、大学や研究機関、国や地方公共団体、金融機関の総称。

注2 オープンイノベーション：新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを超え、広く知識・技術の結集を図ること。

注3 IoT (Internet of Things (モノのインターネット) の略)：コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体 (モノ) に通信機能を持たせ相互通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

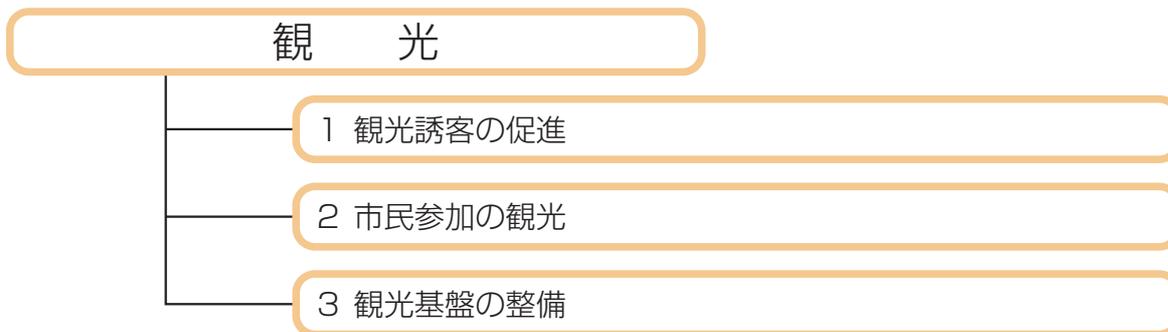
注4 AI (Artificial Intelligenceの略)：人工知能。

注5 異業種交流プラザ：参加企業の持っている情報や知識などの相互活用や補完を促し、ビジネスマッチングの場の提供や新商品・新システムなどの開発の促進を目的とした交流事業。平成29年度現在39社が参加。

第1項

観光

施策の体系



基本方針

近年の旅行形態は団体旅行から個人旅行へ、観光地巡りから着地型観光^{注1}へと移行し、インバウンド^{注2}の増加により旅行者のニーズも多様化している状況にあります。

このような中、交流人口の拡大と観光振興につなげていくためには、本市の観光資源の一層の魅力向上と国内外に対する積極的な情報発信により、観光誘客を強化していく必要があります。広域的に連携しながら、旅行商品の企画や情報発信、受け入れ体制などを充実する取組を支援するとともに、天童温泉を始め伝統産業としての天童将棋駒や、県内でも有数の生産を誇る果物など、全国に誇れる魅力を積極的にPRします。

また、将棋を生かした観光や農業体験による観光農業など、様々な産業とも連携しながら、交流人口の拡大と観光振興を促進するための取組を行います。

施策

1 観光誘客の促進

(1) 広域観光の推進と天童温泉の活性化

観光地域づくりの舵取り役となる山形版DMO^{注3}や多様な産業との広域的な連携を図りながら、着地型観光の推進とインバウンドを含めた交流人口の拡大を目指します。

天童温泉のホテルや旅館、周辺の観光資源とを連携させた旅行商品の企画立案や販売活動を支援し、天童温泉の活性化を促進します。また、源泉の保護に向けた取組を支援します。

(2) 観光の魅力づくり

温泉など従来の観光資源と、農業や芸術、文化、歴史、スポーツイベントとを連携させた新たな旅行商品を企画するなど、多様化する旅行者のニーズに対応した新たな天童の魅力づくりを支援し

注1 着地型観光：旅行者を受け入れる地域（着地）側がその地域ならではの観光資源をコーディネートし、旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態。

注2 インバウンド：訪日外国人旅行または訪日旅行。

注3 山形版DMO（Destination Management/Marketing Organization：デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションの略）：山形・上山・天童三市連携観光地域づくり協議会とDMCとの両輪で観光振興事業を展開する。

DMC（Destination Management/Marketing Company：デスティネーション・マネジメント・カンパニーの略）：地元金融機関3行と民間金融機関などからの出資により設立した法人。主に営利事業などを担当（「おもてなし山形株式会社」）。

ます。誘客を促進するため、観光関係団体とも連携しながら、国内外に対する情報発信や観光物産のPRなどを積極的に行います。

(3) 将棋の振興によるPR

将棋のまちを全国に発信するため、天童からのプロ棋士誕生を目指して開催している少年少女将棋教室を支援するとともに、将棋資料館への誘客促進と将棋交流室の利用拡大を図ります。将棋人口の拡大や将棋愛好者の交流をより一層促進するため、市民将棋大会の開催や全国規模のアマチュア将棋大会、プロ棋士のタイトル戦を誘致します。

(4) 四季折々の天童のイベントの充実

各種イベントが市民に親しまれ、観光客にとって感動が得られるものとなるよう企画内容の改善を図り、より一層の魅力向上に努めます。

天童桜まつりなど、本市を代表する伝統的なイベントの充実を図るとともに、観光資源を生かした四季折々のまつりを開催します。

(5) 仙台圏との交流促進

インバウンドを含めた仙台圏からの交流人口の拡大は、近隣の観光関係者にとって重要なターゲットとなっています。仙台空港を拠点とする観光ルートや交通ネットワークの構築を図るとともに、仙台市や文化振興等相互交流都市の多賀城市における観光キャンペーンの開催や、仙台圏在住の本市出身者による在仙天童会を通じた市民交流の促進など、積極的な誘客活動により本市への観光客の増加を目指します。

(6) 観光情報の発信

インターネットに加え、SNS^{注4}の普及により情報の収集や発信の利便性が急速に高まっています。観光関係団体とも連携しながら、多様化する旅行者ニーズに対応したシステムの構築を図ります。

観光パンフレットなどについて掲載内容の充実に努めるとともに、インバウンドに対応した多言語表記を図ります。さくらんぼや生産量日本一を誇るラ・フランスなど、果実の魅力や情報を積極的に発信し、観光客の増加を促進します。

(7) 各種大会を通じた観光誘客の促進

本市で開催されるプロスポーツの試合会場や、天童ラ・フランスマラソンなどの全国規模の大会で開設する観光物産展において、本市の観光資源の魅力や高品質の特産品を積極的にPRし、さらなる観光誘客の促進を目指します。



注4 SNS：Social Networking Serviceの略で、人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供するオンラインサービス。Webサイトやスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

2 市民参加の観光

市民による観光ボランティアガイドの養成を継続して行い、ガイドに必要な知識や技術の向上を図ります。観光客と市民との交流を促進する観光案内に努めるとともに、地域資源の活用や掘り起し、情報発信を行うなど、観光地としての魅力向上を目指します。

3 観光基盤の整備

(1) 文化的、歴史的な施設や資源の活用

本市には、資料館や美術館などの文化的施設、天童織田藩や若松寺などの歴史的資源が点在しています。これらの文化的、歴史的な施設や資源の活用と連携を図り、魅力ある観光地の創出に努めます。

(2) 二次交通網の整備

交流人口の拡大を図るためには、高速交通と接続する二次交通の整備が重要です。現在運行されている観光駅馬車など、二次交通を充実するための取組を支援します。

(3) 観光情報基盤の整備

外国人を始めとする観光客の利便性の向上を図るため、多言語表記による分かりやすい観光案内板の設置に取り組むとともに、観光施設を中心に設置する公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備支援と利用促進に努めます。

(4) 観光施設の維持・管理

観光情報センターや将棋資料館などの施設について、快適な利用環境を確保するため、適切な維持管理に努めます。

(5) 受入体制の強化・充実

天童市観光物産協会や天童温泉協同組合、天童商工会議所を中心とする観光関係団体との連携を強化するとともに、観光産業従事者に対する各種講座や研修会、啓発活動の実施など、国内外からの観光客の多様なニーズに対応できる人材の確保と育成を促進します。魅力ある観光地にふさわしい受入体制の充実と整備を促し、より一層の観光の活性化を目指します。



主な指標

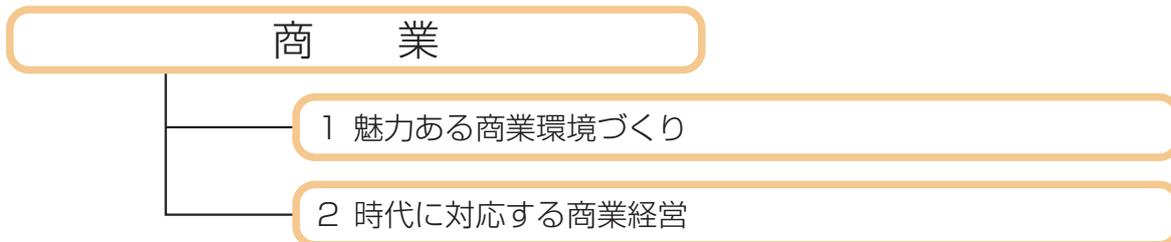
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|------------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 観光客の人数 | 万人 | 248 | 262 | |
| 天童温泉入込者数 | 人 | 689,908 | 731,300 | |
| 外国人宿泊者数 | 人 | 14,189 | 30,000 | |
| 天童桜まつり入込者数 | 人 | 112,000 | 120,000 | |
| 天童夏まつり入込者数 | 人 | 118,000 | 120,000 | |
| おくのほそ道天童紅花まつり入込者数 | 人 | 10,000 | 12,000 | |
| 観光情報センター案内件数 | 件 | 5,197 | 5,700 | |
| 観光ボランティアガイド数 | 人 | 18 | 25 | |
| 観光駅馬車利用人数 | 人 | 3,978 | 4,400 | |
| 広域連携により開催する市PRイベント開催回数 | 回 | 7 | 10 | |
| 昼間滞在人口 | 万人 | 172 | 200 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|--------------------------|-------|
| インバウンド推進事業 | 市・団体 |
| 誘客促進交通費支援事業 | 市 |
| 日本一の将棋のまちプロモーション事業 | 市 |
| 天童夏まつり | 実行委員会 |
| 天童桜まつり | 実行委員会 |
| おくのほそ道天童紅花まつり | 実行委員会 |
| 平成鍋合戦 | 団体 |
| 関東圏・仙台圏や観光物産交流都市での観光物産事業 | 市 |
| 観光情報発信強化事業 | 市 |

商業

施策の体系



基本方針

交流人口の拡大とともに多様化する消費者ニーズに応えるため、魅力ある調和の取れた商業環境づくりに努めます。にぎわいを創出する事業を支援し、商業全体の活性化を促進します。

既存商店街におけるきめ細かな情報発信を図るとともに、提供するサービスの充実を促し、地域に密着した商店街の形成を目指します。

施策

1 魅力ある商業環境づくり

既存商店街の活性化を促進するため、商工会議所が実施する空き店舗活用や各商店街などによるイベント開催など、にぎわいを創出する事業を支援します。商店街連合会などによるポイントカードを活用した商店街活動や、個店によるインターネットを活用した情報提供の充実を図るなど、集客力の向上と魅力あるサービスの提供を促進し、地域と密着した親しまれる商店街の形成を目指します。

2 時代に対応する商業経営

多様化する消費者ニーズや経済状況の変化に対応した商業経営が行えるよう、商工会議所が実施する商業経営者の育成を目的とする研修事業や指導相談事業を支援し、各商店街組織の育成や強化に努めます。

中小企業を含めた事業者の持続的な発展と経営の安定化を促進するため、融資制度や補助制度について積極的な情報提供を行うとともに、事業者の経営基盤や競争力の強化に向けた取組を支援します。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|---------|----|-----------------|-----------------|----|
| 商品販売額 | 億円 | (H26) 1,650 | 1,930 | |
| 店舗販売面積 | ㎡ | (H26) 94,823 | 111,100 | |
| 商店数 | 店 | (H26) 810 | 950 | |
| 商業の従業者数 | 人 | (H26) 6,370 | 7,500 | |

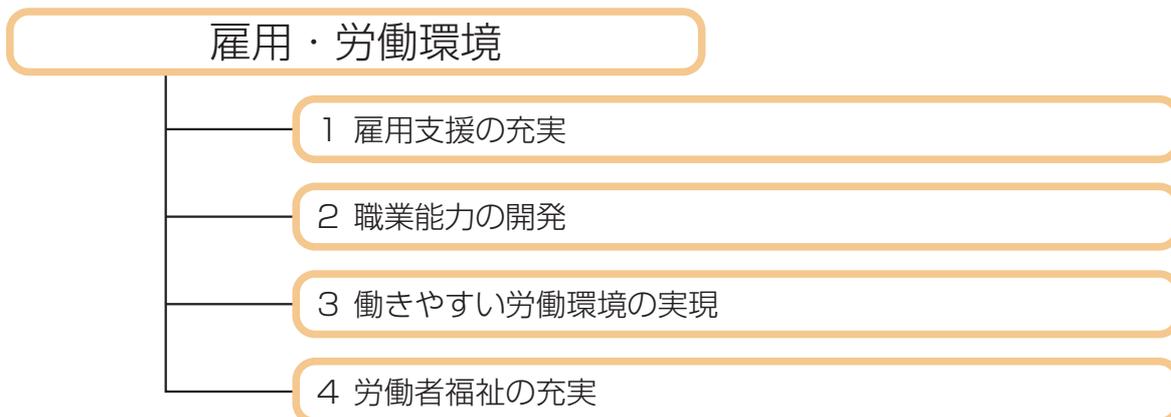
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|------------------------|------|
| 商業振興資金利子補給・商工業金融対策補助事業 | 市・団体 |
| 中心市街地活性化対策事業 | 市・団体 |
| 中小企業経営支援事業 | 市 |



雇用・労働環境

施策の体系



基本方針

安定した雇用の創出を図るとともに、子どもを安心して生み育てる職場環境づくりを促進します。山形労働局などの関係機関とも連携しながら、就労希望者に対する積極的な情報提供を行うとともに、雇用と就労のマッチングに努め、雇用機会の拡大を図ります。

働く意欲のある障がい者や高齢者、女性などの雇用促進に努めるとともに、労働者が健康で豊かに暮らすことができるよう労働者福祉の充実を図ります。

施策

1 雇用支援の充実

雇用機会の拡大を図るため、山形労働局と連携して天童ワークプラザを開設し、必要な情報を的確に得ることができるよう支援します。雇用と就労のマッチングを促進するため、雇用支援専門員を配置します。

国や県、近隣市町村と連携した就労相談を開催するなど、UIターン希望者の就職を促進します。

2 職業能力の開発

企業が求める専門的な知識や技術などの習得を促進し就労機会の増加につなげるため、インターンシップや企業訪問の受入を促すとともに、就労希望者の各種講座や研修会への参加を支援します。

3 働きやすい労働環境の実現

労働者が安全で衛生的な環境の下、生き生きと安心して働くための職場環境を整備するよう普及・啓発に努めます。ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、仕事と家庭との両立に配慮した職場環境づくりを促進するよう、事業所に働き掛けます。

障がい者や高齢者、女性の就労促進を支援し、安心して継続的に働ける環境づくりの推進を目指します。

4 労働者福祉の充実

労働者とその家族が健康で豊かに暮らせるよう、ライフスタイルの変化に対応した福利厚生制度の充実を事業者に促すとともに、企業が所有する運動施設や保養所などの福利厚生施設を活用した健康増進事業や余暇活動の充実を促進します。

生活安定資金などの融資制度により、労働者の生活安定と福祉の向上を支援します。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 高校卒業者の地元定着率 | % | 90.8 | 91.0 | |
| 従業者数（商業・製造業） | 人 | (H26) 13,551 | 15,400 | |
| 雇用促進助成事業による正規雇用者数 | 人 | 3 | 20 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|--------------------|------|
| 山形労働局との連携による雇用対策事業 | 国・市 |
| 雇用促進助成事業 | 市 |
| 労働福祉促進事業 | 団体 |



基本計画 第3章

住みよい環境と 安心を守るまちづくり

第七次天童市総合計画

第1節 環境保全のために行動する意識の啓発

- 第1項 環境保全
- 第2項 環境衛生

第2節 安心で快適なまちの形成

- 第1項 都市基盤
- 第2項 道路
- 第3項 河川
- 第4項 公共交通

第3節 充実した生活環境の維持

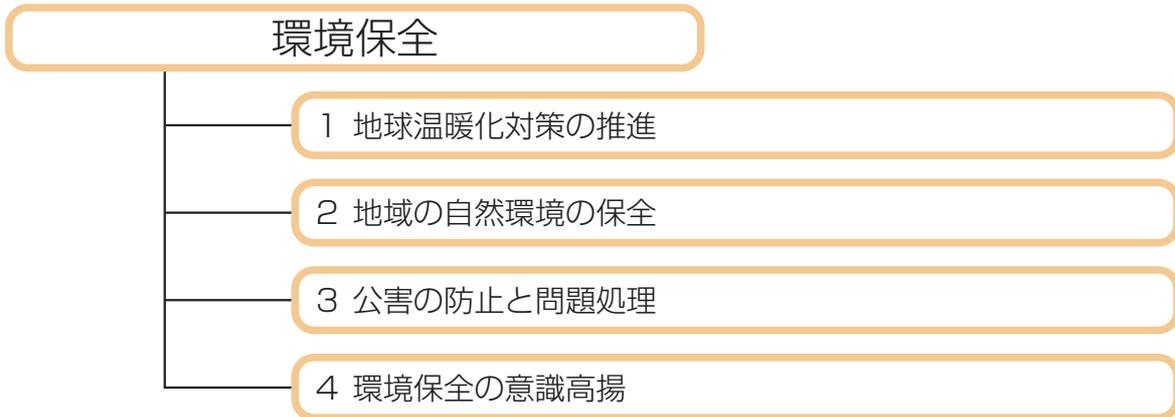
- 第1項 上・下水道
- 第2項 公園・緑地

第4節 安全で安心な助け合う地域の構築

- 第1項 防災
- 第2項 消防
- 第3項 防犯・消費生活
- 第4項 交通安全

環境保全

施策の体系



基本方針

地球温暖化の影響により、集中豪雨や海面水位の上昇など、地球規模での環境問題が一層深刻化しています。国が目指している「持続可能な開発^{注1}」を踏まえ、温暖化対策として低炭素社会^{注2}の実現に向けて、持続可能な循環型社会を構築する必要があります。

大気・水・土壌などの身近にある自然環境を良好な状態に保全し、公害の未然防止に努め、騒音・振動・悪臭・不法投棄などへ適切に対応します。

汚染や枯渇が発生した場合の被害が大きく、回復に時間を要する水については、水源の環境を保全するとともに、地下水の適正な揚水とかん養を行い、水質汚濁や温泉資源を含めた地下水枯渇の防止に努めます。

施策

1 地球温暖化対策の推進

(1) 省資源の推進

大量生産・大量消費の生活様式の見直しを進め、持続可能な循環型社会を構築するため、物品の再使用や再生品の活用、過剰消費の抑制などの4R^{注3}運動の推進により、省資源を推進します。

天童市環境マネジメントシステムの取組により、本市の行う事務・事業について、省資源を推進します。

(2) 省エネルギーの推進

市民や学校、事業所、地域社会が身近なところからできるクールチョイス^{注4}などを積極的に啓発

注1 持続可能な開発：将来世代と現役世代の両方を満足させる開発を指し、環境と開発を互いに反するものでなく共存しうるものとして捉え、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つもの。

注2 低炭素社会：二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。二酸化炭素は、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ。

注3 4R: Refuse (リフューズ: 余分には買わない)、Reduce (リデュース: ごみの発生抑制)、Reuse (リユース: 再使用)、Recycle (リサイクル: 再資源化) の4つの英単語の頭文字を表している。

注4 クールチョイス：地球温暖化を防止するための「賢い選択」を促す国民運動の名称。

し、省エネルギーへの取組を進めます。

電気自動車用急速充電器の整備を始めとする次世代自動車の導入支援により、化石燃料の消費量を抑制し、車社会が及ぼす環境負荷を軽減します。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

省資源・省エネルギーに取り組むとともに、太陽光発電システムや木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進し、市全体の二酸化炭素排出量の削減を目指します。

2 地域の自然環境の保全

(1) 大気・水・土壌などの保全

大気・水・土壌などの環境保全のため、環境基本法などの関係法令を順守し、自然環境を良好な状態に保持します。汚染による被害が大きい水については水源地の環境を保全するとともに、水質汚濁の防止を図ります。

(2) 森林整備による環境の保全

森林は、大気や水など様々な自然環境を保全する機能を持っています。豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、荒廃のおそれがある森林の整備に努め、森林の持つ環境保全機能を維持します。

(3) 生物の生育環境の保全

生物の多様な生育環境を守るため、自然環境と地域の生活環境の調和を図りながら、緑や水辺の環境保全に努めます。

3 公害の防止と問題処理

法令などに基づき実態調査や指導、規制などの必要な措置を県と連携して行うことにより、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭・不法投棄を防止し、発生した場合には適切に対応します。

地盤沈下の原因となる地下水の枯渇を防ぐため、宅地内への雨水浸透施設の設置を促進します。天童地区地下水利用対策協議会との連携により、人工かん養施設としての逆さ井戸^{注5}を適切に管理してかん養を行うとともに、適正な揚水について啓発を行います。

生活環境に関する近隣の相談や苦情については、関係者の理解と協力による解決を図ります。

4 環境保全の意識高揚

資源循環型の社会への転換を目指して、市民一人ひとりの環境保全に対する意識の高揚を図るため、地域での親子環境教室などの開催や学校での環境教育などを推進します。



注5 逆さ井戸：農業用水などを人為的に地下に注入し、地下水の枯渇や地盤沈下を防止するための施設。

主な指標

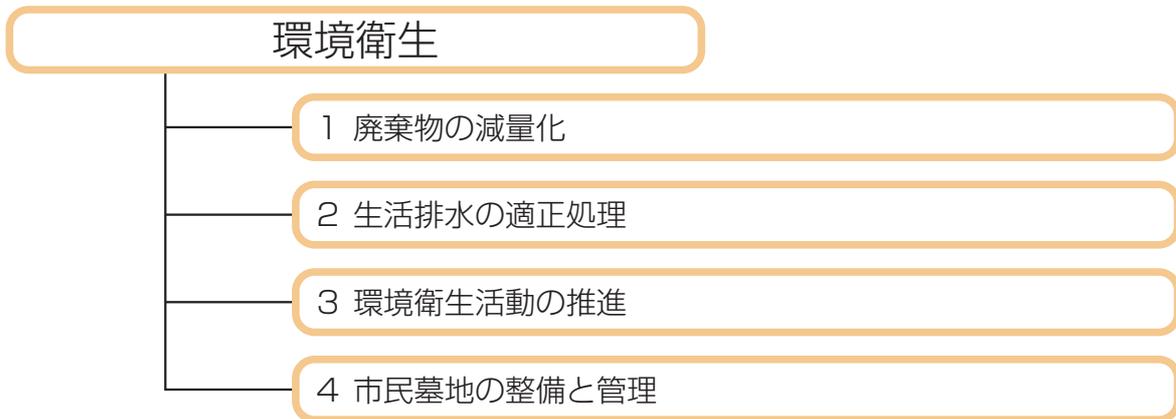
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|---------------------|----|-----------------|-----------------|-------------------|
| 電気自動車用急速充電器整備数 | か所 | 1 | 3 | 市が整備する累積数 |
| 住宅用太陽光発電システム設置補助総件数 | 件 | 611 | 1,500 | 平成17年度以降の設置補助の累積数 |
| 花いっぱい運動参加団体数 | 団体 | 54 | 60 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|--------------------|------|
| 生活用品登録紹介事業 | 市 |
| 電気自動車用急速充電器整備事業 | 市 |
| 住宅用太陽光発電システム設置支援事業 | 市 |
| ペレットストーブ等設置支援事業 | 市 |
| 花いっぱい運動推進事業 | 市 |
| 環境学習実践事業 | 市 |

環境衛生

施策の体系



基本方針

市民や事業所、行政が協働して適切な役割を分担し、廃棄物の減量化・分別・再生利用・適正処理を行い、環境衛生を保持して地球環境負荷の少ない循環型社会の構築と良好な環境を整備します。

生活排水は水洗化を促進し、下水道の計画区域外においては合併処理浄化槽の普及により、適正な処理を促進します。

市民墓地は、市民ニーズに対応した整備と適切な管理に努めます。

施策

1 廃棄物の減量化

(1) 廃棄物の排出抑制と収集処理体制の整備

ごみ減量化の意識啓発を行い、食品ロス^{注1}を始めとする廃棄物の排出量の抑制に努めます。指定ごみ袋により、ごみの排出量に応じた負担を継続するとともに、市民の需要に応じた適切な収集処理体制を保持します。

(2) 分別収集とリサイクル

資源回収団体や業者を支援し、資源物拠点回収を継続することにより、資源物の分別収集とリサイクルを進め、資源の再生利用を積極的に促進します。

事業所から排出される一般廃棄物について分別とリサイクルを促進し、廃棄物の減量化を進めます。

2 生活排水の適正処理

生活排水による土壌や地下水などへの環境負荷を軽減するため、下水道の利用を促進し、下水道の計画区域外では合併処理浄化槽の普及を図ります。下水道未整備地区と計画区域外においては、し尿

注1 食品ロス：本来は消費されるはずの食品が廃棄されること。食べ残しや売れ残り、期限切れ食品など、廃棄の原因は様々であり、食品ロスの発生を抑制するためには、国民全体で取り組む必要がある。

と浄化槽汚泥の迅速な収集に努めます。

3 環境衛生活動の推進

良好な環境衛生を保持するため、粗大ごみや家庭ごみの適正搬出、ペットマナーの啓発を図り、環境衛生委員や環境衛生組合連合会、各地区自治会などの市民組織、警察・県などの行政機関と連携して、地域パトロールなどを実施します。

カラスについては、市民や関連団体と協力してふん害対策を実施するとともに、飛来防止に向けた対策に取り組みます。



4 市民墓地の整備と管理

墓地への市民ニーズに対応できるように、市民墓地の適切な整備と管理を行います。

主な指標

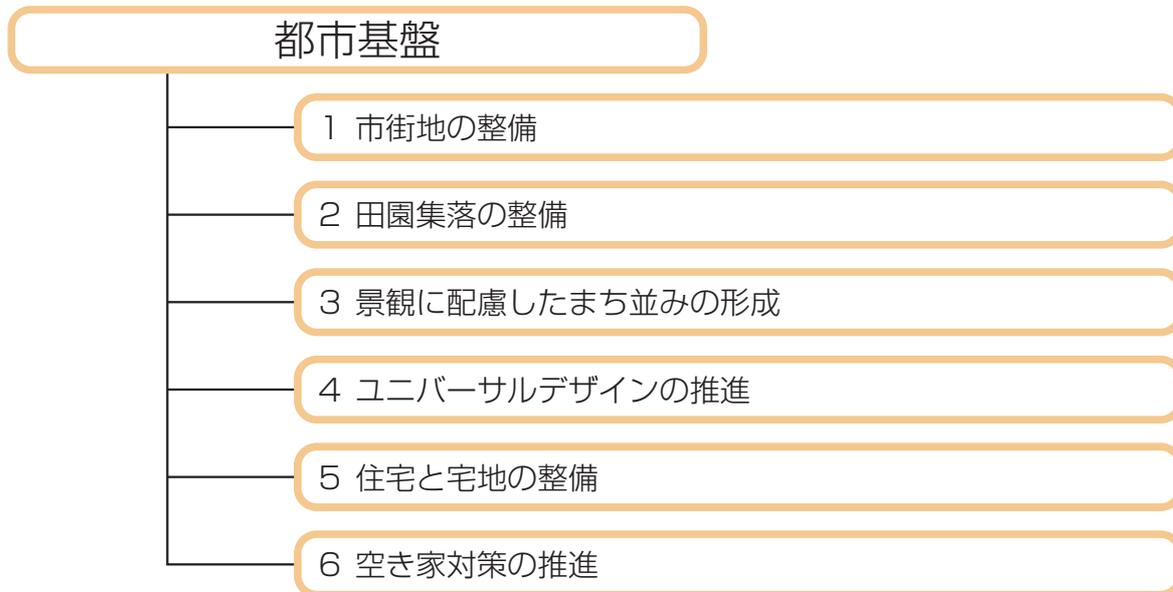
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|---------------------|-----|-----------------|-----------------|---|
| ごみの年間総排出量 | トン | 18,141 | 17,300 | |
| 市民一人当たりの1日の家庭系ごみ排出量 | グラム | 478 | 450 | ごみステーションからクリーンピア共立へ搬入されるごみの年間総量÷人口÷365日 |
| ごみのリサイクル率 | % | 13.1 | 16.0 | リサイクルを行うごみの量÷ごみの総量 |
| 水洗化率 | % | 90.7 | 92.0 | 下水道処理区域内人口のうち、下水道に接続している人口の割合 |
| 合併処理浄化槽普及率 | % | 54.7 | 70.0 | 合併処理浄化槽整備済人口÷合併処理浄化槽整備区域内人口 |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|----------------|------|
| ごみ減量化・再資源化推進事業 | 市 |
| ごみ・し尿収集処理事業 | 市・団体 |
| 浄化槽整備事業 | 市・市民 |
| カラスのふん害対策事業 | 市 |
| 市民墓地整備・管理事業 | 市 |

都市基盤

施策の体系



基本方針

本市ではこれまで長期的な視点に立ち、自然環境を保全しながら、区画整理により都市基盤整備を進めてきました。土地の活用については、地域特性などを考慮しながら、現在の集約型都市構造^{注1}を維持しつつ、計画的な整備を継続する必要があります。

市街地については、都市景観や文化などに充分配慮しながら、ユニバーサルデザイン^{注2}を取り入れた都市基盤整備を実施するとともに、快適で調和のとれたまち並みの形成のために、地区計画などを活用します。

田園集落については、地域の活力があふれるコミュニティの実現を目指し、田園集落ならではの緑豊かな景観やゆとりある住環境などの魅力を最大限に生かしながら、快適な生活環境を構築した上で、さらなる活性化を図る整備を行います。

本市における宅地需要に適切に応えるため、優良な宅地の安定供給を進め、住宅の建築を促進します。市営住宅については、施設水準を満たす住宅を安定的に提供するため、計画的な改修を行います。空き家対策としては、空き家の所有者などに適正管理を促し、空き家の利活用や解体を進めます。

施策

1 市街地の整備

既成市街地については、補助制度や関連事業との連携を図りながら、快適な都市基盤の整備に取り

注1 集約型都市構造：自家用車に過度に依存しなくとも、徒歩や自転車で買い物などの日常生活を不自由なく送ることができる都市構造のこと。

注2 ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障がいの有無や程度にかかわらず、誰にでも使いやすいように製品などをデザインすること。様々な商品やサービス、ファッション、建物、設備、交通機関、まちづくりなど、あらゆる分野に適用する。

組みます。

本市の新たな生活交流拠点である芳賀地区については、天童南駅の設置により少子高齢社会に対応しながら、低炭素社会を目指す集約型都市構造をさらに推進するため、土地区画整理事業による整備を継続します。

2 田園集落の整備

地域コミュニティの維持・発展を目的として、地域の実情に応じた開発許可制度の見直しを行います。また、緑豊かでゆとりある住環境のニーズに応えるため、田園集落の土地利用との調整を図り、優良田園住宅認定制度と地区計画を活用した整備を促進します。

県住宅供給公社との連携による整備や民間活力の導入により、田園型住宅地の供給を促進します。

3 景観に配慮したまち並みの形成

統一感のあるまちの景観を目指しながら、災害や防犯などにも対応するため、地区計画の運用により目的に沿った土地利用と秩序あるまち並みの形成を促進し、安全で快適に暮らせる良好なまち並みを形成します。

地域の特性を生かした地区計画やまちなみ協定^{注3}により、長い年月の中で育まれた景観や歴史、文化を生かしたまちづくりを進めます。

緑化を推進するため、生垣設置奨励補助制度などにより、緑豊かでうるおいのあるまち並みを形成します。

「新たな天童の顔づくり事業」として、天童駅東口においてエスカレーターの設置などの改修を行うとともに、観光拠点づくりや災害に強いまちづくりなどを目的とする無電柱化を推進し、地域の特性に応じた整備により、交流人口やまちのにぎわいの拡大、都市機能の維持・発展を図ります。

4 ユニバーサルデザインの推進

高齢者や障がい者、幼児など、様々な利用者が想定される公共・公益施設については、ユニバーサルデザインを基本とした人にやさしい施設整備を促します。

5 住宅と宅地の整備

(1) 住宅の建築促進

良質な居住環境を確保していくため、地区計画などにより、住宅系の建物と非住宅系の建物との適正な配置を維持するとともに、本市への移住世帯や子育て世帯の住宅新築・購入を支援し、住宅の建築促進と定住人口の拡大を図ります。

(2) 高齢者対応型住宅等の普及促進

在宅介護支援などの福祉施策と協調し、手すりの設置や住宅内の段差解消などのバリアフリーに配慮した高齢者や障がい者が安心して暮らせる住宅の普及に努めます。

(3) 住宅の耐震化の促進

地震による被害を最小限に抑えるため、住宅の耐震診断と改修を促進し、木造住宅の安全性の向上を図ります。

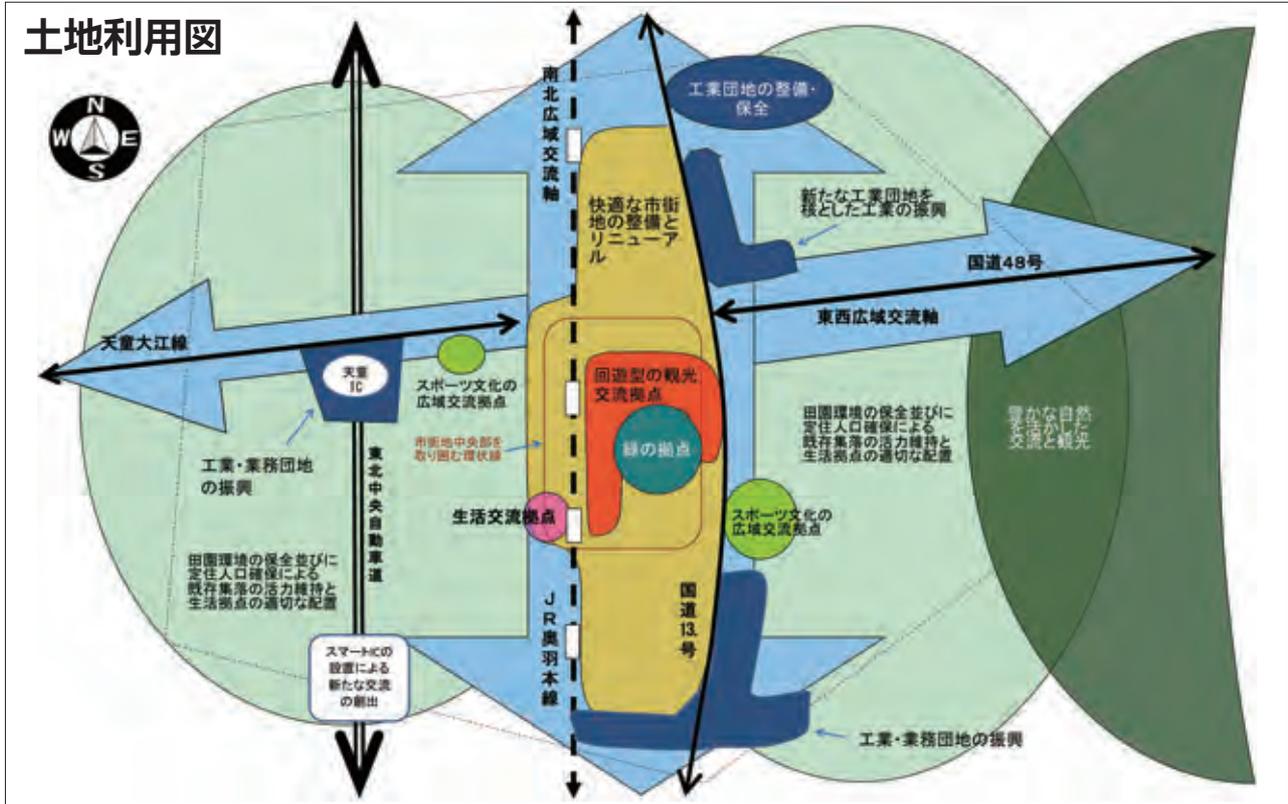
(4) 市営住宅の維持・管理

市営住宅については、計画的な修繕・改修を行い、長寿命化による耐用年限の向上と施設水準の維持を図ります。

注3 まちなみ協定：建物、塀などのデザインや色使いに基準を設けて、統一感のあるまち並みを形成しようとする、地域住民同士の協定のこと。
本市では、「天童古城西羽州街道まちなみ協定」があり、地域の歴史や文化に配慮したまち並みづくりが行われている。

6 空き家対策の推進

増加傾向にある空き家については、所有者などに適正管理を促すとともに、相談窓口の開設や空き家バンク登録促進事業などによる空き家の有効活用・解体支援により、良好な住環境を守ります。



基本計画
第二章

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-------------------|----|--|---|---|
| 芳賀土地区画整理事業進捗率 | % | 75.3 | 100.0 | 累積事業費÷総事業費×100 |
| 天童古城まちづくり整備事業進捗率 | % | 54.6 | 100.0 | 累積事業費÷総事業費×100 |
| 生垣設置延長 | m | 9,098 | 10,110 | 補助を開始した昭和63年以降の生垣設置補助の総延長 |
| 無電柱化道路の延長 | m | 5,632 | 10,220 | 事業を開始した平成11年度以降の無電柱化道路の延長 |
| 宅地整備・供給件数 | 件 | 市街化区域 444 市街化調整区域 73 合計 517 | 市街化区域 626 市街化調整区域 240 合計 866 | 平成27年度以降の累積数 ・市街化区域 芳賀土地区画整理事業区域内における宅地供給件数 ・市街化調整区域 都市計画法による開発許可件数 |
| 住宅の耐震化率 | % | 78.8 | 95.0 | |
| 市有施設の耐震化率 | % | 99.2 | 100.0 | |
| 空き家バンクの登録件数 | 件 | 11 | 30 | 平成27年度以降累計 |
| 空き家バンク利用による契約締結件数 | 件 | 4 | 20 | 平成27年度以降累計 |
| 管理不全な空き家の改善件数 | 件 | 15 | 40 | |

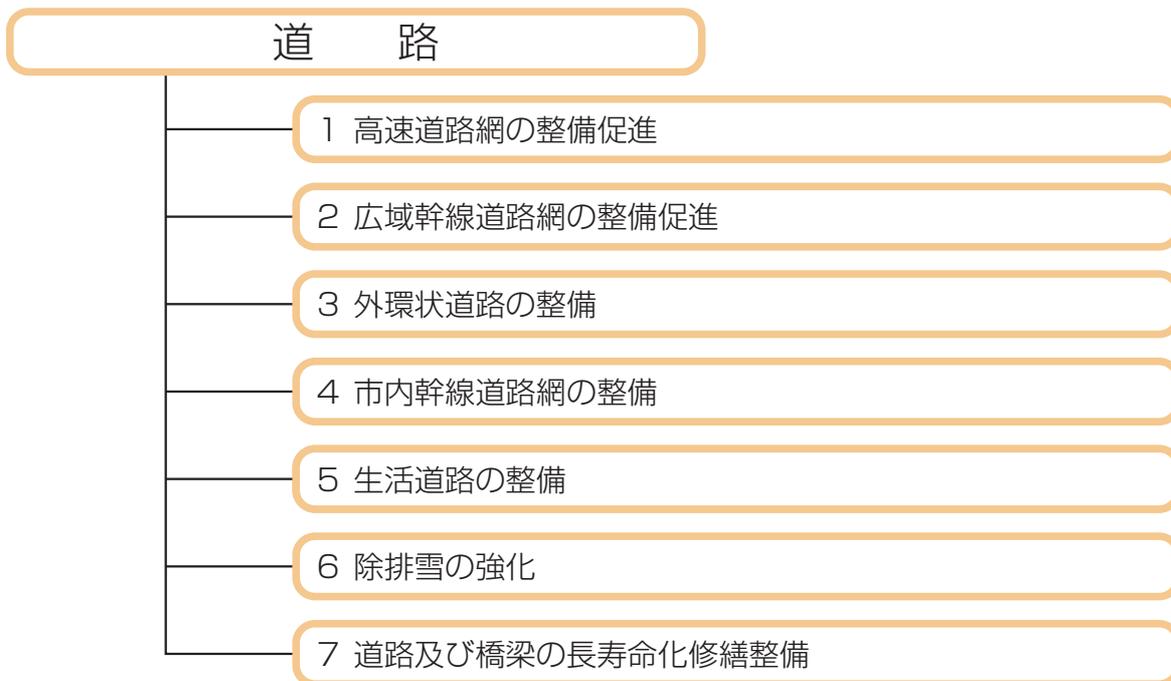
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|----------------|----------|
| 芳賀土地区画整理事業 | 土地区画整理組合 |
| 市街地まちづくり事業 | 市 |
| 田園居住地整備事業 | 市 |
| 新たな天童の顔づくり事業 | 市 |
| 無電柱化事業 | 県・市 |
| 住宅リフォーム総合支援事業 | 市 |
| 定住促進・子育て世帯支援事業 | 市 |
| 空き家バンク登録促進事業 | 市 |
| 空き家移住推進事業 | 市 |



道 路

施策の体系



基本方針

本市と近隣の都市圏を結ぶ広域幹線道路や地域を結ぶ環状道路・放射状道路の整備については、人的・経済的な交流促進と日常生活圏の広域化や地域間交流の拡大への対応を目的に、高い水準での整備が求められています。

市内外との交流や物流などを行う上で欠かせない都市基盤である道路は、ユニバーサルデザインに留意しながら、より利便性が高く機能的になるよう、整備を推進します。

老朽化が進む道路や橋梁は、限られた財源で計画的な補修を行うため、長寿命化修繕計画を策定し、アセットマネジメント^{注1}を用いた予防型の管理を行います。

施策

1 高速道路網の整備促進

東北中央自動車道の建設促進によって、物資輸送や人の移動の高速化に対応した交流圏の拡大を図るとともに、利便性の向上を目指すため、スマートインターチェンジの整備を促進します。

注1 アセットマネジメント：構造物の劣化の状態、損傷の程度などを客観的に把握・評価し、中長期的に資産の状態を予測することで、維持・管理や更新の時期・順番、回復程度について最適なものを判断し、計画的かつ効率的に管理する手法。従来の対処型から予防型に切り替えた管理を行っていくことで、更新時期の平準化や維持・管理費用の減少が図られるというメリットがある。

2 広域幹線道路網の整備促進

国道13号については、歩行者などの交通安全確保と利便性向上のため、横断地下道の整備を要望します。

国道48号については、歩行者などの交通安全確保を始めとして、物流や人の交流の活性化、地域間交流の拡大のほか、強靱化による災害への対応を図るため、整備を促進します。

国道以外の広域幹線道路については、渋滞緩和を目的に、4車線化などの整備を関係機関に要望します。



3 外環状道路の整備

各集落を結ぶ幹線道路である外環状道路の整備を進め、田園集落間の交流促進や市外道路との接続強化により、道路機能の向上に取り組みます。

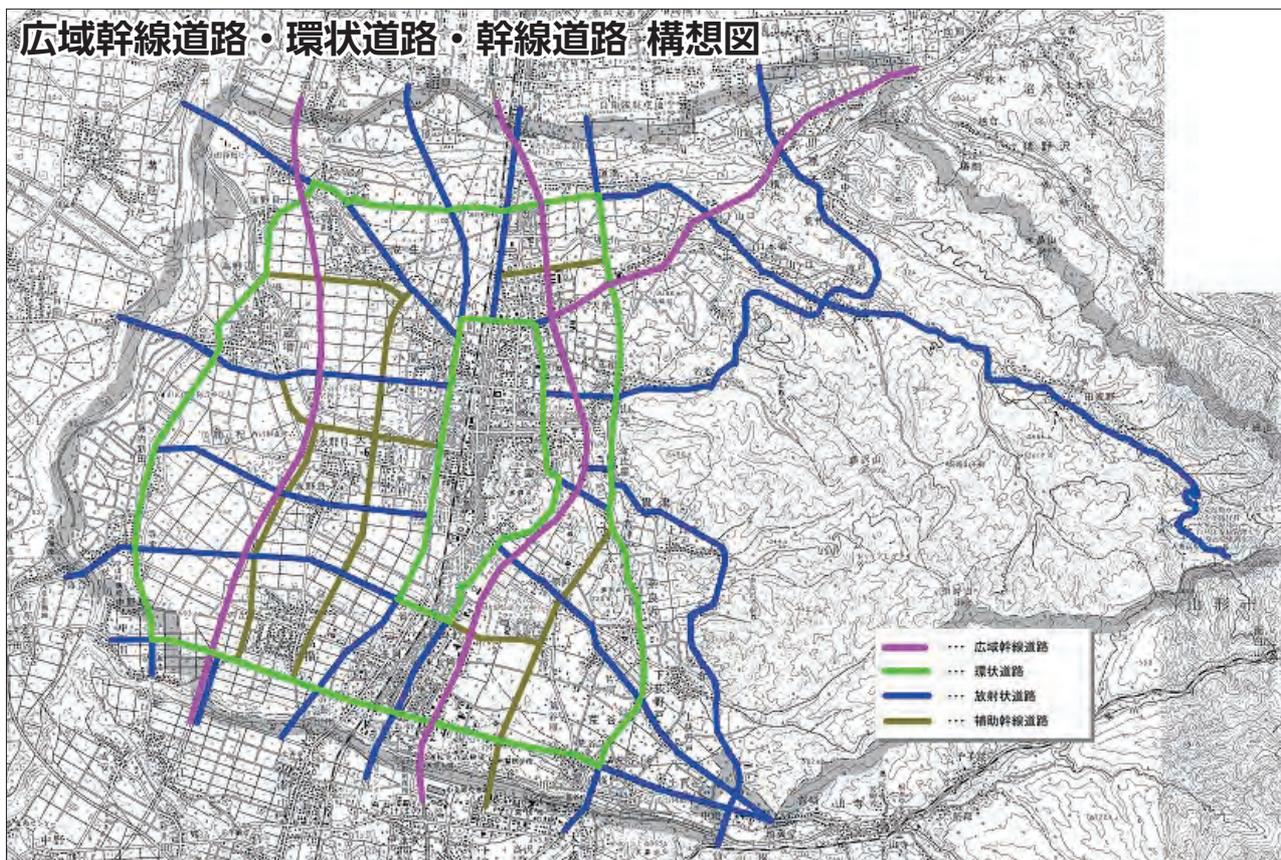
4 市内幹線道路網の整備

(1) 放射状道路の整備

市街地と田園集落との接続を強化して、市民生活の利便性を高めるため、放射状道路の整備に取り組みます。

(2) 広域幹線道路などを補完する道路網の整備

田園集落の土地利用状況を踏まえ、広域幹線道路などを補完する補助幹線道路網の整備に取り組みます。



5 生活道路の整備

市街地や田園集落における既成の生活道路については、計画的な住環境の改善に向けた整備を進めます。

6 除排雪の強化

近年の局地的な降雪や高齢社会、ライフスタイルの多様化などに対応し、安全で安心な道路交通を確保するため、委託業者と緊密に連携して除排雪の強化を図り、積雪の状況に応じたきめ細かな道路の除排雪や凍結防止に取り組みます。

また、排雪場については、気象変化に対応した柔軟な管理を実施します。

7 道路及び橋梁の長寿命化修繕整備

老朽化が進む道路と橋梁については、定期的な点検を行うとともに、事業費の平準化やコスト縮減に配慮しながら、計画的な修繕などの維持・管理を行い、安全性を確保します。

主な指標

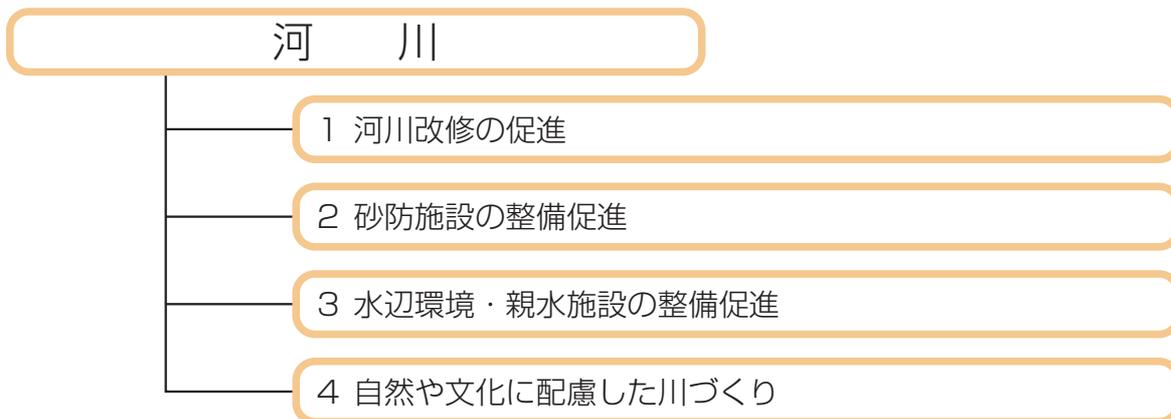
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|----------------------|----|-----------------|-----------------|----------------|
| 天童東根線道路改良事業進捗率 | % | 12.7 | 100.0 | 累積事業費÷総事業費×100 |
| 橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕橋数 | か所 | — | 7 | |
| 舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装修繕延長 | km | 1.3 | 24.0 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|--|------------|
| スマートインターチェンジの整備促進事業 | 事業所 県・市 |
| 国道13号の横断地下道整備 国道48号の自転車・歩行者道路の整備、交差点の改良事業 | 国 |
| 主要地方道天童寒河江線・山形山寺線・山形羽入線の整備事業 | 県 |
| 県道天童河北線の整備事業 | 県 |
| 市道天童東根線の整備事業 | 市 |
| 都市計画道路山元蔵増線の4車線化事業 | 県 |
| 橋梁の点検、修繕及び架け替え等の長寿命化事業 | 市 |
| 道路舗装の点検及び修繕等の長寿命化事業 | 市 |

河川

施策の体系



基本方針

河川は、私たちの暮らしと深いかかわりを持ち、人や物資、文化を運ぶ交易路として生活や産業を豊かなものにしてきました。改修については、治水・利水機能に十分配慮しながら地域が親しんできた自然環境や河川にまつわる文化と調和した整備を促進し、安全な生活環境と水辺環境を維持します。

河川の内水被害対策に取り組むとともに、洪水ハザードマップの周知により、氾濫などの非常時における住民の速やかな避難を図ります。

施策

1 河川改修の促進

本市の東部山林を源流とする河川は、河床が急勾配であるため、平常時と大雨時の流量差が大きくなっています。市民の安全な生活の確保を目的に河川の整備と適正な管理を促し、改修に当たっては、河川の持つ地下水かん養機能を維持します。

都川の改修に取り組むとともに、乱川を始めとする未改修河川については早期整備と日常のきめ細かな管理を、樽川については樋門周辺の内水被害防止対策を関係機関に要望します。

2 砂防施設の整備促進

東部の山間の河川は、地形の特性から大雨や集中豪雨によるがけ崩れなどの自然災害の危険性が高いため、関係機関に働きかけて、河床の安定や砂防施設の整備を促します。

3 水辺環境・親水施設の整備促進

市民の生活環境に身近な最上川を始めとする河川について、支障木の撤去を含む水辺環境の整備を関係機関に要望します。特に、川幅が広い乱川などの河川は、水に親しむ公園やレクリエーション施設の整備が図られるよう、関係機関と連携して、護岸工事などに併せた整備を図ります。

4 自然や文化に配慮した川づくり

河川整備については、サケのふ化などの河川で育まれた地域文化に配慮しながら、河川が本来有している水生生物の生息環境や水質浄化機能を保全するよう関係機関に働きかけます。

また、河川の環境保全について重要性の啓発を行うため、きれいな川で住みよいふるさと運動などの河川愛護運動に取り組みます。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|---------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 都川河川維持改修工事進捗率 | % | 40.0 | 100.0 | |

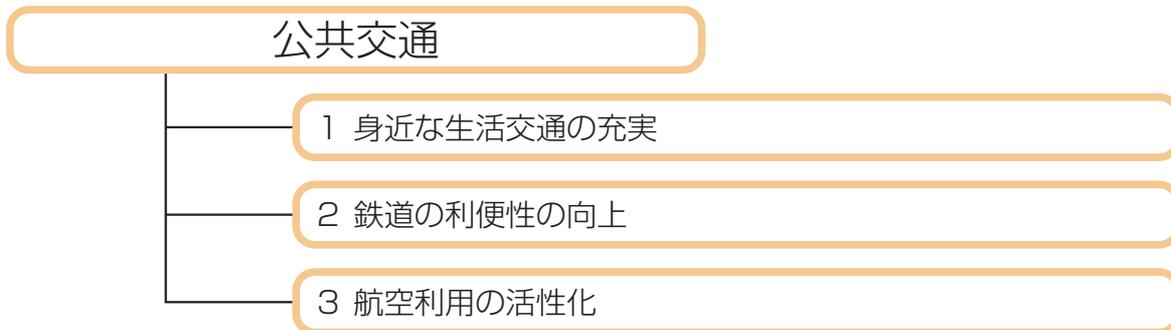
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|-----------|------|
| 都川河川改修事業 | 市 |
| 押切川河川改修事業 | 県 |
| 乱川河川改修事業 | 県 |



公共交通

施策の体系



基本方針

生活基盤であるバスと鉄道は、市民の通勤や通学など日常の移動手段であるほか、本市を訪れる観光客などの移動手段としても重要な都市機能であるため、事業者の協力の下で、利便性の向上に努めます。

航空機は、既存路線における運航の確保・充実に支援し、交流圏域の拡大と地域経済の活性化を促進します。

施策

1 身近な生活交通の充実

(1) 路線バスの維持

路線バスは、市民の通勤・通学や観光客の移動手段などとして重要な役割を担うとともに、本市と県内外の都市を結んで交流人口の拡大に寄与しているため、公共交通事業者を支援して存続に努めます。

(2) 市営バス・予約制乗合タクシーの運行

市営バスや予約制乗合タクシー^{注1}は、高齢者の買い物や通院、高校生の通学に利用されています。高齢化に伴い利用者の増加が見込まれることから、市内主要施設へのアクセスについて運行の強化を図るなど、利便性の向上と効率的な運行に努め、市民にとって利用しやすい公共交通の充実に努めます。

2 鉄道の利便性の向上

天童南駅が新設された奥羽本線については、運行本数の増加、各路線間の接続の改善などを要望し、さらなる利便性の向上を目指します。

仙山線については、仙台市を始めとする国内の都市との交流促進に結びつくことから、運行本数の

注1 予約制乗合タクシー：電話などの事前予約により、停留所間又は自宅と目的地との間を、乗合により移動する交通システムのこと。

増加など、利便性の向上や機能強化を要望します。

新幹線については、山形新幹線の利便性の向上とフル規格新幹線の整備による高速化について、県を始めとする行政機関などとともに、実現に向けて関係機関に働きかけていきます。

3 航空利用の活性化

高速交通における選択肢の確保と交流圏域の拡大、市民生活や企業活動における利便性の向上、地域経済の活性化を図るため、路線の維持と充実に向けて、山形空港利用拡大推進協議会の活動を支援するとともに、関係団体とともに運動を展開します。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|------------------|----|-----------------|-----------------|----------|
| 予約制乗合タクシーの会員登録者数 | 人 | 1,670 | 2,400 | 制度開始後の累計 |
| 予約制乗合タクシーの年間利用者数 | 人 | 6,649 | 12,000 | |

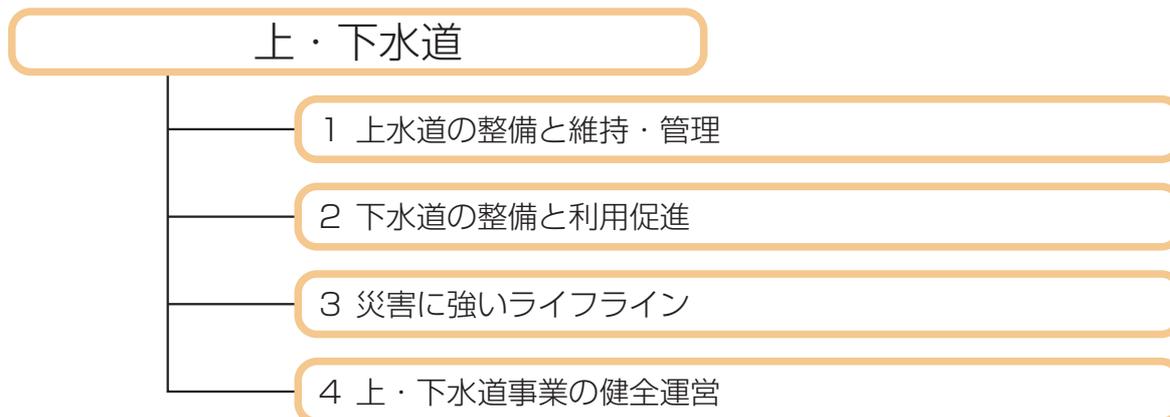
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|----------------|------|
| 市営バス運行事業 | 市 |
| 予約制乗合タクシー運行事業 | 市 |
| 運輸通信事業（バス路線維持） | 市 |
| 鉄道整備促進事業 | 団体ほか |
| 山形空港利用拡大推進事業 | 協議会 |



上・下水道

施策の体系



基本方針

水道事業は、施設の継続的な更新を行いながら、安全な水道水を安定して供給します。

下水道事業は、施設の整備を推進するとともに、施設の維持・管理については、事業の見直しを行いながら計画的に老朽化した管路の更新を実施します。また、下水道の利用促進活動や普及啓発運動により、下水道接続の適正化や水洗化率向上を推進します。

近年、国内各地で局地的な集中豪雨が多発し、都市地域における雨水の氾濫による浸水被害のリスクが増大しています。計画的に雨水幹線の整備などを行い、短時間に雨水が集中することを抑制するなどの雨水排水対策を実施します。

上水道・下水道事業の効率的で健全な経営を図ります。

施策

1 上水道の整備と維持・管理

(1) 水道施設の整備

新たな宅地開発事業などについて関係事業者と連携しながら整備を進めます。

(2) 水道施設の維持・管理

老朽化した施設の更新を計画的に実施し、今後見込まれる多大な改修事業の平準化を目指すとともに、漏水調査事業に取り組みます。

2 下水道の整備と利用促進

(1) 下水道施設の整備

国の道路事業などと連携して事業に取り組み、下水道施設の整備を図ります。

(2) 水洗化の普及促進

下水道に対する理解を深めるため、市報への掲載や訪問相談、上下水道展の開催などの啓発活動を行い、水洗化の普及を促進します。水洗便所改造資金などの融資制度により、住宅の水洗化を促します。

(3) 汚水管路施設などの維持・管理

汚水管路については、計画的に調査・清掃・修繕・水質検査を行い機能確保に努めます。老朽化した管路施設の更新は、施設管理の目標と長期的な計画を設定し、ライフサイクルコストの低減と排水設備などの適正な設置を進めながら、下水道施設の維持・管理を行います。

3 災害に強いライフライン

(1) 水道施設の耐震化

災害に強い施設にするため、送配水施設の改修や老朽管の更新に合わせた管路の耐震化を推進します。

(2) 断水リスクの軽減

村山広域水道からの水道水の安定供給を図るとともに、非常用水源として高嶽水源地の施設維持を図り、断水リスクの軽減に努めます。

(3) 雨水対策と維持・管理

雨水による浸水被害を防止するため、雨水幹線などの整備を進めるとともに、計画規模を上回る集中豪雨や都市化の進展に伴う雨水流量の増大による雨水氾濫への対策として整備した貯留施設などを維持・管理します。雨水管路施設の適正な維持・管理を行うため、老朽化した管路施設などの耐震化や更新を計画的に実施します。

4 上・下水道事業の健全運営

人口減少に伴い、将来的な給水需要の増加が見込めない状況において、下水道施設の不明水^{注1}対策などにより、効率的な上水道・下水道事業の運営を行い、経営の健全化を図ります。

窓口・料金収納業務や施設点検業務などに民間活力を導入するとともに、支払方法の多様化を進め、業務の効率化と収納率の向上を目指します。

水道料金と下水道使用料は、使用者負担の原則を踏まえ、料金・使用料の見直しを行います。



注1 不明水：下水道の汚水管路に流入する雨水等のことを指し、施設の老朽化などが原因とされている。不明水の流入は下水道料金を徴収しない汚水処理量の増加を招くため、経営上の負担となる。

主な指標

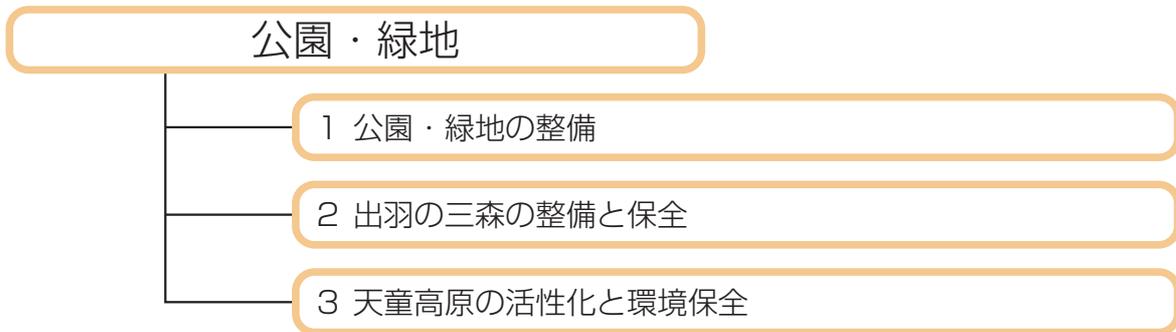
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-----------|----|-----------------|-----------------|---|
| 上水道管路耐震化率 | % | 84.7 | 92.0 | |
| 下水道管路耐震化率 | % | 77.3 | 83.0 | |
| 下水道不明水率 | % | 22.0 | 20.0 | 山形浄化センターで処理している天童市の汚水量に対し、下水道料金を徴収していない汚水量の割合 |
| 下水道普及率 | % | 98.7 | 99.0 | 行政人口のうち、下水道処理区域内人口の割合 |
| 水洗化率 | % | 90.7 | 92.0 | 下水道処理区域内人口のうち、下水道に接続している人口の割合 |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|-------------------|------|
| 断水リスク軽減対策事業 | 市 |
| 上水道管路耐震化（老朽管更新）事業 | 市 |
| 雨水対策整備事業 | 市 |
| 下水道ストックマネジメント事業 | 市 |
| 下水道施設不明水対策事業 | 市 |

公園・緑地

施策の体系



基本方針

公園や緑地は計画的な配置に努め、緑化の推進を図りながら、市民の憩いの場や交流の場としての機能と防災機能を担うよう整備を進めます。

市街地にほど近い緑の拠点である出羽の三森については、保全とともに、本市のシンボルである舞鶴山を中心に、歴史や文化、観光資源を生かした市民が親しみやすい公共空間として整備します。

天童高原施設については、民間活力を生かした天童高原の新たな魅力づくりと情報発信を図ります。

施策

1 公園・緑地の整備

市民の憩いの場として、利用者の利便性や快適性の向上のため、安全かつ適正な維持・管理を行います。また、防災機能を備えた公園と緑地の整備を計画的に推進するとともに、自然本来の魅力を生かした空間づくりを進め、自然と人が共生する緑豊かな都市の形成を目指します。

2 出羽の三森の整備と保全

舞鶴山は人間将棋の会場になるほか、中世の山城である天童古城の史跡の残る本市のシンボリック存在です。これらを生かした観光交流の場として、また、緑に親しめる市民の憩いの空間としての整備を進めます。

八幡山と越王山については、自然景観と歴史的な特性を生かしながら保全します。

3 天童高原の活性化と環境保全

豊かな自然環境を保全しつつ、憩いや健康づくり、教育の場として天童高原がより多くの方々から親しまれるよう、指定管理者を始めとする関係団体と連携を図り、多種多様なイベントを開催しながら、新たな魅力づくりと四季折々の情報発信を進めます。

老朽化が進む施設については、計画的な維持・管理に取り組みます。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-------------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 芳賀土地区画整理事業地内都市公園整備事業進捗率 | % | 57.6 | 100.0 | 支出累計額÷総負担額×100 |
| 老朽化したトイレの改築数 | 棟 | 41 | 80 | |
| 天童高原キャンプ場周辺利用者数 | 人 | 20,245 | 24,000 | |
| 天童高原スキー場利用者数 | 人 | 36,270 | 36,500 | |
| 市民一人当たりの公園面積 | m ² | 16.4 | 18.6 | |

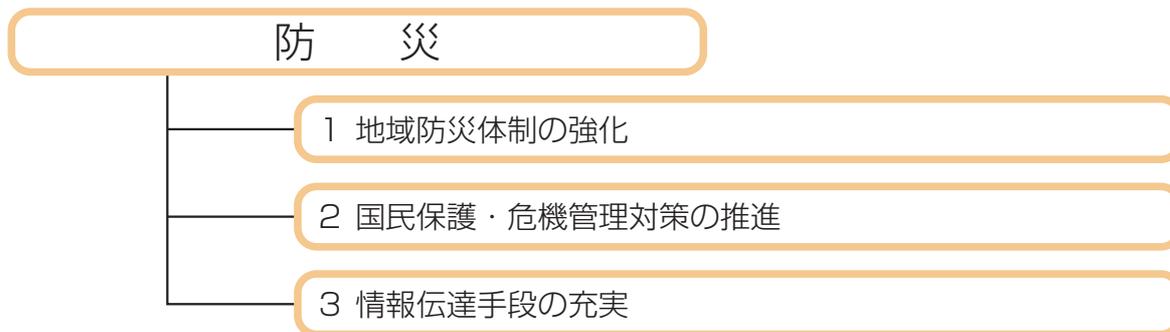
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|--------------|------|
| 集落公園整備事業 | 市 |
| 都市公園施設長寿命化事業 | 市 |
| 都市公園樹木適正管理事業 | 市 |
| 天童公園整備事業 | 市 |
| 天童高原管理運営事業 | 市・団体 |



防 災

施策の体系



基本方針

東日本大震災や熊本地震など日本各地で地震災害が発生し、大型台風や局地的集中豪雨などの自然災害が身近になっている中、防災に対する市民の関心は年々高まっており、安全・安心の確保に向けた取組の充実が求められています。

災害を予防する防災の取組に加え、被害を最小限にする減災を図るため、自主防災会や学校、事業者と連携し、市民の防災意識の啓発を図りながら、要配慮者にも優しい自助・共助による地域防災力の向上を図ります。

市民生活の安全を守るため、災害情報伝達手段の多様化・多重化や避難所への備蓄などの公助の取組を継続的に行い、武力攻撃やテロなど不測の事態に対する危機管理を推進します。

重大な感染症への対応など、市民や関係機関との連携による総合的な危機管理体制の強化に努めます。

施 策

1 地域防災体制の強化

(1) 自主防災体制の充実と強化

災害に対する防災・減災を図るためには、地域防災力の要である自主防災会を始め、地域住民の連帯が重要です。自主防災会連絡会を支援し、地域におけるリーダーの養成や防災に対する知識・技術の普及、女性や若年層の参加を促進して、防災力の向上を図ります。

(2) 要配慮者への避難支援

災害発生時に避難支援が必要な避難行動要支援者や障がい者、ひとり親世帯、外国人などの要配慮者に適切に対応することができるよう、自主防災会を始めとする地域の共助による避難支援活動を強化します。

(3) 防災訓練の充実

市民や自主防災会、学校、事業所などを対象とした防災訓練の充実を図り、市全体の防災意識の高揚と対応能力の向上を図ります。図上訓練や避難所運営訓練など、それぞれが行う防災活動が円滑に行えるように、市民、行政、関係機関が連携した迅速な初動体制の構築を図ります。

(4) 災害協定締結や備蓄の推進

災害に備え、行政機関や民間事業者との協定締結を進めます。家庭や地域において普段から水や食料、生活必需品を備蓄するよう啓発するとともに、避難所となる公民館や小中学校などへの配備を進め、防災機能の強化を図ります。

2 国民保護・危機管理対策の推進

(1) 国民保護体制の整備

避難行動マニュアルの周知などにより、武力攻撃やテロによる被害を最小限とする取組を進め、国民保護に対する啓発に努めます。

(2) 危機管理対策の推進

重大な被害を及ぼす感染症やライフラインの大規模な停止などから市民を守るため、様々な危機の発生に対して迅速かつ適切に対応するとともに、関係機関と連携して的確な措置と啓発に努めます。

3 情報伝達手段の充実

市民に災害や避難に関する情報を迅速かつ正確に伝達するため、情報伝達手段の多様化・多重化を進め、様々な手段を活用した緊急時の情報伝達体制の構築に取り組みるとともに、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域への情報伝達体制の充実を図ります。

市のホームページや登録制メールでの防災情報の提供に加え、SNS^{注1}などを活用した情報の伝達に取り組みるとともに、引き続き避難所などの看板整備やハザードマップなどによる防災情報の周知・啓発を推進します。



注1 SNS：Social Networking Serviceの略で、人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供するオンラインサービス。Webサイトやスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

主な指標

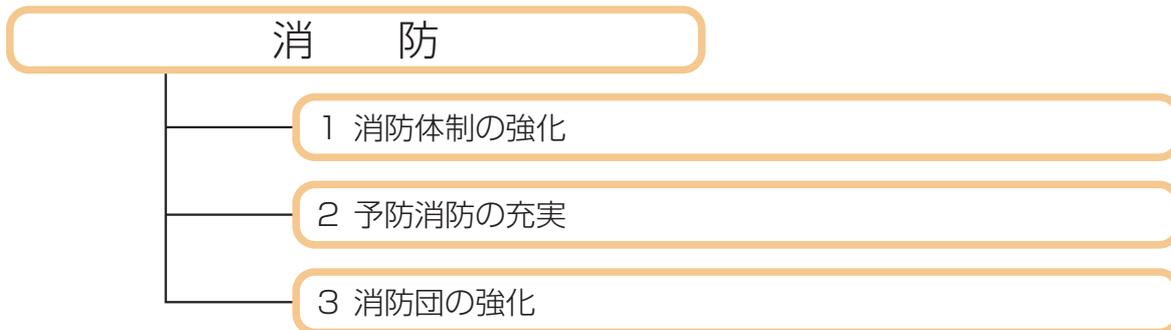
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-----------------|----|-----------------|-----------------|---------|
| 自主防災会組織数 | 組織 | 99 | 103 | |
| 自主防災会連絡会組織数 | 組織 | 12 | 13 | 市立公民館単位 |
| 防災避難場所案内表示板の設置数 | か所 | 77 | 110 | |
| 災害時の連携協定数 | 件 | 46 | 62 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|---------------------|------|
| 自主防災組織育成事業 | 市 |
| 食料及び生活必需品備蓄事業 | 市 |
| 移動系防災行政無線更新事業 | 市 |
| 同報系防災行政無線・戸別受信機整備事業 | 市 |
| 避難場所等案内表示板設置事業 | 市 |

消 防

施策の体系



基本方針

市民生活の安全確保に向けて複雑化・多様化する各種の災害に適切に対応できる消防体制を整備する必要があります。

消防施設・設備の充実を図るとともに、消防団の機能の充実・強化により、地域防災力の向上を図ります。

救急業務については、医療機関と密接に連携し、多様化・高度化する救急要請に対応するよう即応体制を充実するとともに、応急手当の普及啓発活動の推進により、救命率の向上を目指します。

施 策

1 消防体制の強化

(1) 災害に対応する消防体制の確立

大規模な災害や複雑化・多様化する災害に対応するため、消防・救急車両や消防施設・設備を整備し、消防力の充実に努め、より高度で専門的な活動を行います。

災害現場における対応はもとより、火災予防業務などにおいて女性の力を生かし、消防活動のさらなる活性化に取り組みます。

(2) 救急・救助業務の高度化

大規模な地震、特殊な災害・事故に対応できるよう、高度救助・救命処置用資機材の整備や救急業務の技術向上により救急・救助の即応体制を充実し、迅速かつ的確な対応と傷病者の救命率の向上を目指します。

(3) 応急手当の普及と強化

応急手当に関する知識と技術の普及啓発活動を継続し、傷病者のより一層の救命率の向上を目指します。



2 予防消防の充実

(1) 地域における防火安全体制の充実

防火指導や火災予防広報、防火講話などを通して市民の防火意識の高揚を図り、火災を未然に防ぐことによって、市民の生命・財産を守ります。

住宅防火については、住宅用火災警報器の設置率向上と併せて設置後の維持・管理について、婦人防災クラブなどと連携し、広報活動を行います。

(2) 防火対象物・危険物施設の法令順守

不特定多数の方が利用する防火対象物や危険物を貯蔵し取り扱う事業所への立入検査を行い、消防訓練・法定点検などの実施や消防関係法令の順守を指導します。

3 消防団の強化

消防団の車両・資機材などの整備を行い、地域消防・防災力の中核となる消防団の充実・強化を図るとともに、団員の士気高揚や知識・技術の向上を図り、演習や訓練、研修を通して消防団の活性化を推進します。

地域住民の安全・安心確保のため、火災はもとより大規模災害などにおいて、市立公民館単位に分団による避難誘導や消火活動などを行います。

火災予防広報や高齢者世帯への防火訪問、応急手当の指導など、女性消防団員による普及啓発活動を広く推進します。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 応急手当普及啓発活動数 | 回 | 97 | 110 | |
| 消防訓練指導数 | 回 | 354 | 400 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|----------------------------|------|
| 消防車両更新整備事業 | 市 |
| 消防施設整備事業 | 市 |
| 高度救急救助資機材整備事業 | 市 |
| 消防団機能強化事業 | 市 |
| 応急手当普及啓発活動事業（普通救命講習会などの開催） | 市 |
| 消防訓練指導事業 | 市 |

防犯・消費生活

施策の体系



基本方針

近年の犯罪は情報化の進展に伴い多様化・巧妙化しており、犯罪被害が無いまちを築くためには、市民一人ひとりの防犯意識の醸成が必要です。犯罪被害の減少に向けて、自主防犯組織を強化するとともに、地域団体や警察などの関係機関と一体となって、市民総ぐるみの防犯活動を展開します。

安全・安心で豊かな消費生活を送ることができるよう、相談窓口の充実や適切な情報提供を行うとともに、消費者教育を充実し、被害の未然防止や主体的に行動するために必要な知識の習得に努めます。

施策

1 地域防犯活動の充実

防犯協会各支部や警察などの関係団体と連携し、市民の防犯意識と自治意識の高揚、地域住民の連帯の強化を図り、子どもや女性を対象とした声かけ事案や高齢者を狙った特殊詐欺、悪質商法などの被害の未然防止に向けた取組を強化して、犯罪被害が無い安全で安心して生活できるまちを築きます。安全で明るいまちづくりを目指し、公衆街路灯の計画的な整備と管理を行います。

2 暴力追放対策

天童市暴力追放推進委員会が中心となり、市民一丸となった運動を展開して、市民生活を脅かす暴力の追放に努めます。また、警察などの関係機関と密接な連絡をとり、効果的な暴力追放対策に取り組みます。

3 消費者行政の推進

(1) 消費生活相談体制の充実

消費生活センターにおいて、多様化・巧妙化する消費者取引や新たな取引形態の問題・もめごとに対応する相談業務を行うとともに、県や山形市の消費生活センターと連携して相談体制の充実を図り、消費者被害の未然防止のための情報提供と啓発に努めます。

(2) 消費生活情報の提供と消費者教育の推進

消費者被害の発生・拡大を防止するため、全国的な消費生活に関する情報を継続的に収集・発信する必要があります。市報などを通して適切に情報提供するとともに、消費者が主体的に判断する

ための啓発資料の配布や出前講座などの学習会を開催し、悪質商法による被害や消費者トラブルなどの未然防止に努めます。

(3) 消費者団体の育成

消費生活に関する自主的で組織的な活動を促進するため、消費者団体の育成に努めます。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 公衆街路灯設置数（防犯灯を含む） | 灯 | 4,963 | 5,400 | |
| 刑法犯認知件数 | 件 | 359 | 300 | |
| 人口10万人当たりの犯罪発生件数 | 件 | 577 | 500 | |
| 消費者教育出前講座開催回数 | 回 | 23 | 25 | |

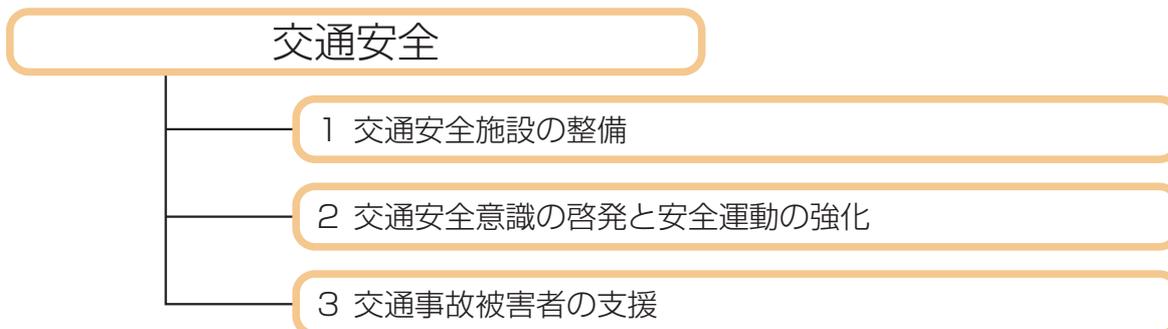
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|-----------------|------|
| 安全・安心なまちづくり推進事業 | 市・団体 |
| 防犯活動推進事業 | 市・団体 |
| 公衆街路灯設置事業 | 市 |
| 消費者生活相談事業 | 市 |



交通安全

施策の体系



基本方針

本市では、大型商業施設や県総合運動公園などへの来訪者の増加に伴い、交通量が増大しています。複数の広域幹線道路が接続する交通の要衝にあり、かつ、近隣都市への通過交通量も高い水準にあることから、市民を事故から守るため、適切で積極的な交通安全対策が求められています。

市民一人ひとりの交通安全意識の高揚と交通安全マナーの向上を図るとともに、地域の状況に応じた交通安全施設の整備と交通安全対策を関係機関と連携して推進し、安全で快適な交通社会を実現します。

施策

1 交通安全施設の整備

道路の新設・改良に当たっては、交通事故の発生を防止して安全・円滑・快適な交通を確保するため、交通安全施設の整備を行います。

交通量や交通事故が増大している場所については、関係機関と連携し、信号機や規制標識などの設置、路面表示、道路反射鏡などの整備を行い、安全な道路環境づくりに努めます。

2 交通安全意識の啓発と安全運動の強化

幼児から高齢者までの各年代に対して細やかな啓発活動を展開し、交通事故の防止に努めます。

天童市交通安全推進協議会や警察などの関係機関と連携し、家庭・学校・地域を挙げての交通安全運動を強化するとともに、地域の状況に応じた積極的な交通安全教育と交通事故防止活動を促進します。

高齢者による交通事故を防止するため、高齢者の運転免許の自主返納を促進し、予約制乗合タクシーの利便性向上やタクシー券の助成などにより、返納後の支援を行います。

3 交通事故被害者の支援

相談体制の充実や激励金、奨学制度、融資制度により、交通事故の被害者と交通遺児を支援します。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|--------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 交通安全教室の年間開催数 | 回 | 122 | 140 | |
| 交通事故負傷者数 | 人 | 649 | 460 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|------------|------|
| 交通安全施設整備事業 | 市・団体 |
| 交通安全対策事業 | 市・団体 |



基本計画 第4章

夢をはぐくむ 学びのあるまちづくり

第七次天童市総合計画

第1節 未来をひらく教育の推進

- 第1項 学校教育
- 第2項 家庭教育

第2節 豊かな人生を創造する生涯学習・社会教育の充実

- 第1項 社会教育
- 第2項 生涯学習

第3節 魅力ある芸術・文化の継承

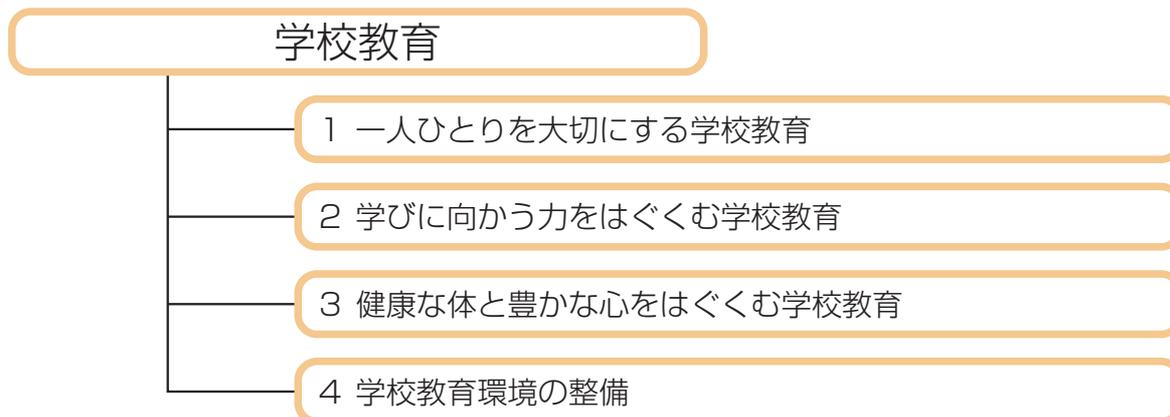
- 第1項 芸術・文化
- 第2項 文化財

第4節 活力あるスポーツの振興

- 第1項 スポーツ

学校教育

施策の体系



基本方針

社会情勢の変化に対応し、これからの未来を切りひらく資質・能力を確実に育成するため、自ら考え課題解決に立ち向かう、主体的で深い学びの力を養う教育活動を行います。

子ども一人ひとりの特性を生かし、思いやりの心を持って生き生きと成長できるよう、家庭や地域と密接に連携し、健康な心身の育成と安全・安心な教育環境づくりに努めます。

地域に触れる多様な体験の充実により学びの深化を図るとともに、子どもたちの郷土への愛着と誇りをはぐくみます。

安全で安心な学校環境を整えるため、校舎などの計画的な維持・管理を行います。

施策

1 一人ひとりを大切にする学校教育

(1) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育

子ども一人ひとりが自分の良さを伸ばし、豊かな心と確かな学力を身に付けるための学校教育を目指します。

個々の特性を的確にとらえ、適切な指導や支援ができるよう、特別支援教育などの専門研修を計画的に実施し、教員の専門的な指導力を高めます。

幼児から中学校卒業まで継続した指導や支援が行われるように、就学前教育・保育施設と小学校、中学校間の連絡会や合同研修会を充実し、連携を強化します。

きめ細かな指導のために、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援や不登校、友人関係の悩みなど、学校生活における相談ができる専門員を配置します。

経済的な理由で学習に影響が出る家庭に対し、学用品や給食費など就学に要する費用の一部援助や奨学金の貸付、授業料補助などについて、基準を緩和しながら継続して取り組みます。また、第3子以降に対する学校給食費の無料化により経済的支援を行います。

(2) 思いやりの心をはぐくむ学校教育

相手の立場になって考えたり、人の痛みを分かろうとしたりする思いやりの心を大切に、子ど

も一人ひとりの心に届く教育ができるよう、教員の力量を高めます。児童生徒が心の通う友人関係を主体的に築き、安心して豊かな心で学校生活を送ることができるよう、学校や家庭、地域の連携を強化し、不登校・いじめなどの未然防止と早期対応に努め、適切な指導を行います。

2 学びに向かう力をはぐくむ学校教育

(1) 児童生徒が深く学べる授業の充実

これからの社会を生きる児童生徒の確かな学力をはぐくみます。

知識や技能だけでなく、課題を見つけ、主体的に学びながら判断や行動することにより、よりよい解決に結びつく確かな学力を児童生徒が身に付けられるよう、アクティブ・ラーニング^{注1}による深い学びができる授業を行います。児童生徒が日々の授業の中で深く考え、話し合い、表現し、生きて働く力を育成するよう、教員の研修や教材開発を進め、創意ある教育活動を行います。

(2) 時代に応じた学校教育への対応

情報化、国際化などの進展に伴う時代に応じた教育活動を推進するため、ICT^{注2}の活用、英語学習の強化に積極的に取り組みます。児童生徒の実態を十分に考慮して、意欲を持って学習できるよう努めます。

姉妹都市となっているニュージーランド・マールボロウ市との青少年大使の交流事業を継続し、外国語学習への関心を高めるとともに、国際的視野の育成を図ります。

3 健康な体と豊かな心をはぐくむ学校教育

(1) 地域を愛する心を育てる学校教育

児童生徒が自分の生活する地域に誇りと愛着を持ち、地域に貢献しようとする社会性をはぐくむことが必要です。学校の特色に応じて、地域の人との協力を得ながら歴史や文化を十分に活用した教育活動を行います。

(2) 将来の生き方を考える教育

子どもたちが将来、社会的・経済的に自立し、社会での役割を果たし自分らしく豊かな生き方が実現できるよう、家庭や地域、社会と連携しながら、キャリア教育などにより必要な資質・能力を育成します。

(3) 心身ともに健康でたくましい児童生徒の育成

心身の健康は、全ての活動の基盤となります。学校での健康診断などを十分に活用して自らの健康に関心をもって学習し、健康な生活ができる力をはぐくみます。学校医や学校歯科医、学校薬剤師と連携しながら、学校や地域の実情に合わせた保健指導を行います。また、将来的な胃がん発症のリスクを低減するため、中学生のピロリ抗体検査を実施します。

教科体育を充実するとともに、各学校の主体的な運動への取組を推進し、児童生徒の体力増進を図ります。

(4) 学校給食の充実

学校給食センターは、ハサップ（HACCP）方式^{注3}による徹底した衛生管理に努めるとともに、食物アレルギー対応給食を引き続き実施し、安全・安心な給食の提供を行います。

給食活動を通じて豊かな心と人間性をはぐくみ、食と健康な体づくりの大切さや地元の様々な農産物、郷土の文化への理解を深めるため、栄養・給食指導、地元農産物の生産者やプロスポーツ選

注1 アクティブ・ラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育ではなく、グループワークやディスカッションなど学習者の能動的な参加を取り入れた学習法の総称。

注2 ICT：Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術のこと。

注3 ハサップ（HACCP）方式：食品の安全性を高度に保証するために考案された衛生管理手法。食品の調理加工において、材料の仕入れから最終製品化に至る各加工段階で衛生品質管理をチェックする方式。

手と給食を一緒に食べる交流給食会などを行い、食育を推進します。

地元産の新鮮で安全・安心な食材による給食や入学・卒業お祝い給食などの特別献立給食、地域の食文化給食、季節の行事給食により、地産地消の推進や学校給食の充実に努め、児童生徒の健康増進や食に対する感謝の気持ち、郷土愛など豊かな心身の成長をはぐくみます。

施設設備や厨房機器について、年次整備計画を策定し適正な維持・管理を行います。

4 学校教育環境の整備

(1) 学校施設・設備の充実

老朽化に対応し、安全・安心な教育環境を整えるため、中長期的な整備の方針として学校施設長寿命化計画を策定し、改修や維持・管理を行います。

また、肢体不自由な児童生徒に対応するため、対象校には昇降機を設置するほか、トイレの改修などの環境整備を進めます。

(2) 教育機器の整備

児童生徒のICT活用能力を育成するため、教育用コンピュータ機器、校内LAN、電子黒板の導入など、教育環境の充実に努めます。また、教職員の校務用コンピュータ及び職員室内のLANを整備し、学習指導への活用を図るとともに、個人情報の管理を徹底します。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-------------------------------|----|-----------------|-----------------|----------------------|
| 標準学力診断正答率（小学校） | % | 67.4 | 70.0 | 小学6年生の教研式標準学力診断平均正答率 |
| 標準学力診断正答率（中学校） | % | 58.0 | 62.0 | 中学3年生の教研式標準学力診断平均正答率 |
| 標準学力検査の各学年・各教科偏差値51以上の割合（小学校） | % | 72.6 | 90.0 | |
| 標準学力検査の各学年・各教科偏差値51以上の割合（中学校） | % | 42.9 | 80.0 | |
| 体力・運動能力調査得点率（小学校） | % | 66.2 | 73.0 | 小学5年生の体力・運動能力調査平均得点率 |
| 体力・運動能力調査得点率（中学校） | % | 57.0 | 63.0 | 中学2年生の体力・運動能力調査平均得点率 |
| 各学校の学校評価における児童生徒・保護者の満足度 | % | 90.6 | 93.0 | 各学校の学校評価アンケートにおける満足度 |
| Q-Uアンケートにおける学級満足群率（小学校） | % | 56.0 | 60.0 | |
| Q-Uアンケートにおける学級満足群率（中学校） | % | 64.0 | 70.0 | |
| 特別献立給食の実施回数 | 回 | 76 | 80 | 入学お祝い献立、食文化献立など |

主な事業

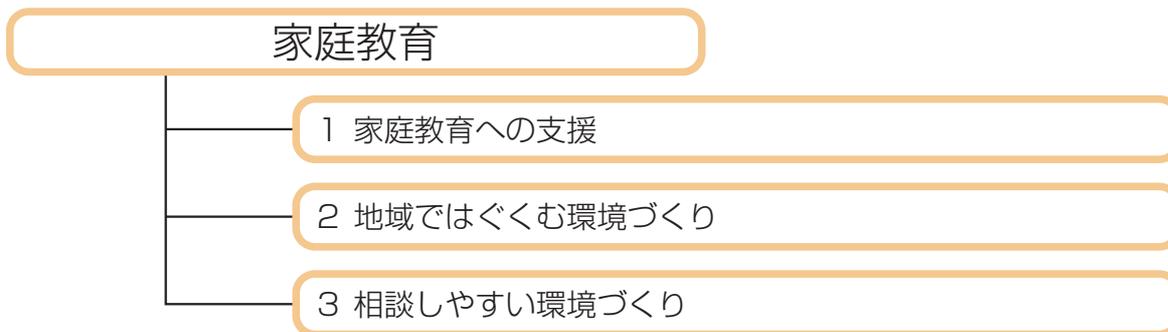
| 事業名 | 実施主体 |
|-----------------------------------|------|
| 特別支援教育充実事業 | 市 |
| 第3子以降学校給食費無料化事業 | 市 |
| 就学援助事業 | 市 |
| 高等学校就学支援事業 | 市 |
| 奨学金返還支援事業 | 県・市 |
| 低所得世帯等の児童生徒に対する学習支援事業 | 市 |
| 中学校における自主学習会開催事業 | 市 |
| ALT ^{注4} による小中学校英語教育充実事業 | 市 |
| 実用英語技能検定受験推進事業 | 市 |
| 青少年大使の相互交流事業 | 市 |
| 活力ある学校づくり推進事業 | 市 |
| 学校スポーツ・文化振興事業 | 市 |
| 中学生ピロリ抗体検査事業 | 市 |
| 小学校空調設備改修事業 | 市 |
| 学校施設長寿命化事業 | 市 |
| 学校環境改善事業 | 市 |
| ICT教育環境整備推進事業 | 市 |



注4 ALT : Assistant Language Teacherの略称。外国語指導助手のこと。

家庭教育

施策の体系



基本方針

近年、共働き家庭や塾・習い事などに通う子どもが増加し、家庭で親と子が過ごす時間、地域の活動に参加する機会が減っています。

家庭教育は、教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や人に対する信頼感、思いやり、自立心、社会のルールなどを学ぶ重要な役割を担っています。子どもが幼児期から心豊かな人間として成長し、自立した社会の一員として成長するために、家庭教育の支援を充実します。

忙しい家庭や悩みを抱え孤立しがちな家庭など、それぞれの家庭が置かれている状況を踏まえ、家族の役割について情報の発信、提供を行うとともに、学校と家庭、地域が連携し、相談しやすい環境づくりを進めます。

地域全体で、親子の学びや育ちを温かく支援することができるよう、気軽に相談や交流ができる地域の活動を積極的に推進します。

施策

1 家庭教育への支援

子どもの健康やしつけ、学習、友人関係、情報モラル^{注1}など、様々な家庭の悩みを踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育について、講演会や講座などの学習機会を提供し、家庭における教育を支援します。

心や体の健康、生活習慣を身に付けるとともに、家族のコミュニケーションの確保と、温かい関係を醸成するため、早寝早起き朝ごはん運動などの啓発活動を実施します。

2 地域ではぐくむ環境づくり

地域全体で親子の学びや育ちを支え温かく見守るため、子ども会育成会やPTAなど地域の団体、事業所などの子どもの健全育成活動を支援します。

注1 情報モラル：インターネットや携帯電話などを利用する上で、他者への影響に配慮することやトラブルを回避することなど、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度のこと。

地域の人の経験や知恵を家庭教育に生かすため、公民館活動や地域活動への参加を積極的に促し、親と子が地域の一員として交流する機会を充実します。

3 相談しやすい環境づくり

家庭児童相談員の配置やインターネットを利用した相談窓口の開設など、様々な家庭教育についての悩みを気軽に相談できるよう、体制を充実します。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-----------------|----|-----------------|-----------------|-----------------------------------|
| 家庭教育講座などの年間開催回数 | 回 | 54 | 90 | 公民館や学校などにおける子育てや家庭教育に関する講座などの実施回数 |

主な事業

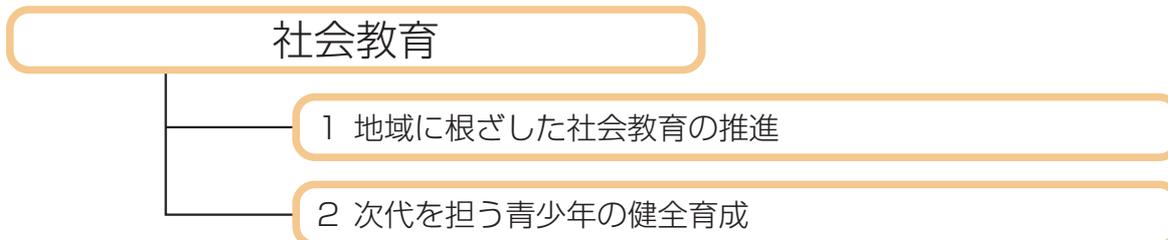
| 事業名 | 実施主体 |
|--------------------|------|
| 子育てや家庭教育に関する講座開催事業 | 市・団体 |



第1項

社会教育

施策の体系



基本方針

市民がそれぞれの価値観やライフステージに応じた学習や地域の魅力、資源についての学習を主体的に行うことができるよう、地域や各種団体と積極的に連携・協働し、公民館活動を中心とした社会教育活動を推進します。

子どもから青壮年、高齢者まで幅広い世代が気軽に集い、交流できる場として、公民館の利用拡大を図ります。

地域の特色を生かした市民主体の地域づくり活動を支援します。

家庭や学校、地域との連携により、放課後や休日の子どもの居場所づくりを推進し、地域全体で青少年の健全な育成を行います。

施策

1 地域に根ざした社会教育の推進

(1) 公民館を活用した学習活動の充実

公民館の持つ「つどい」「まなぶ」「むすぶ」機能を発揮し、地域に根ざした活動・交流の場として地域のつながりをはぐくむため、地域の人材やボランティア団体などと協働して、体験活動や地域間、世代間の交流事業を積極的に行います。

子どもから青壮年、高齢者までが集いやすい公民館となるよう、学習活動や地域の居場所づくりなど各種事業を開催し、公民館の利用拡大を図ります。

(2) 地域づくり委員会活動の促進

市立公民館ごとに組織される地域づくり委員会は、市民が主体となって、地域課題の解決など地域の特色を生かした活動を行っています。

子どもの見守りや環境保全、歴史や文化の学習、地域の交流活動など、様々な地域づくり委員会の活動について、周知・広報を充実するとともに、情報交換や研修を行い、活力ある地域づくりを促進します。

(3) 公民館施設の整備

社会教育や地域づくり活動の拠点として市立公民館の改築を計画的に進めるとともに、施設の整備と維持・管理を計画的に行います。公民館分館の安全で快適な利用を図るため、増改築や修繕などを支援します。

(4) リーダーの育成と社会教育関係団体の活動への支援

子ども会育成会やPTA、婦人会、青壮年会、老人クラブなどの社会教育関係団体のリーダーの育成や自主的な活動を活発にするため、学習機会や情報提供、明治大学や各種団体間の連携事業を充実します。また、NPO^{注1}、ボランティア団体などが参画しやすい環境を整備し、積極的に活動を支援します。

2 次代を担う青少年の健全育成

(1) 家庭、地域、学校の連携による青少年健全育成活動の推進

次代を担う青少年の健全な育成のため、市民集会の開催とともに、青少年問題協議会や県の運動と協調し、家庭・地域・学校の連携による青少年健全育成活動を推進します。

子ども会育成会やボランティア団体などの青少年育成団体に対して情報提供や支援を行うとともに、青少年育成団体の資質向上を図るための研修会や講演会を実施します。

勤労青少年の研修やサークル活動などを通して交流を促進し、余暇の憩いの場として勤労青少年ホームの活用を促進します。

(2) 放課後や休日における児童の居場所づくりの推進

子どもが多くの人と交流し様々な体験をすることにより、心豊かにたくましく成長するよう、市立公民館での体験活動や地域住民との世代間交流活動など、児童が放課後や休日に活動できる居場所づくりを進め、社会活動への参加を促進します。

(3) 青少年指導センター活動の充実

学校や警察、防犯協会などの関係機関と連携しながら、青少年の街頭指導活動や有害図書類の指導を強化し、青少年の健全育成のための環境づくりを進めます。



注1 NPO：ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人（特定非営利活動法人）という。

主な指標

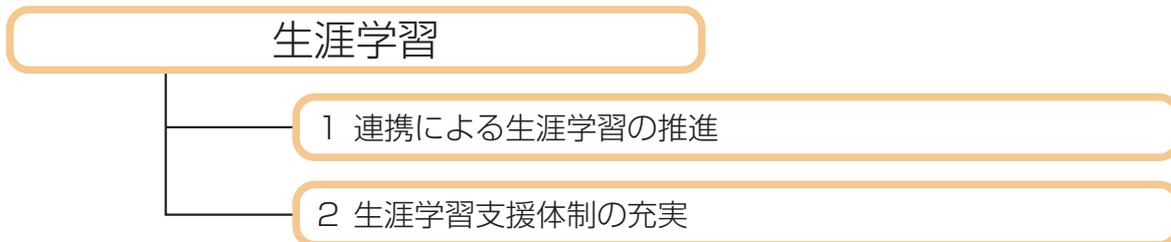
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|--------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 市民一人当たりの公民館の年間利用回数 | 回 | 2.8 | 3.0 | |
| 勤労青少年ホーム年間利用者数 | 人 | 7,973 | 8,300 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|---------------------|------------|
| 各市立公民館の基本方針に基づく各種事業 | 市 実行委員会 |
| 地域の居場所づくり事業 | 市・団体 |
| 地域づくり促進対策事業 | 市 |
| 市立公民館改築事業 | 市 |
| 市立公民館施設整備維持管理事業 | 市 |
| 市立公民館分館整備補助事業 | 市 |
| 社会教育関係団体育成支援事業 | 市 |
| 青少年健全育成推進事業 | 市・団体 |
| 勤労青少年ホームにおける活動支援事業 | 市 |
| 放課後子ども教室推進事業 | 市・団体 |

生涯学習

施策の体系



基本方針

市民一人ひとりが、生涯にわたって充実した学習活動を行い、豊かな人生を創造するため、幅広いテーマや年代に対応できる多様な学習の機会や情報提供を充実します。また、学習した成果を地域づくりや知識の蓄積・継承など様々な形で生かすことのできる環境づくりを行います。

市民の主体的な生涯学習を充実するため、図書館、市民プラザ、高原の里交流施設ぽんぽこなど、生涯学習施設や文化施設の特色を生かしながら、施設相互の連携・協働により事業を促進し、多様なニーズに合わせて利用しやすい学習活動の場を提供します。

施策

1 連携による生涯学習の推進

(1) 明治大学との連携充実

明治大学の創設者の一人である宮城浩蔵氏が本市出身であることから、明治大学と締結している連携協力に関する協定に基づき、本市の歴史・文化・自然と明治大学の知的資産や人材を活用した、学習活動や地域づくり活動を充実します。

魅力的で多様な学習ニーズに対応した学習活動を行い、リーダーの発掘や育成を進めます。

(2) 学校・地域・家庭の連携・協働

生涯学習推進員を中心にして、学校と家庭、地域との連携・協働による行事の開催など、生涯学習を促進します。

(3) 図書館の充実

市の特色やニーズに合わせた図書資料の充実を図るほか、子どもから高齢者まで幅広い年代の人が利用しやすい魅力的な空間づくりを進め、利用者に対するサービスの向上に努めます。

県立図書館や美術館、教育機関などとの連携や、図書館支援ボランティア・読み聞かせ団体などの協力により、多彩なイベントを充実し、読書活動を推進します。

移動図書館車まいづる号については、バリアフリーなどの機能性が向上するよう更新し、市



民ニーズへの対応と利用拡大を図ります。

(4) 市民プラザの充実

趣味や教養、健康、スポーツなど、幅広い年代層に対応した様々な学習機会を提供するとともに、学習支援室リバテラスちえふるの学習環境の整備により、市民の自主的な学習活動を支援します。

施設の修繕を計画的に行い、芸術・文化の鑑賞や生涯学習活動の発表の場などとして利活用を促進します。

(5) 高原の里交流施設ぽんぼこの充実

田麦野地域の特徴を生かした自然体験や交流活動などを行い、豊かな自然と文化・芸術に触れる場として利活用を図ります。

2 生涯学習支援体制の充実

(1) 生涯学習活動への支援

豊かな知識や経験を生かして様々な分野で活躍する市民の情報を登録し、講師派遣などを行う生涯学習サポーターバンクの人材育成や情報提供を行い、生涯学習活動の充実を図ります。

(2) 生涯学習情報の提供

生涯学習への参加を促すため、生涯学習に関する講座やイベント、地域の人材、施設などの情報について、市報やホームページ、SNS^{注1}などを活用し、分かりやすく提供します。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|--------------------|----|-----------------|-----------------|---------------|
| 明治大学・天童市連携講座受講者数 | 人 | 363 | 480 | 笑顔塾、未来塾、女性塾など |
| 市民一人当たりの年間図書の貸出冊数 | 冊 | 4.4 | 5.0 | |
| 市民プラザの年間利用者数 | 人 | 64,693 | 67,000 | |
| 生涯学習サポーターバンクへの登録者数 | 人 | 92 | 100 | |

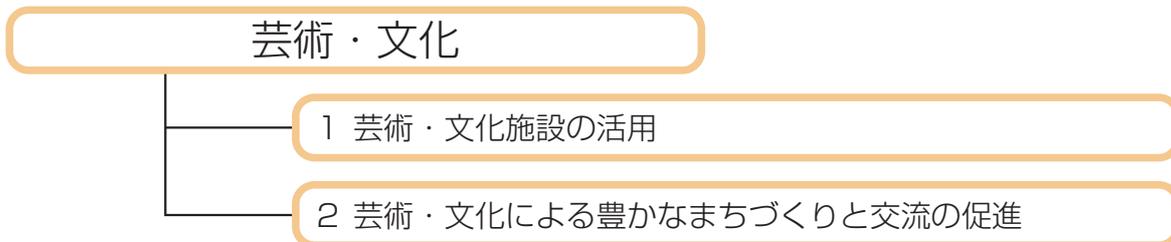
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|------------------|------|
| 生涯学習フェスティバル事業 | 市 |
| 明治大学・天童市連携事業 | 市・大学 |
| 移動図書館車更新事業 | 市 |
| 図書資料購入事業 | 市 |
| 生涯学習施設修繕事業 | 市 |
| 自然体験学習事業（ぽんぼこ塾） | 市 |
| 生涯学習サポーターバンク充実事業 | 市 |

注1 SNS：Social Networking Serviceの略で、人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供するオンラインサービス。Webサイトやスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

芸術・文化

施策の体系



基本方針

多様な芸術と文化における市民の主体的活動を促進するとともに、芸術文化を担う人材の育成を支援し、市民が心豊かに暮らせる香り高い文化のまちづくりを目指します。

市民が気軽に芸術・文化に親しめるよう、市民文化会館、美術館などの芸術・文化施設の適切な維持・管理を行いながら有効に活用し、多様で優れた芸術・文化の発表の場や鑑賞の機会を増やします。

地域の文化を観光や特色のあるまちづくりに生かすとともに、将来にわたって継承するよう支援します。

施策

1 芸術・文化施設の活用

(1) 市民文化会館の利活用促進

市民の芸術文化振興の場として、音響などの優れた設備を生かし、音楽や演劇、舞踊など魅力的で多彩な芸術・文化の鑑賞機会の提供を支援します。

芸術・文化の振興のため、音楽や演劇、書道、絵画などの幅広い芸術文化団体の活動の場として、利用拡大を図ります。

(2) 美術館の充実

収蔵品の充実を図り、天童にゆかりのある優れた美術作品の常設展や企画展を開催し、より多くの市民が作品に触れる機会を提供します。また、コンサートや市民作品展、作品を作って楽しむ体験教室の開催などにより、市民に親しまれる美術館活動を行います。

2 芸術・文化による豊かなまちづくりと交流の促進

子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が芸術・文化活動に参加し、体験ができるよう、音楽や演劇、舞踊、美術、文学、伝承芸能などの市民の活動を支援し、市民芸術祭などの芸術・文化活動の成果発表の場を充実します。

活気あるまちづくりに生かすため、芸術・文化のイベントを開催し、市民の積極的な参加を促進し交流人口の拡大を図ります。

家庭や学校、地域、行政が連携し、地域の歴史、風土を反映した特色ある伝承芸能の魅力に触れる機会を充実し、生まれ育った郷土を愛する心をはぐくみます。

伝統芸能の後継者を育成し、地域の風俗慣習である伝統行事などの伝承に努めます。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|---------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 市民文化会館の年間利用者数 | 人 | 98,648 | 102,000 | |
| 美術館の年間入館者数 | 人 | 26,729 | 28,000 | |
| 市民芸術祭入場者数 | 人 | 19,872 | 22,800 | |

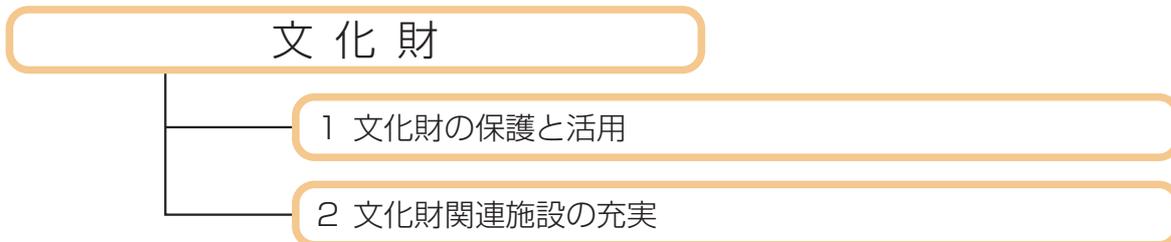
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|---------------------------|--------|
| 市民文化会館施設設備改修事業 | 市 |
| 美術館施設設備改修事業 | 市 |
| 魅力ある芸術・文化作品の鑑賞事業 | 市・団体 |
| 芸術文化活動育成事業 | 市・団体 |
| 天童ジャズフェスティバルへの支援 | 市・団体 |
| 地域、学校、家庭、行政の連携による伝統文化伝承事業 | 県・市・団体 |



文化財

施策の体系



基本方針

長い間大切に守り伝えられてきた文化財や歴史に触れ、学ぶ機会を充実し、郷土の歴史や文化財に対する誇りや愛着をはぐくみます。

市内には、中世の山城として県内最大の規模を誇る舞鶴山の天童古城や県の有形文化財に指定されている旧東村山郡役所資料館、天童織田藩や最上川舟運に関する歴史的資産や資料など、後世に残すべき史跡や文化財があります。また、西沼田遺跡公園は、歴史を体感することのできる施設として親しまれています。

地域や関係団体と協力して文化財の調査や研究を進め、文化財を観光や地域振興に生かすとともに、文化財の保護及び伝承に努めます。

施策

1 文化財の保護と活用

(1) 文化財の保護と啓発

国・県・市指定文化財の現地調査を実施し、保存状況を確認しながら、適切な保存のために必要な管理や修理に対して支援を行います。また、歴史や文化財に関する講座や見学会を開催し、市民の理解と関心を高め、文化財の保護と啓発を推進します。

(2) 天然記念物などの保護

貴重な天然記念物であるジャガラモガラ^{注1}やイバラトミヨ^{注2}などを後世に引き継ぐため、地域や保存会などによる保護活動を支援します。

(3) 文化財の保存・調査

文化財の適切な保存や活用を図るため、専門的知識を有する研究者などの協力の下、調査・研究を進めます。文化財の流出や民俗文化財の継承者の減少、開発事業に伴う近代遺産及び埋蔵文化財のき損を防止するため、情報収集や記録調査を行い、適切で効率的な調査・保存に取り組みます。

注1 ジャガラモガラ：雨呼山（あまよばりやま）の北西の山腹の、標高570mのところにある大きなくぼ地の南端にある、東西30m、南北62mのすり鉢状のくぼ地である。多くの風穴（ふうけつ）があり、真夏でも3～7度の冷風が吹き出て、その冷風がくぼ地全体を包み込んでいるため、特異な植生が生じており、亜高山性の植物が群生している。

注2 イバラトミヨ：トゲウオの仲間の体長4～5cmの淡水産の小魚で、背に7～9本のトゲがある。春、繁殖期になると、雄が巣を作り、それに雌が卵を産み、孵（ふ）化するまで雄が世話するという極めて珍しい魚である。また、氷河期の遺存種で「生きた化石」ともいわれ、学術的にも極めて貴重である。

(4) 文化財の活用

市内の文化財を紹介するパンフレットやマップ、書籍などの作成や説明板の整備について、学校や地域などと連携しながら進め、身近な文化財に接する機会を増やし、郷土への親しみや関心をはぐくむとともに、観光や地域振興への活用を図ります。

2 文化財関連施設の充実

(1) 西沼田遺跡公園の活用

西沼田遺跡から出土した土器や木製品などの遺物の整理・保存、出土遺物や古墳時代の暮らしについての調査・研究を進め、展示物の充実と体験学習での活用を図ります。また、市内外の遺跡や歴史、文化財に関する企画展や講座を開催し、生涯学習の場として活用します。

市民や観光客が楽しむことができるよう、西沼田遺跡公園の特色を生かしたイベントを行うほか、積極的に情報を発信し、市内外の文化施設や観光施設と連携するなど、利用拡大を図ります。

学校教育と連携した体験学習や講座を行うなど、子どもの頃から身近な文化財や歴史に触れる機会を提供し、地域の文化財を大切にすることをはぐくみます。また、地域活動と連携することにより、地域の活性化を図ります。

復元した建造物の修繕を計画的に行い、適切な施設の維持・管理に努めます。

(2) 旧東村山郡役所資料館の活性化

旧東村山郡役所資料館について、適切な維持・管理・保存を行います。

天童織田藩関係資料を始め、収蔵された貴重な郷土資料についての研究や整理を進め、企画展など積極的に公開するとともに、特色を生かしてまちづくりに活用します。



主な指標

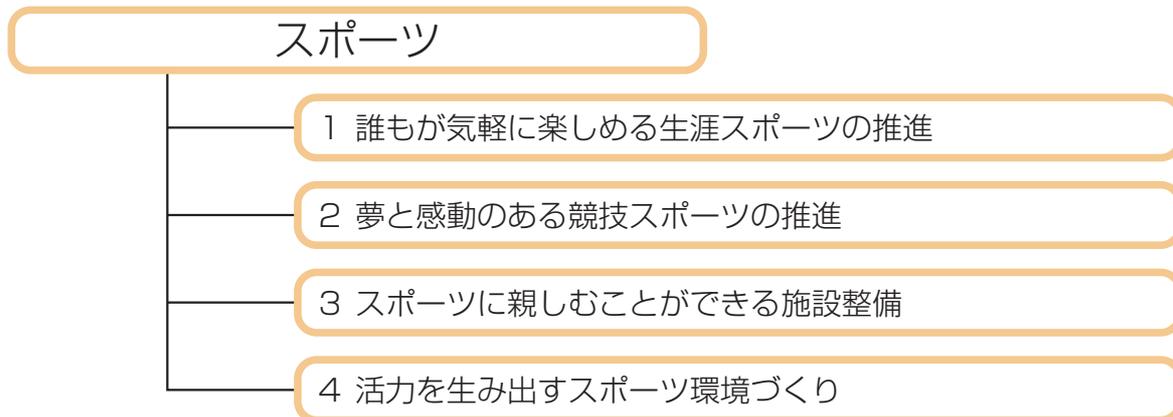
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 西沼田遺跡公園年間入場者数 | 人 | 16,650 | 19,000 | |
| 旧東村山郡役所資料館年間入場者数 | 人 | 5,201 | 5,500 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|--------------|--------|
| 指定文化財管理補助事業 | 国・県・市 |
| 天然記念物保護事業 | 県・市・団体 |
| 天童古城発掘調査事業 | 市 |
| 市内文化財魅力発見事業 | 市 |
| 西沼田遺跡整備・活用事業 | 市 |

スポーツ

施策の体系



基本方針

スポーツは、心身の健全な発達や体力の保持・増進など、生涯にわたり健康で文化的な生活を営む上で重要なものです。また、青少年の社会性をはぐくむなど、人格形成にも影響を与えます。さらに、スポーツを通じた世代間や地域間の交流は、人々の連帯感を育て、地域の活力を醸成する役割を担っています。

市民一人ひとりが、年齢や障がいの有無にかかわらずそれぞれの体力や技術、興味、目的に応じていつでもスポーツに親しむことができる活力あるスポーツの振興を図ります。

施策

1 誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツの推進

市民一人ひとりが体力や意欲、興味、健康状態などに応じてスポーツを楽しむことができるよう、スポーツイベントの開催や啓発活動などの充実を図り、スポーツに親しむ機会を増やし、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。

幼児期から身体を動かす遊びや運動の機会を提供するとともに、学校や地域と連携したスポーツ少年団など、地域のスポーツ活動の充実を図り、子どものスポーツ活動を促進します。

誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、地域の食や観光、文化財など他の資源とスポーツを組み合わせたイベントや環境づくりを進めるとともに、ソフトバレーボールやキンボールなどのニュースポーツを普及する人材育成に取り組みます。

競技種目ごとに団体名簿を整備し情報提供することで、気軽なスポーツ参加を促します。

2 夢と感動のある競技スポーツの推進

市民のスポーツに対する関心や意欲を高め、競技人口の拡大を図るとともに、体育協会や競技団体と連携し、競技力向上を目指す選手を育成・強化します。

長期的な展望に立ち、ジュニア期からの強化策を講じ、国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成を図ります。

高度な専門的知識と優れた指導力を持つ指導者や質の高い審判員の育成ができるよう研修を充実するほか、競技団体と連携して指導体制の充実を図ります。

市民の練習環境の充実やプロスポーツの身近な観戦を通じて競技力向上につなげるため、競技団体やプロスポーツチームと連携してスポーツ環境の充実を目指します。

3 スポーツに親しむことができる施設整備

市スポーツセンターは、市民のライフスタイルの多様化やスポーツニーズの拡大などにより、年々利用者が増えています。

健康意識の高揚やスポーツの多様化に対応し、市民の誰もがいつでもスポーツに親しめるよう、安全に安心して利用できる施設環境の整備を図ります。

既存スポーツ施設や学校体育施設の有効活用を図り、地域における身近なスポーツ活動の場の確保に努めます。

4 活力を生み出すスポーツ環境づくり

スポーツを通して世代や地域間の交流を深め、同じ目標に向かい相互に連携し活動することは、地域への誇りや愛着につながるとともに、地域の一体感や活力を生み出します。

全国的にも評価の高い天童ラ・フランスマラソンを始め、様々なスポーツ活動やスポーツイベントの運営に地域の協力を得ながら、市民がボランティアとして積極的にかかわる機運を醸成します。

全国規模のスポーツ大会やイベントを誘致・開催し、スポーツを通じた交流の拡大を図ります。さらに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン^{注1}交流事業などにより、スポーツ分野における国際交流を推進します。

プロスポーツチームの試合に多くの市民が観戦に訪れるよう、多彩な企画や市民へのPRを行います。また、モンテ応援隊などと協力しながらプロスポーツチームと市民やスポーツ団体との交流を促進するとともに、モンテディオ山形の新スタジアム誘致により、スポーツによる地域間交流の拡大と地域活性化を図り、本市のさらなる発展を目指します。



注1 ホストタウン：2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方自治体。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|--------------------------|----|-----------------|-----------------|---|
| 東北大会激励金授与件数 | 件 | 124 | 160 | |
| 全国大会激励金授与件数 | 件 | 98 | 160 | |
| 市民一人当たりの市スポーツセンターの年間利用回数 | 回 | 3.8 | 4.2 | |
| ホームゲーム入場者数 | 人 | 7,158 | 16,100 | モンテディオ山形、東北楽天イーグルス2軍、パセラボ山形ワイヴァンズのホーム試合の平均入場者数の合計 |
| 本市で開催するプロスポーツのホームゲーム集客数 | 人 | 133,131 | 186,000 | |
| 天童ラ・フランスマラソン参加ランナーによる評価 | 点 | 90.0 | 93.5 | インターネット申込者による評価 |
| ホストタウン交流延人数 | 人 | — | 300 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|------------------------------------|------|
| 各スポーツイベント・教室事業 | 市・団体 |
| スポーツ推進員やスポーツリーダーの育成支援事業 | 市・団体 |
| 選手強化育成事業 | 市・団体 |
| スポーツ大会出場激励金交付事業 | 市 |
| プロスポーツホームタウン推進事業 | 市・団体 |
| 施設の管理運営事業 | 市 |
| 天童ラ・フランスマラソン開催事業 | 市・団体 |
| 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ事業 | 県・市 |
| 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン交流事業 | 県・市 |
| モンテディオ山形新スタジアム誘致事業 | 県・市 |

基本計画 第5章

健全な行財政を ともに築くまちづくり

第七次天童市総合計画

第1節 持続可能な行財政運営

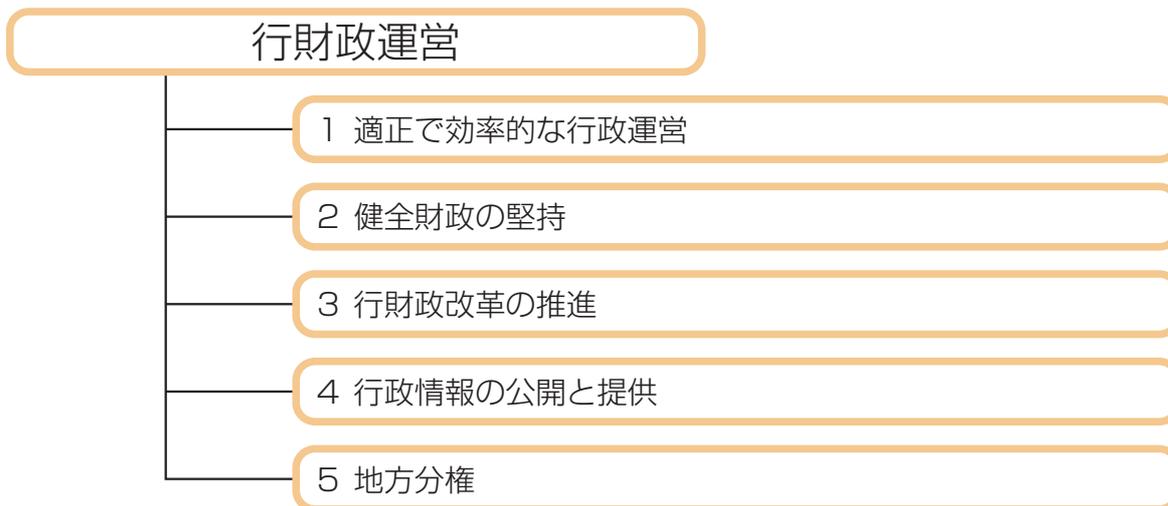
- 第1項 行財政運営
- 第2項 広域行政

第2節 みんなが参加して構築するまち

- 第1項 広報・広聴
- 第2項 市民参画
- 第3項 男女共同参画
- 第4項 交流・移住定住

行財政運営

施策の体系



基本方針

地方創生を目指して自治体の総合的な戦略が求められる中、ますます専門化・複雑化する行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、適切かつ迅速に施策や事業を実施できるよう事務の適正な執行と組織の合理化を進め、職務遂行のさらなる適正化と効率化を図ります。

増え続ける社会保障費への対応など引き続き財政状況が厳しい中で、安定した自主財源の確保を目指して、市税の適切な賦課・徴収やふるさと納税の推進などにより、長期的な視野に基づく堅実な財政運営と自主財源の確保に努めます。

行政情報の適切な公開と提供により、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、市政の透明性を高めます。

市民ニーズに対応した細やかな行政サービスを提供するため、地方分権に一層取り組み、本市の自主性と自立性を高める個性豊かな施策を展開します。

施策

1 適正で効率的な行政運営

(1) 事務の適正な執行と市民ニーズに対応した施策の展開

法令などに基づく事務のさらなる適正な執行により、より一層の適正かつ効率的な行政運営を図ります。

地方創生の推進により自治体の主体的な取組が求められる中、地域の実情に沿った、市民本位の施策を実施するため、地域の要望を十分に把握し、柔軟かつ多面的な施策を展開します。

(2) 職員の育成

社会情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズなどへの対応を目的に職員研修の充実を図り、高度な専門知識、柔軟な発想による政策形成能力、丁寧な接遇能力などを身に付けられるよう人材の育成に努めます。

人事評価制度の適正な運用により、職員間のコミュニケーションを深めながら士気を高め、個人の能力開発と組織の活性化を図ります。

(3) 効率的な組織体制と適正な職員定数

幅広い行政課題や増え続ける行政需要に的確に対応するため、職員の適正な定数を維持しながら、責任と権限の明確化や意思形成過程の簡素化を図り、より迅速な意思決定を可能とする効率的な組織体制を目指します。

(4) 情報通信技術の活用

情報化社会の進展に対応し市民サービスの向上を図るため、情報通信技術の活用により行政事務の効率化を進め、セキュリティ対策を踏まえた情報システムの計画的な導入・見直しにより、行政情報の電子化を進めます。

2 健全財政の堅持

(1) 将来を見通した財政運営

国の動向を注視して将来の財政負担を考慮した中長期的な計画に基づく財政運営に努めるとともに、健全化判断比率^{注1}や地方公会計制度に基づく財務諸表^{注2}により財政状況を的確に把握し、健全財政を堅持します。

(2) 優先順位を踏まえた予算の編成

事業の優先順位を検討するため事務事業評価や市民満足度・重要度アンケート調査などを実施し、市民ニーズを踏まえた予算編成を行います。

(3) 施設・資産管理の適正化

今後増加が見込まれる公共施設やインフラ資産の更新費用については、中長期的な視点で財政負担の軽減と平準化を図りながら、予防保全などによる施設等の長寿命化及び維持・管理の適正化などを推進します。

活用されていない市有財産については、今後の利活用や処分を含めた必要性を検討し、適正な管理を行います。

(4) 効率的な収入の確保

自主財源の柱である市税収入確保に向けて、課税客体の把握に努めながら徴収対策を強化するとともに、地方税の電子化推進により、賦課・徴収事務の適正化・効率化を進めます。

使用料や利用料、手数料などについては、受益者負担の適正化や収納率の向上により、収入確保を図ります。

(5) ふるさと納税の推進

全国から申込みがあるふるさと応援寄附金は、本市の健全財政と地域振興に大きく寄与しています。ふるさと納税の趣旨を踏まえ、全国から応援される魅力的なまちづくりを目指します。

3 行財政改革の推進

(1) 事務事業の見直し・改善

限られた行政資源を有効かつ効率的に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるため、事務事業の見直し・改善に努めます。手続きの簡素化・効率化を進め、市民サービスの向上や行政運営コストの削減に取り組みます。

注1 健全化判断比率：自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す。4指標とも数値が小さいほど財政状況は良いとされている。

注2 財務諸表：企業の財務内容を外部の利害関係者へ報告するために作成される計算書。損益計算書・貸借対照表・財務諸表附属明細表・利益処分計算書を総括したものをいう。

(2) 民間活力の導入推進

民間活力の導入については、市民サービスの向上、行政運営コストの削減、事務事業の効率化などの効果を見極めながら推進します。

指定管理者制度を始めとする民間への委託については、対象事業、選定基準、契約事項などの透明性を確保して実施するとともに、委託した事務事業が確実に遂行されるよう、適切に管理を行います。

(3) 第三セクターの検証

経営検討会議において、事業内容や経営状況、公的支援の必要性などについて検討し、問題を先送りすることなく経営リスクを検証して、徹底した効率化や存廃を含めた経営の見直しに取り組みます。

4 行政情報の公開と提供

(1) 情報公開制度の適正な運用

市の保有する情報の適切な公開により、市民の知る権利に寄与するとともに、透明性の高い行政手続や行政運営を確保し、より公正で市民が参加しやすい市政を目指します。

(2) 個人情報保護の順守

情報化社会の進展に伴い、個人情報の利用機会が拡大していることから、情報の漏えいなどにより市民の権利が侵害されないよう、個人情報を適切に取り扱います。

5 地方分権

(1) 地方公共団体による主体的な取組

国と地方の役割分担の明確化を図り、生活に密接にかかわる課題は、市民に身近な地方公共団体が主体的に処理を進めます。

国や県が権限を有している事務のうち、福祉や教育などの地域生活に直接関係する事務や、市民の利便性が向上する事務、まちづくりや地域づくりに関係する事務などについては、国や県に財源も含めた権限移譲を要請し、市民生活の向上を目指します。

(2) 国などへの権限移譲の要望

国から地方へのより一層の税源移譲と、国と地方の役割に応じた税源の配分が図られるよう要望することにより、地方分権の進展に対応した、自主的・自立的な地方行政の運営を目指します。

地方とのかかわりが深い事務などについて、地方公共団体への権限移譲を国に提案し、事務処理の効率化を目指します。



主な指標

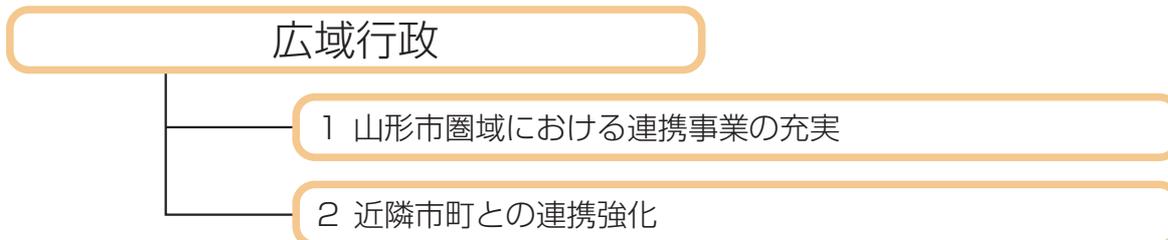
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-------------------------------|------|-----------------|-----------------|---------------------------------------|
| 経常収支比率 | % | 88.0 | 87.0 | 財政の硬直度を示す指数で、数値が小さいほど良い。 |
| 将来負担比率 | % | 35.5 | 30.0 | 将来負担すべき負債などの標準財政規模に対する比率で、数値が小さいほど良い。 |
| 市民満足度・重要度アンケート調査における満足度の全体平均値 | ポイント | 3.065 | 3.150 | 最高点は5.000ポイント |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|----------------------|------|
| 市税等の電子納税推進事業 | 市 |
| 各種証明書のコンビニエンスストア交付事業 | 市 |
| ふるさと納税推進事業 | 市 |

広域行政

施策の体系



基本方針

市民の行政に対するニーズが行政区域を越えて広域化し、かつ、高度化している一方、自治体の財政状況は厳しい状況にあり、市民の多様な要望に応えていくためには、自治体の広域的な連携が必要になっています。効率的で利便性の高い行政運営と生活機能の確保による豊かさや魅力のある都市・圏域としての発展を目指し、近隣市町の持つ都市機能のネットワーク化を図るとともに、従来の枠組みにとらわれない新たな連携事業も視野に入れて、都市機能を相互に補完するまちづくりを推進します。

施策

1 山形市圏域における連携事業の充実

本市と山形市・上山市・山辺町・中山町が組織している山形定住自立圏^{注1}について連携事業の拡充を図るとともに、連携中枢都市圏^{注2}への発展的移行を市民の視点に立って検討し、人口減少・少子高齢社会においても、地域の活性化と経済の持続性を高め、安心して快適な暮らしが営めるよう、近隣市町との活力ある圏域の発展に取り組みます。

2 近隣市町との連携強化

一部事務組合や広域連合協議会などにおいて、構成する市町間の積極的な情報と意見の交換を進め、各分野における連携事業の充実を図ります。

また、市民の活動範囲の広域化やニーズの多様化などから、市民サービスの向上や効率的な行財政運営に向けて、新たな枠組みによる連携事業に取り組みます。

注1 山形定住自立圏：山形市・上山市・天童市・山辺町・中山町が連携を図り、必要な都市機能及び生活機能を相互に活用して、住民が安心して暮らせる区域を形成しようとするもの。

注2 連携中枢都市圏：相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する総務省の施策のこと。山形定住自立圏は、村山地方の経済成長や生活関連機能サービスの向上など幅広い分野に取り組む連携中枢都市圏への移行を目指しており、さらに活力ある圏域の形成が期待されている。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|------------------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 山形定住自立圏又は連携中枢都市圏の協定による取組事業件数 | 件 | 10 | 12 | |

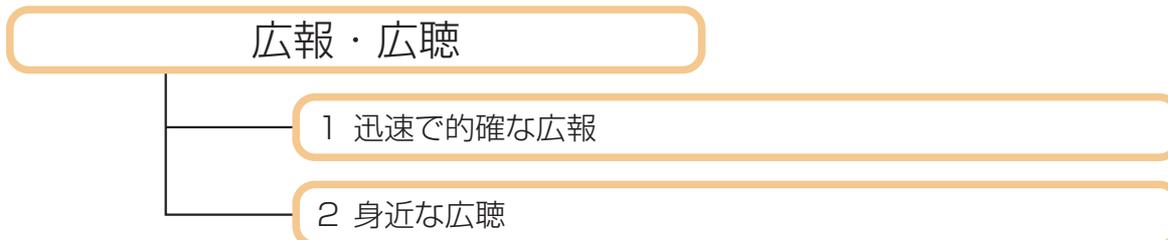
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|---|--------|
| 山形定住自立圏域における広域行政事業 | 協議会 |
| クリーンピア共立（東根市外二市一町共立衛生処理組合）におけるごみ・し尿処理事業 | 一部事務組合 |



広報・広聴

施策の体系



基本方針

誰もが分かりやすい市民目線の広報活動を目指し、市報や報道機関などの従来型メディアに加え、SNS^{注1}などの新たなメディアを活用して、市民が必要としている情報を迅速かつ的確に提供し、行政の見える化^{注2}を推進します。

活力に満ちた市民生活や個性豊かな地域社会の現状を把握し、市政に生かすため、広聴体制を充実し、市民からの要望や意見の収集と整理・分析に努め、事業の実施や将来計画の策定に反映します。

広報と広聴は、それぞれが結びつき、十分に機能することにより市政への市民参画が図られるため、広報と広聴の施策を連携して実施します。

施策

1 迅速で的確な広報

(1) 活字媒体を活用した広報活動

活字媒体である市報てんどうは、広報誌として古くから親しまれており、幅広い年齢層への情報伝達手段として現在も有効です。市政の課題を常に明らかにしながら、市民が行政情報を漏れなく把握することができるよう魅力ある効果的な情報提供に努めるとともに、より一層分かりやすい市報を目指します。

(2) 多様な媒体の活用や多言語化による効果的な広報活動

テレビ・ラジオ・新聞に加え、市民との双方向コミュニケーションを図る対話型メディアであるSNSなどを活用し、迅速で効果的な情報発信に努めるとともに、市在住外国人が安心して暮らすことができるよう広報の多言語化に取り組みます。

(3) 報道機関などに対する広報活動の強化

現代社会は、情報通信技術の進展に伴い、積極的な情報発信が行いやすくなっています。広報活動については、報道機関などへの積極的な情報発信と提供により行政情報のさらなる伝達に努めます。

注1 SNS：Social Networking Serviceの略で、人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供するオンラインサービス。Webサイトやスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

注2 行政の見える化：市民の誰もが知りたいときに必要とする行政情報を得ることができるよう、行政情報を様々な方法により積極的に提供すること。

2 身近な広聴

(1) 市民相談機能の充実・強化

市民相談室は、市民からの相談・意見・要望などに対する全般的な窓口です。高度化する事案に対応するため、担当部署と十分に調整を図り事案の解決を促すとともに、専門家による相談事業の充実を図り、解決に向けた支援を行います。

(2) まちづくり懇談会の実施

各地域が日常生活で抱えている問題や課題、市政全般に対する提言などについて、市長と市民が直接意見交換する場を設け、市内各地域における住みよいまちづくりを進めます。

(3) 「市政への提言」の実施

市政に対する意見や提言を受けることにより、市民ニーズを把握するとともに、市民の視点に立って行政サービスの改善に努めます。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|--------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 市のホームページへの年間アクセス件数 | 万件 | 64.7 | 70.0 | |
| 市メール配信サービスの登録者数 | 件 | 1,264 | 1,500 | |
| Facebookのフォロワー数 | 人 | — | 1,200 | |

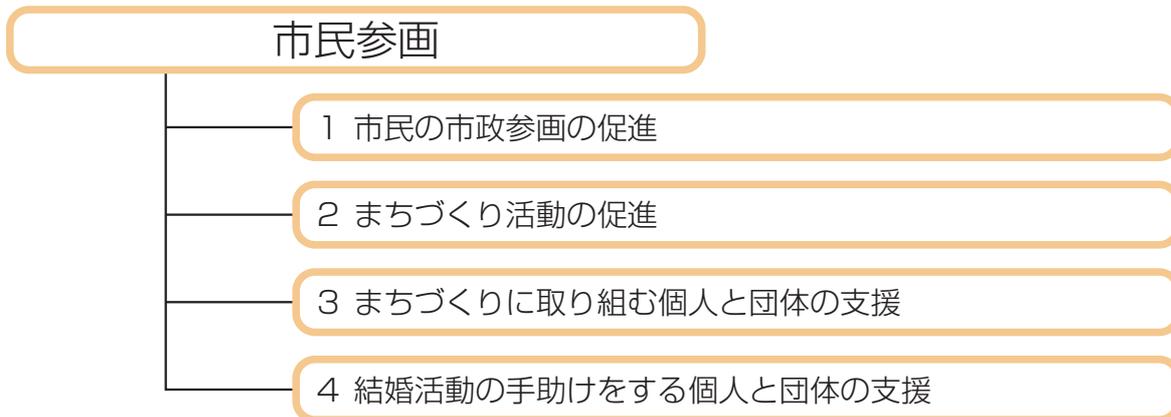
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|---------------|------|
| 市報てんどう発行事業 | 市 |
| 市ホームページ管理運営事業 | 市 |
| まちづくり懇談会開催事業 | 市 |
| 市民相談室運営事業 | 市 |



市民参画

施策の体系



基本方針

市民が望む行政を実現するためには、市民総参加によるまちづくりを推進することが重要です。市内の各地域で行われている行政と連携した様々な活動をさらに促進するとともに、ボランティア組織や企業、NPO^{注1}などの活動を育成・支援して、市民が市政に参画しやすい環境づくりや機会の確保に取り組めます。

施策

1 市民の市政参画の促進

市政への市民参画を促進するため、審議会などへの公募委員の導入やパブリックコメント（意見公募手続）の活用を積極的に行い、市民の意見や提言を各種行政計画に積極的に取り入れます。

市民協働によるまちづくりを推進するため、市政と市民の伝達役を担う囑託員制度などを活用します。

2 まちづくり活動の促進

地域いきいき講座^{注2}への講師派遣や各種情報の提供などを実施し、自主的な地域活動等を助長します。地域活動に携わる人材の養成に努めるとともに、町内会などの自治組織の活動を支援して活力ある組織づくりを進め、地域の実践力を高めます。

3 まちづくりに取り組む個人と団体の支援

まちづくりに向けて意欲のある個人や団体が自発的に活動できる環境を整備するため、NPO法人や公益活動に取り組む個人・団体ボランティアへの支援を行い、福祉や観光など様々な分野で市民主

注1 NPO：ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人（特定非営利活動法人）という。

注2 地域いきいき講座：市民の学習グループが、地域の課題解決などのために開催する講座のこと。講座に対しては、市の職員を講師として派遣することができる。

体のまちづくりを目指します。

4 結婚活動の手助けをする個人と団体の支援

市の人口維持に向けた市民総参加の対策を目的として、結婚を希望する本人や周りの人の意識を向上させるため広く啓発を行い、結婚サポーターなど結婚活動の手助けをする個人・団体を支援します。

主な指標

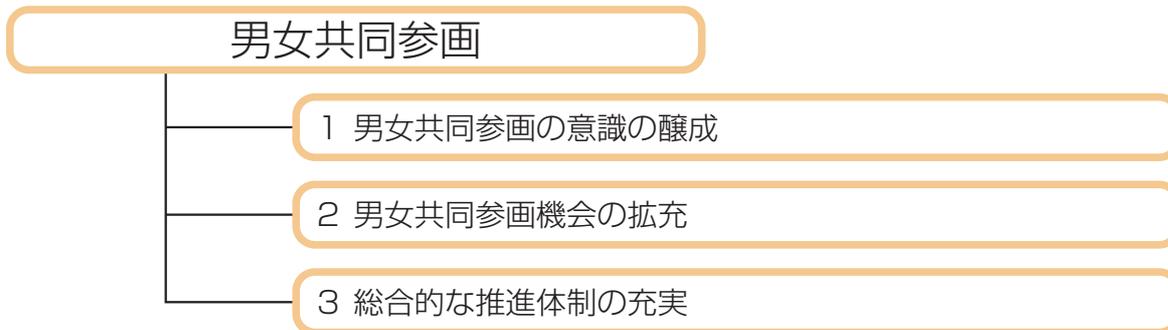
| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 審議会等への公募委員の導入の割合 | % | 26.0 | 30.0 | |
| 地域いきいき講座の参加者数 | 人 | 7,570 | 8,000 | |
| NPO法人の数 | 法人 | 13 | 16 | |
| 1年間の婚姻数（婚姻届数） | 組 | 652 | 660 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|---------------------|------|
| 市政の連絡や周知のための囑託員設置事業 | 市 |
| 地域いきいき講座開催事業 | 市 |
| 結婚活動支援事業 | 市 |
| むらやま広域婚活サポート事業 | 県・市 |
| 結婚新生活支援事業 | 市 |

男女共同参画

施策の体系



基本方針

家族形態の多様化や人口減少など社会環境が大きく変化する中、社会における女性の役割は重要性を増しています。男女の人権尊重や共同参画の意識啓発、LGBT^{注1}の理解促進に努めるとともに、男女共同参画社会に関する相談・支援体制などを整備し、家庭や仕事、地域活動との両立を支援します。また、地域や学校など様々な分野における男女共同参画に関する活動を推進します。

施策

1 男女共同参画の意識の醸成

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女が互いの人権を尊重して、対等な構成員として認め合う社会基盤づくりを展開します。

家庭、地域、学校のそれぞれにおいて、男女共同参画社会に関する学習機会の提供や広報誌の発行を通して、人権尊重としての男女共同参画意識の普及・啓発に努めます。

2 男女共同参画機会の拡充

男女が協力して地域活動やまちづくりに参画できる機会を確保し、審議会や委員会などの政策・計画策定に女性の能力を十分に活用していきます。女性の就労支援や育児・介護休業などの普及・啓発により、女性活躍に資する働き方改革を推進するとともに、男女ともにワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭と仕事、地域活動の両立を支援していきます。

3 総合的な推進体制の充実

家庭内暴力やハラスメント、いじめ、差別などの人権を侵害する行為の防止・根絶を目指し、県福祉相談センターなどの関係機関との連携を強化しながら、生活上の悩みを抱えた人が安心して暮らせる環境整備と女性の安全・安心に関する情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。

注1 LGBT:Lesbian、Gay、Bisexual、Transgenderの略で、性的少数者の総称。政府は、「性的指向・性自認を理由とする偏見や差別を無くそう」を啓発活動の強調事項として掲げている。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|----------------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 附属機関（審議会・委員会など）における女性委員の割合 | % | 19.8 | 30.0 | |

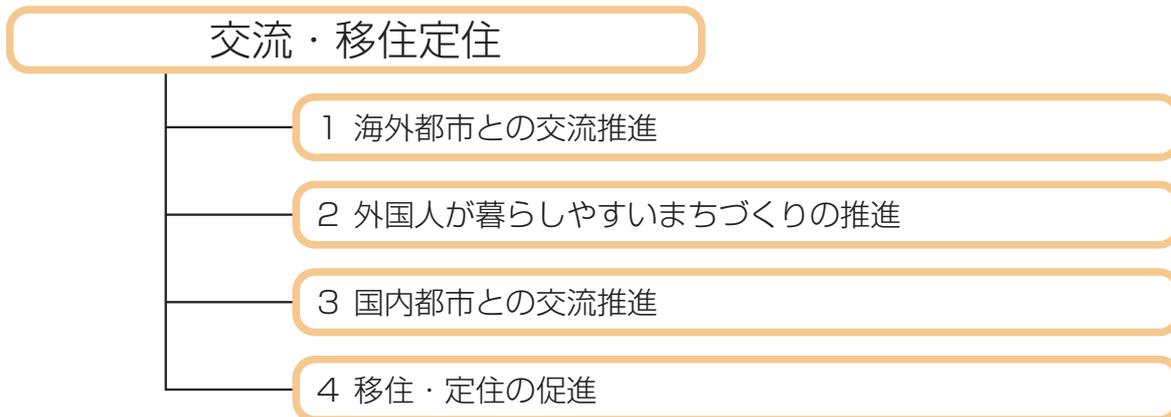
主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|---------------------|------|
| 男女共同参画社会推進事業 | 市 |
| 男女共同参画社会市民の集い開催事業 | 市・民間 |
| 男女共同参画タウンミーティング開催事業 | 市・民間 |



交流・移住定住

施策の体系



基本方針

本市でも、技能実習や結婚などをきっかけに多くの外国人が在住し、様々な分野で外国人と交流する機会や外国文化に触れる機会が増えています。海外の姉妹友好都市との交流を進めるなど市民レベルでの国際交流を積極的に推進します。市在住外国人や訪日外国人に分かりやすい情報を提供するなど、外国人にやさしいまちづくりを推進します。

国内においては、地域資源を活用した市民相互の交流や都市間の交流をさらに推進するとともに、人口維持に向けて移住・定住やU/Iターンなどの促進に取り組み、交流人口と定住人口の拡大に努めます。

施策

1 海外都市との交流推進

異なる文化に触れることによって国際性豊かな人材を育成するため、天童市国際交流協会と連携しながら、海外の姉妹友好都市の3都市（イタリア・マロスティカ市、ニュージーランド・マールボロウ市、中国・瓦房店市）について市民訪問団や青少年大使など市民による相互交流に継続して取り組みます。

将来における芸術・文化・スポーツ・経済などの分野での新たな海外都市との交流を視野に入れた事業にも取り組みます。

2 外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

行政や地域情報の多言語化など外国人にやさしい環境を整備し、天童市国際交流協会の活動を支援しながら、市在住外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会^{注1}を目指します。

山形県国際交流センターや他の関係機関・団体と連携しながら、外国人に対する支援や交流の機会の拡大を図り、外国人の意見や要望の把握に努めます。

注1 多文化共生社会: 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていく社会のこと。

3 国内都市との交流推進

相互交流協定を締結している4市（茨城県土浦市、群馬県館林市、北海道網走市、宮城県多賀城市）を中心に、観光資源や歴史・文化的資源を活用しながら様々な分野での交流を推進するほか、織田信長サミットなど歴史的つながりのある都市との交流を拡大します。

在仙天童会の組織強化を図り、仙台圏との交流人口を拡大します。

4 移住・定住の促進

人口の維持を目指し、移住・定住希望者のニーズに合った情報提供や相談体制の充実などを図るとともに、天童暮らしの魅力発信などの施策を積極的に展開していきます。

主な指標

| 指標内容 | 単位 | 現況 H28(2016) | 指標 H36(2024) | 説明 |
|-----------------------------|----|-----------------|-----------------|----|
| 20歳から25歳までの転入者数 | 人 | (H26) 400 | 400 | |
| 20代から40代までの人口 | 人 | 21,470 | 22,300 | |
| 移住の取組による20代から40代までの移住者数（累計） | 人 | 61 | 220 | |
| 50代から60代までの人口 | 人 | 17,026 | 17,450 | |
| 移住の取組による50代から60代までの移住者数（累計） | 人 | 6 | 100 | |
| UIターン相談件数（累計） | 件 | 5 | 60 | |

主な事業

| 事業名 | 実施主体 |
|---------------|------|
| 織田信長サミット交流事業 | 市 |
| 天童市国際交流協会支援事業 | 市・民間 |
| 移住・定住促進事業 | 市 |



